

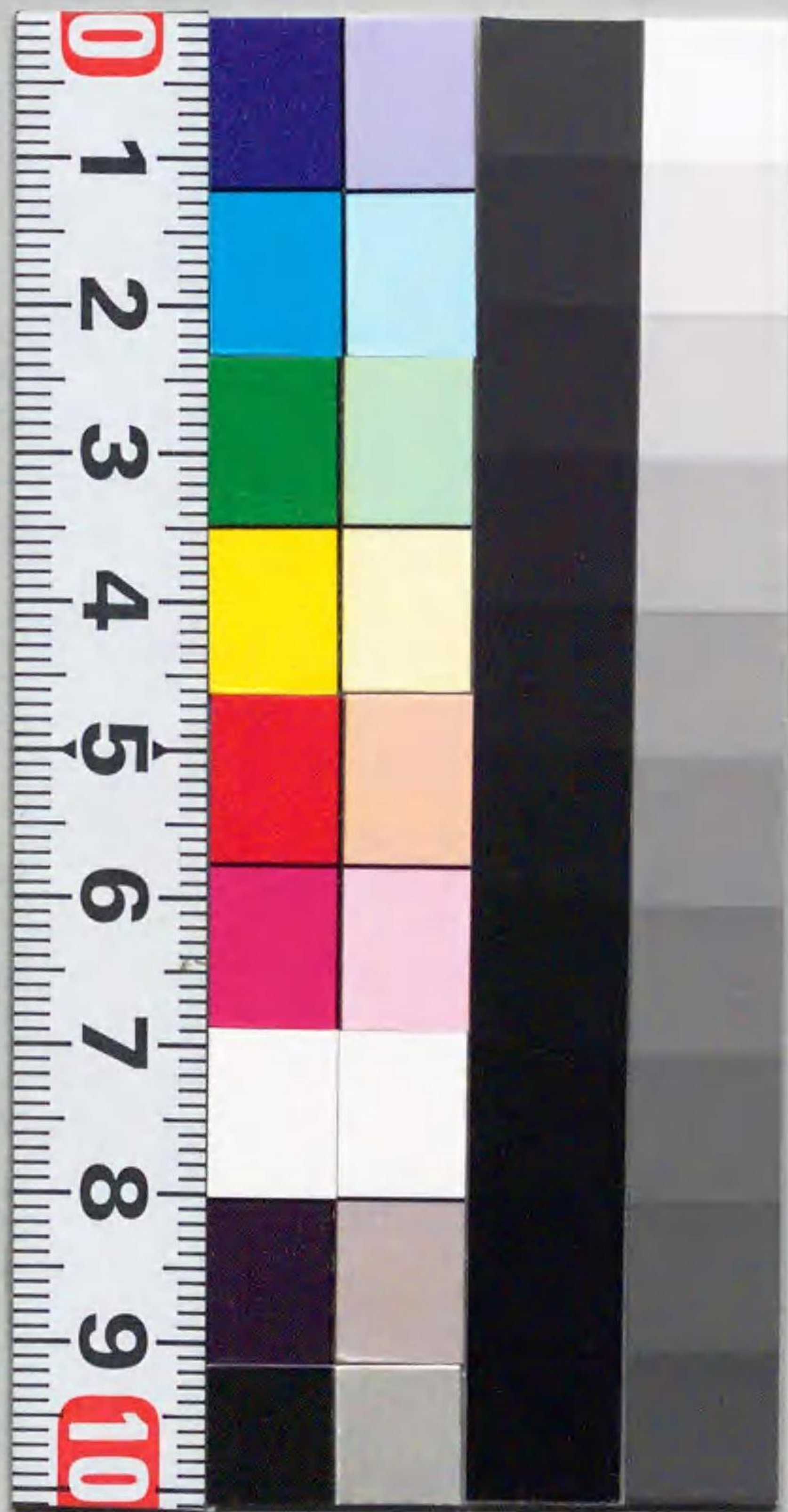
210.08
Ko5483




00712651

X

複写







國史叢書

新

東

鑑

三

評者 萩野由之
 編輯 松本愛重
 編者 黑板勝美
 校者 三宅米吉

國史研究會藏版



評 文學博士 萩野由之
 議 文學博士 黑板勝美
 員 文學博士 松本愛重
 文學士 笹川臨風
 文學士 菊池謙二郎
 文學博士 三宅米吉

黑川真道編

(順ハ口イ)

國史叢書

新 東 鑑 三

國史研究會藏版

210.08
K05483



712651



新東鑑 三

目次

卷之十八

阿部備中守并諸家高名の事 岡山表合戦并水野隼人正青山伯耆守武勇を勵ます
事 大坂落城の事 織田主水關東へ召出さる并佃治郎兵衛水練附忠昌朝臣
忠輝朝臣御目見の事 大坂諸士自害并御簾中城中を出でらるゝ事
豊臣家滅亡の事

卷之十九

兩將軍御凱陣の事 首級目錄 越前忠直朝臣の事
長曾我部宮内少輔生捕らる并山川帶刀北川治郎兵衛の事
落人誅せらるゝ事 氏家兄弟切腹の事 兩御所參内并諸大名恩賞を蒙る事

目次

卷之二十……………二七

法度を定めらる并年號改元附越後少將蟄居の事 最上大藏少輔滅亡の事
大御所關東へ御放鷹の事 御旗本衆賞罰の事 家康公薨去の事
御軍令并伊東別所爭論の事 日光山へ御改葬の事

附録卷之一……………一六

上杉景勝卿仕寄を附けらるゝ事 畠山入庵二條へ登城并甲陽軍鑑批判の事
加藤家の元老より大坂へ兵糧を贈る并肥後守忠廣配流の事
加藤式部少輔明成改易の事 越前家の臣山縣伊賀浪人の事
加藤家の臣川村權七歸參の事 河路權内内藤左兵衛討果す事
前田家の吉田大藏射術名譽の事 龜田大隅御馬拜領の事
福島丹波後藤又兵衛と武を論ずる事 池田家の南部越後尼ヶ崎の城を救ふ事
久世三四郎斥候の事 小栗又市檢使の事 安藤治右衛門心掛の事
井上小左衛門の妻携二子出城の事 上條又八、和田庄兵衛を討果す事

木村長門守の事 眞野佐太郎剃髮の事 稻垣攝津守御加増の事

伊達政宗家臣を成敗の事 島津家、豊臣家の招に應ぜざる事

杉原常陸介着陣の事 賀島主水并稻田九郎兵衛手柄の事

堀丹後守横鎗を入るゝ事 中井大和素生の事 木村總右衛門同藤五郎並川

村與三右衛門の事 吹田太郎左衛門の説 眞田左衛門佐の事

篠原又左衛門の事 毛利安左衛門物語の事 薄田左馬介の事

塙團右衛門の事 後藤又兵衛、黒田家を立退く事 明石掃部介潛居の説

井島清六今津に赴く事 檜物師九郎左衛門城中に留まる事

上林竹庵の事 狩野山樂城中を通るゝ事 後藤庄三郎の事

同卷之二……………三二

兎御吸物の事 連歌御會の事 葵御紋の事 江城の事

江城御鎮守の事 増上寺並淺草寺の事 御城内家作并町方普請の事

博奕御制禁の事 鳶澤町の事 辨慶堀の事 東叡山寛永寺の事

諸家留守居の事 與力同心等の事 家康公御陣場數の事
 家康公能く諫を容れ下聞を恥ぢざるの事 家康公御驕慢なき事
 秀忠公寛仁大度の事 秀忠公謹嚴の事 家光公御治世の事
 福島左衛門大夫正則の事 加藤肥後守清正の事 淺野紀伊守幸長の事
 細川越中守忠興の事 加藤左馬助嘉明の事 黒田筑前守長政の事
 伊達陸奥守政宗の事 淺野但馬守長晟の事 藤堂和泉守高虎の事
 大久保相模守忠隣の事 成瀬隼人正正成の事 安藤帶刀直次の事
 本多佐渡守正信の事 板倉伊賀守勝重の事 板倉周防守重宗の事
 酒井雅樂頭忠世の事

同卷之三……………三三〇

土井大炊頭利勝の事 井伊掃部頭直孝の事 酒井讚岐守忠勝の事
 阿部豊後守忠秋の事 松平伊豆守信綱の事 保科肥後守正之朝臣の事
 土屋相模守數直の事 久世大和守廣之の事 堀田筑前守正俊の事

阿部豊後守正武の事 戸田山城守忠昌の事 牧野佐渡守親成の事
 執事職の事 所司代の事

追加卷之一……………三七二

大坂夏陣御先手勤方覺 手塚軍配覺 萱振錦郡へ相働覺
 八尾川原一番合戦覺 八尾二番合戦覺 若江口一番二番合戦覺
 若江二番合戦覺

同卷之二……………四四九

八尾三番合戦覺 久寶寺追入覺 平野追討覺 天王寺口合戦覺書

目次終



新東鑑卷之十八

阿部備中守并諸家高名の事

城將大野主馬介治房は、諸將の指揮を主り、鉦の紋付きたる旗を眞先に押立てたり。相伴ふ人々には、大野道犬、赤吹貫二本を先立て、進む。其外内藤宮内少輔・淺井周防守・三浦飛驒守・稻木三右衛門尉・樋口淡路守・青木駿河守・野々村伊豫守・眞野豊後守・右川肥後守・小倉作左衛門・長野與五郎・成田兵藏以下都合三萬、寄手の先陣たる前田が梅鉢の紋付きたる旗を目掛け、一番に此手を突崩さば、残る兵は、風に草の偃すが如くならんと、相測つて押出す。此所には前田筑前守利常兵三萬、二陣本多豊後守康純ヤサのり・同縫殿助康俊・遠藤但馬守慶隆等、軍令を守つて陣しけるが、午の刻を過ぎて、合戦を始むる令前田の先鋒長如庵・山崎長門守長徳・入道閑齋・本多安房守政重・横山山城守長知の

前田利常
大野治長
合戦

阿部備中守并諸家高名の事

軍兵等、馬の鼻を雁行に連ねて、敵を引包まんと、相蒐りに蒐つて合戦を始め、追ひつ返しつ、斬りつ斬られつ、暫く揉合ひけるが、加州の先陣、一手は追立てられて、右往左往に敗軍す。然りと雖も二の備は敢て亂れず。敵の虚に乗つて討てやとて、筑前守塵を取り下知すれば、二三の備、旗本軍士まで、同音に鬨を作つて攻めけるに、大坂勢は一溜りもなく崩れ懸れば、加賀勢は、勇み進んで追討つ所に、稻荷明神の前にて、小倉作左衛門・長岡與五郎が部下、おはがへし大返に返して戦ひければ、加賀勢又敗績す。

或記に、岡山筋にては、埋火列上りけるにより、秀忠公の御先手は是に驚き、色めき崩れしが、御手廻の近習は高名を心懸け、先へ出でたる砌なれば、不慮の敗走にて、御馬廻にも、僅の人なる故、將軍は手鎗を持たせられ、敵の中へ蒐入らんと進ませ給ふを、安藤對馬守馳せ來り、御馬の口を控ふる所、本多大隅守・加藤左馬介・黒田筑前守馳來り、御旗本を固めたり。時に御下知により、三枝平右衛門御旗を押立て、崩れ懸る味方の中を抜け、敵前近く詰寄せ、沼を前に當て、御旗を立て

ける天晴なる仕方、敵兵も此振舞を見てや、暫く猶豫するを、東兵は立直して蒐りければ、大野主馬介防ぎ戦へども、本多豊後守・遠藤但馬守・本多縫殿助・蒔田權之介・石川伊豆守・片桐兄弟等、横合に懸り揉立つる故、大野も終に打負け、城中指して退きけると云々。此砌の事なる事。

然る所に片桐兄弟・宮城丹波守・石川伊豆守・蒔田權之介等、時分を計り、横鎧を入れければ、城兵大に敗走して、城中指して退くを、東兵勝に乗つて追蒐りければ、敵は取つて返し、火花を散らして相支ふと雖、防ぐ事能はず、城中迄逃入りたり。利常が炮卒の長安藤長左衛門、治右衛門正次が弟にて、時に三十七歳と云々。敵將を選び討ち、鎧創を蒙りける。

或記に、此時敵は、玉造口の東の門へ逃入りければ、東國勢、終に附入にせんとする所を、城中より、北村五介といふ者、鐵炮の藥筥を投出し、火矢を射かけ、一度に刎上りけるにより、皆々退きしと云々。

是より先、土井大炊頭利勝が先手寺田與左衛門・土井内藏助・長尾但馬守等は、一戦に利を失ひける。

或記に、土井大炊頭・酒井雅樂頭は、將軍家の執事職故、御本陣にあり。依之、土井は、佐久間備前守安次・舍弟大膳亮勝之本書に安政とありを頼み、酒井は、息阿波守忠行を陣代とし、細川玄蕃頭興元を憑めり。一本に、是れ台命に依つてなりと云々。是れ皆、中軍の備たり。已に制令、一番に土井勢、二番に酒井勢と定められし所、備場に至り、玄蕃頭下知して、酒井勢を、土井勢の左の方に備へさせけるにより、佐久間備前守之を見て、軍令に背く由を申して恐ると雖も、興元改めざる故、安次泳へず、右の趣、軍士を以て土井に告げけるに依つて、利勝、此旨を酒井に達し、備を立替へん事を演ふるにより、忠世は馬に打乗り、駈けて我備に來り、玄蕃頭に向ひ、上意を背くに相似たれば、早備を立替へられよと申せば、細川答へて、夫れ一二といふ次第は、何ぞ前後に依るべきや。地形に依つて、其宜しきに従ふべきなり。敵に向つて戈を接ふる事は、如何にも御諛を守り、土井より後にすべし。所存あれば、斯く屯を設けたり。後に思當り給へと、備を立替へざりしが、果して敵の鋒先尖にして、土井が備大に崩れ、朽葉色の旌旗數して、寺田・土井・長尾等敗北す。佐久間、頻に下知すれど

も、持直す事能はざるにより、細川は酒井が兵を以て、横を打つて闘はしむ。阿波守は自身高名し、一手へ首卅餘級を討取りけり。雖然、城兵強くして、土井が備愈崩れ、酒井が備も散亂せしが、谷大學頭盛返し、一騎輪乘をなし、芝居を踏みければ、細川興元も盛返さんと、二將傑出して勇を顯はす。又酒井左衛門尉牧野右馬允は、土井が備、敗北の體を見て、わざと我備を引放し、一町計り退きて屯しけるが、城兵千計り真鷲に蒐り、左衛門・右馬允・大炊頭、此三備を突崩せし所、稻垣平右衛門尉重綱後に攝津守と稱す。今志州鳥羽城主、三萬石を領する稻垣氏の家系なり。或本に、稻垣平右衛門長茂の子攝津守重綱は、承應三年正月八日に卒すと云々。は、僅に雑兵百五十を以て、横を入り敵陣を破り、一手へ首卅五級を得たり。土井が組の由良信濃守貞繁も、鏝を合せて高名す。其臣、松原庄左衛門、首級を得、田村五郎右衛門は疵を蒙り、大谷五郎兵衛・大澤監物は戦死す。土井が組の田村兵庫江州の族なり。承植が一、大澤右京大夫基重或本に、左近衛權中將基宿の子侍從基重は、慶安三年五月廿六日に卒すと云々。は、手勢を率ゐて奮戦し、自ら首級を得たりしと云々。

高木主水正次が組の御番工大岡忠四郎忠行・林藤四郎吉政・米倉小傳次義繼・筒井阿部備中守井諸家高名の事

甚之介・間宮庄五郎正元卅一歳は、一足も去らず討死す。渡邊平六直綱後に、六左衛門又兼下總守と稱す。松五左衛門正直後に、下總守と稱す。或本に、兼松藤右衛門正勝の子孫五左衛門正直、後下總守と稱す。寛文六年七月十三日、七十九歳にて卒す云々。金田惣八郎正吉高木忠右衛門爲信は、勇猛を顯し創を被る。組頭山田清太夫重次、並に小笠原久左衛門正直・近藤金藏・權田小三郎泰清は、首級を得る。主水正が從士、林莊兵衛は命を殞す。木村治郎左衛門・小田喜之介は、深く創を被れり。

或本に、是より先に秀忠公は、先隊を御巡見あつて、御本陣に歸らせ給ふ。時に安藤對馬守重信馳せ來り、御先手は敵に喰付き候。加賀勢と井伊が備の間空地の所へ、御番頭・御書院番の諸士を進め、鬪はしめ給ふべき由を言上す。依之、秀忠公、御左方の先軍、大番頭高木主水正が組と、大御所の左の先鋒阿部備中守正次が組を、向けられんと、朝比奈源六正重を以て、此趣を大御所へ達し給ふと云々。各競ひ進む中に、御書院番頭水野隼人正忠清、青山伯耆守忠俊は、舊冬より互に武威を争ひければ、水野は一番なりと雖も、青山が組は、加賀の先隊本多安房が備の東へ寄りて蒐りければ、敵を正直に受くる故、悉く死を決して控へける。又、水野隼人

正は、加藤肥後守忠廣が叔父たるを以て、火炮の輕卒百人に、老功の士を添へ差越したれば、其備最厚し。然るに青山が組は、加賀勢の後へ割入り、先へ起らんとするを、水野が組松平助重郎秀信進み出で、青山が備、やがて道筋に張出さば、敵と間近く、當組に先達つて鍵を始むべければ、當組は二つに分つて、忽ち道筋へ出で、敵陣に押付け、青山より先に戦ふべしと申せば、元より勇氣の忠清なる故、何ぞ青山に劣るべきかと、牙を噛んで工夫を凝らす折なるにより、忠清、此意見を信容し、組を分つて道筋に押出し、頻に繰詰めける。松平助重郎は、本道殊に人數込合ひければ、敵合近く深田を越え、敵陣に馳入りて戦死す。其臣高松四郎左衛門、同じく命を失ひける。

或記に、松平助重郎は、豫て敵に遭ふ事、此組にての一番は、我等なるべしと申しける。水野多宮守定、之を聞きて微笑し、廣言を吐くべからず。當隊の士、誰か貴殿に劣らんやといへば、重信重ねて、當組の士、我馬に超えたる駿足を持たず。其上上田吉之丞重秀より、已に兵術の蘊奥を傳へたれば、誰か我に先を争ふ者あ

らんやといひけるを、聞く者或は感じ、或は憎めりと云々。

秀信に相續いて、松平庄九郎忠一・山口助治郎・山口小平治重克・梁田平七郎・同平十郎は、沼を越えて、晴なる討死を遂げたり。

或記に、松平庄九郎忠一は、秀忠公の麾下に供奉せり。時に諸士に謂つて曰、大坂必ず破れ、天下混一せば、吾生の中、又鬪戦あるべからず。今若し武名を顯はさずば、又何れの時を期せんや。我れ幸に麾下の前隊に屬す。必ず先登して、父祖の忠死を相繼ぐべしといひしが、果して大坂の多勢競ひ來れる時、先鋒に馳入り勇を振ひ、終に戰死す。行年廿六歳なりと云々。

別記に、忠一が曾祖父、好景大炊介と稱せり。是は、松平右京亮親忠の孫なり。親忠は家康公の御先祖なり。參州深溝

の城主にて、家康公に仕へしが、東條の吉良義昭と合戦の時、永祿四酉年四月十五日、四十四歳にて戰死せり。祖父を伊忠主殿助と稱せり。武田勝頼と合戦の時、天正三甲戌年五月廿一日、卅九歳にて討死す。父は家忠主殿頭と稱せり。慶長五庚子年七月十八日、伏見城に於て戰死せりと云々。四十六歳なり。今下野國宇都宮城主、七萬石を領せる松平氏は、忠

一が兄主殿頭忠利が家系なり。

水野隼人正は、軍已に急なるにより、突棄切棄にせよと呼ばはり、馬上に鎗を揮つて鬪を始め、魚鱗になつて突いて蒐れば、敵勢は水野を部將と見て、頻に之を討たんとす。水野が郎等小田加右衛門・淺井與三右衛門は、隼人正が馬前に馳塞がり、敵の鎗を奪ひ取れば、水野は鎧下に敵二人を突伏せ、加右衛門に首を取らせけり。鬼小左衛門が從士を始め、組中、勇猛を勵まし敵を破れり。又忠清が從臣は、十餘人戰死せりとぞ。

或記に、水野忠清は、日向守勝成が末弟なり。慶長・元和の兩役忠清は書院番の第一隊たるに因つて、隊下を指揮して、武功を顯せり。故に元和二年參州蒞屋に於て、二萬石の采邑を給はり、寛永九年蒞屋を轉じて、同州吉田に於て、四萬五千石を給ふと云々。水野和泉守忠重の第三子忠清は、正保四年五月廿七日に卒すと云々。

青山伯耆守忠俊が組も怵へずして、水野が組に續いて深田を乗越え競ひ蒐る。殊更大久保四郎左衛門忠成、早く馬を馳せて敵に向ふ。御番士中根傳七郎正成、後に大隅守。

或本に中根半兵衛正貞の子、大隅守正成は、寛文十一年九月四日に卒すと云々、續いて乘入り、敵の首を得たる處を突落されて、深創を被る。然る處へ高木忠右衛門爲信駆付け、日來の知音此時なり。助くべしといひけれども、城兵手繁く蒐りし故、大に難澁するに、中根聲かけ、忠右衛門我を救はずんば、男が立つまじといひければ、高木氣を勵まして之を助け、再び進んで首級を得たり。其外高木善治郎正成主水正次が息、後に主水と改む、今村傳四郎正長後に彦兵衛、松前隼人忠廣、安藤傳十郎定知、川口茂右衛門宗量、花房又七郎正榮後に右馬介、大久保牛之介長重後に其右衛門、溝口半左衛門重長、近藤金藏、城織部信茂、井戸左馬助良弘等、頻に攻めて首級を得たり。中にも今村傳四郎は、敵中に馬を馳せ入る所を、馬に鐵炮中りて斃れければ、歩行立となり、尙又働きけるが、青山伯耆守之を見て、如何ぞ歩行立になるやと相尋ぬれば、正長爾々の旨を述ぶる時節、近藤金藏高名して傍を通り、驄毛の馬を傳四郎に授け、れば、彼馬に打乗りて駆入り、敵を突殪し下り立ちて、其首を取る間に、馬放れて行方を知らず。于時傳四郎は、取りたる首を伯耆守に見せん爲に、近藤に頼み、相渡して曰、汝が芳情に依つて功を顯したり。然りと雖も馬を失ひたれば、取返さずば再び還るまじと、廣言を吐き乍ら、又敵中に走入りし所に、彼驄毛の馬に乗りたる者のありける故、其敵を撃取りける。其外鈴木兵左衛門、佐野介左衛門、丸井五太夫以下、功を顯す者十人に及べりとぞ。

記に、是より先、水野が組の一色頼母といふ者、青山に向ひ、先年、我先祖、此所に於て討死を遂げ、父は關ヶ原合戦に戦死せり。今度、某も討死を遂げ、先祖の跡を追はんといふ儘に、敵陣に馳入り、思ふ程戦ひて、終に命を棄てけり。之を軍の手始とし、組中竝に水野、青山二手の郎従入、交りて相戦ふ。茲に忠俊が小姓島田惣五郎は、一番に首を取つて來れり。伊豫田與四右衛門も亦首を取り來り、島田と前後を論じけるを、青山聞きて、惣五郎は若年といひ、殊更首首にて、持參せる事も早し。汝が取るは首首にもあらず、縦ひ汝が得たるは一番にもせよ、惣五郎に讓るべきなるを、相論するは長氣なしと申しければ、伊豫田信服し、復敵陣へ蒐入りて、首首を提げ來り、伯耆守に見せければ、忠俊、無雙の働なりと感じけると云々。

或人曰、青山家臣の墓は、攝州東生郡天王寺村一心寺にあり。

阿部備中守井諸家高名の事

又、御勘氣を蒙りたる大久保左馬介忠知權右衛門忠爲、二男なり。今下野國鳥山のも、城主、三萬石を領する大久保氏の家系なり。馬を入れて敵陣を破る。又松平越中守定綱、並に舍弟信濃守定眞は、其組を率ゐて相戦ひ、兩將馬上にて鎗を揮ひ、敵陣を打破り、越中守自ら首を得たり。定綱が組の士戸田藤五郎重宗・三浦權六郎・駒井右京亮親直・同治郎左衛門跡部民部良保等首級を得、牧野傳藏成信等力戦せり。

岡山表合戦井水野隼人正青山伯耆守武勇を

勵ます事

嚮に秀忠公の御旗本の先手は、敗軍しけるにより、大坂勢は氣に乗つて挑み戦ふ中に、淺井周防守長房一本に政賢・三浦飛驒守義世一本に義清等は、家々の旗を風に翻して、競ひ進みける所に、大樹の右軍大番頭阿部備中守正次、組下五十騎にて、黑白段々筋の旗、白地に黒餅の馬符、家中の族は扇の差物、黑白の筋付きたるをさへせ、備を厚く立てたり。正次其日の装束には、緋緘の鎧に、同毛の星胃の緒をしめ、白き棧の差物

さし、黒の馬の太く逞しきに、梨子地の鞍置きて打乗り、組の者並に家中へ下知をなし、斯る打込の軍は、敵味方と分ち兼ねるぞ。構へて味方討はしする事勿れ。東國勢は長途を経たれば、顔の色黒し。敵は長々の籠城なれば、色白く、馬物具も汚れたり。夫を證に討てよ、違ふな者共とて、一同に曳々聲を出して進み蒐る。向より、嚮に敗軍せし土井大炊頭が朽葉色の指物さしたる武者共、足を亂して御旗本へなだれ懸るを、正次屹と見て、きたなし者共、旗は慥に見知りたるぞ。踏止まつて一戦せよ。阿部備中守茲にありと恥しめけれども、敢て止まらざりける。正次が嫡子修理亮正澄は、敗軍の士卒に道を塞がれ、進むべき様なかりしかば、道を横切り、一丈計もあるべき岸より、馬を飛ばせけるが、乗放して下に轉び落ちけれども、追が年若く、勇健の正澄なれば、頓て馬に飛上り、出合ふ敵を、馬より鎧にて突落し、自ら首を取りける。敵兵透さず追うて來るを、又鎧付けて、家人山本新兵衛に首を取らせ、御旗本へ差上げさせ、城兵淺井周防守・三浦飛驒守が三百計にて控へたる正中へ、會釋もなく駈入り、十文字に當り、巳の字に追廻し、左右に當つて、敵三人を突

落しければ、正澄が歩行の士卒、押付け首を取つたりける。又備中守正次は、城兵に圍まれ、已に危き所に、家臣下宮理右衛門内藤角右衛門、粟飯原庄右衛門以下、武威を勵まし追拂ひけるに、猶も兩人押並んで來れるを、内藤駈合ひ、一騎の武者の喉を拂ひ、落つる所を、下人首を取り、残る敵一人を、内冑を切つて落し、自身首を取り、下宮理右衛門は、敵を鎗付しを、高橋權右衛門走り蒐りて之を切り、相討なりと呼ばるるを、下宮笑ひて、夫迄も無しといひ捨てて後、敵の首を取り、本陣に歸れり。今日政次が小姓近藤五郎介は、冑首一番を取り、同組頭坪内五郎左衛門秀定は二番首、組頭大久保新九郎忠村、御番士近藤權左衛門正吉は高名す。正次が家中へ討取る首數二十五、組中へ五十八、都合八十三級を得たりと雖も、手負死人は多かりける。

記に、大樹御歸陣以後、大坂表の働を、御詮議ありける時、御旗本の面々は、多く備中守を證據とせりと云々。

斯る所へ土井大炊頭馳せ來り、自己の旗本二三の備を立直し、頻に下知を加へ、遂に敵を討破り、首級九十八を得たり。

或記に、本多出羽守正勝は、父上野介の士卒を率ゐて、挑み戦ひけるが、馬の首を斬られけれども、乗替の駿馬を牽來りければ、夫に打乗り、又敵陣へ駈入り、高名を遂げけると云々。

鳥井土佐守成次は、七組の長野々村伊豫守雅春と戦ひけるが、騎士十三騎討たれ、敵の首廿八級を得たり。茲に坂部作十郎宣勝は、時に歳十五歳なり久世三四郎廣當の舍弟にて、坂部三十郎康勝が養子なりしが、初陣に、天王寺表に於て雑卒を討取りて後、家僕に向ひ、兄三四郎殿は、高名せられしや如何と尋ねければ、已に冑付の首級を得給ひたる由答へければ、作十郎いへるは、我が久世にありては、此首を得て足れり。世に久世坂部と、甲乙なき武名を發する所、坂部家を繼ぎ乍ら、兄より軍功劣れる時は、養父への不孝なれば、再び闘ひ冑首を取らずば、生きて歸るべからずといひける故、聞く者之を制しけれども耳にも入れず、敵陣に乗込み討死せり。又安藤治右衛門正次は、前田筑前守利常の先手へ、御使に來りし所、城兵五六十騎計り引取る

を見て、前田の軍士に對し、あの敵を討取るべしといひけれども、前田勢は進まざる故、治右衛門いらつて、馬に鞭を當て、馳せけるに、敵三人取つて返しけるを、安藤馬より飛んで下り、太刀拔放ちて、敵の額を三刀斬りければ、城兵も、正次が額を三刀斬付け、互に目暗み、尻居に座しけるを、治右衛門は正氣付きて、敵の上に乗掛り、首取つて立上らんとする所を、城兵二人助け來れば、安藤が家人平山太右衛門記に太駟來り、二人の敵を追拂ひ、正次が取りたる首を持ちて、安藤をば肩にかけ、御左衛門陣場へ引取りける。一本に、平野の陣營とあり。

或本に、城方の斥候六七騎、進み來りける故、安藤治右衛門之を見て、加賀の部將等に、討取るべき旨を下知すと雖も、諸軍未だ兵糧を遣はさずといひて擬議しけるを、安藤は、利常若しくは運を計り、兩端を挟むやと思ひ、堪へ兼ねて馬を進めけると云々。

秀忠公は、正次を早々御前に御招きあつて、疵の程を尋ね給ふに、頭に深く疵あつて、堪へ難き體なり。其時安藤、愚臣が迫所の味方は大臆病者にして、逃走りたる旨を言上せり。將軍は大に治右衛門を惜ませられ、御直に疵藥を賜はりける折柄、召上がるゝ所の茶碗にて、御湯の餘を授けられたり。此器は、彼子孫に長く傳ふとかや。

或記に、安藤治右衛門正次、父は治右衛門定次といひしが、定次は帶刀直次、對馬守重信が叔父なり、關ヶ原合戦の時、伏見の城にありし所、敵の爲に左の股を射ぬかれ、其矢を抜きて戦死せり。正次は今年六月十九日、大坂に於て卒す。其墓は、攝州住吉郡平野村にありと云々。一本に、戦死と作るは誤り。

田上右京山彌四郎、御膳番にて、假の御使番なり、御旗本の崩れける時、追立てられて逃げたりしが、大御所の御陣場へ來り、破籠を持ちたる人夫の中へ馬を乗懸け、悉く踏破りける。後に御穿鑿あつて、臆したるに紛なかりける故に、改易せられたり。

或本に、山上彌四郎は、寛永年中、肥前島原の役に、忍んで松平伊豆守信綱が備にありて合戦を遂げ、歸參せんと思ひける所、不運にして陣所より出火し、歸陣の後、行方を知らずと云々。

記に、堀伊賀守利重は、御勘氣の身なりしが、忍んで松平下總守忠明が陣にありし所、昨六日の曙、後藤又兵衛が兵士と力戦し首を取る。今日天王寺表に於て働き、城中に攻入り、附従ふ兵士蔭山彌治右衛門・山田藤左衛門は粉骨を盡し、首級九を得たり。内二は、利重が得たる所なり。堀伊賀守は、則ち御勘氣御赦免ありしと云々。

或本に、堀市正利重は、秀忠公に仕へ、大番頭に至る。家光公の時、始めて寺社奉行職を置かれ、利重と堀式部少輔直之二人、其事を司る。其後御奏者の事を承り、常陸新治郡・近江淺井郡・安房長狹郡・上總望歸郡等の地を下し賜はり、常陸國岡取といふ所に居す。二萬二千石なり。息男越中守政照、始め利昌と稱す。萬治元年十月に卒す。時に五十八歳なり。嗣子なくして、天方主馬増道が男彌太郎包周を養つて子とす。後に市正に任ず。延寶七年十一月十一日、罪あつて沒收せらる。息主税を召出され、三千石賜ふと云々。

本多美濃守忠政の息忠義時に十四歳、或は十五歳なり。本書稱號を脱す。は、天王寺表にて働き、其臣大原儀太夫、

鎗付けて落つる所を、川口又兵衛・大屋庄右衛門、彼敵を取つて押へしを、忠義下立ち、首を御旗本へ持參せしを、本多佐渡守披露せり。

或説に、忠義が勇氣倫を絶す。古、能登守教經が如しと御感あつて、後に能登守に任せらるると云々。此説虚實辨じ難し。

或記に、忠義が母は、岡崎三郎信康君の御女なり。知行四萬石を給はり、寛永八年、加祿一萬石。同十六年、遠州掛川の城を給はり、二萬石を加賜せらる。正保元年、掛川の城を改め、越後村上の城を給はり、加祿三萬石。慶安二年奥州白川の城に移り、二萬石御加増にて、都合十二萬石を領し、延寶四年九月廿六日、七十五歳にて卒去すと云々。此家系、今奥州泉の領主一萬二千石なり。

本多美濃守忠政は、忠義と共に、天王寺表にあつて敵軍を破り、首二百八十餘級を得たり。此時家人佐野兵右衛門・安方佐傳治は討死し、蜂須賀金左衛門・同主馬等は、高名して疵を蒙る。松平下總守忠明も、兵を進め敵軍に乗込み、己に危く見えける所に、家人加藤太郎左衛門等討死し、敵を追打ち、首六十餘級を得たり。淺野采女

岡山表合戦并水野年人正青山伯耆守武勇を勵ます事

正長重も、城兵と刃を交へ、息をも繼がせず戦ひけるが、家人蒲倉仁兵衛、一番に首を取つて來れり。然るに歩行立の侍も、同じく首を持參せしが、蒲倉之を見て、渠こそ一番首なれ。其所以は、某は馬なり。敵を討ちたる時刻は遅しといひければ、彼侍のいへるは、縦ひ騎馬にても、本陣に來る事早きが、一番首なりと申しければ、長重之を感じ、馬上の一番首は蒲倉仁兵衛、歩行立の一番首は汝なりとて、二人に褒美せしとかや。又榊原遠江守康勝は、天王寺表にあつて働きけるが、家人黒田彦右衛門といへる者、赤母衣を着たる敵を突伏せたる所に、傍輩三枝勘兵衛、相討ぞと詞を掛ければ、彦右衛門は其首を取らずして、其身は鐵炮先へ進むを、三枝見て、相討ぞ〜と呼ばはれども、聞かぬ顔にて先へ通り、敵を突倒して能き首を取りたり。然るに康勝は、今月下旬に病死す。依之領國館林へ、久世三四郎坂部三十郎を遣され、今般の手柄高名の御吟味ありしに、三枝罷出で、我等が取申候首は、黒田彦右衛門が鎗付けたるにて、其時相討と呼かけしかども、其儘打捨て參り、ひたと呼かけ候へども、聽付け申さるる故、跡にて頸を得申候といふにより、彦右衛門を

呼びて之を尋ぬれば、一向不覺申候といふにより、三枝其場の様子を語ると雖も、曾て覺無之由をいひけるにより、此段兩御所の上聞に達しける所、御感淺からざりけるとぞ。

大坂落城の事

秀頼公には、豫て天王寺へ御出陣あるべしとの事なりしを、大御所の謀を以て、城中には返忠の者あつて、秀頼公御出門あらば、裏切せんと巧む由を、密に大野治長が方へ告げたる者あるに依つて、暫く御猶豫まします所に、眞田大助歸り來つて、父左衛門佐が手段を申上げ、早々御出馬あるべき様にと勧め奉りし故、此上は戰場に打つて出で、諸卒と死を俱にせんと宣ひけれども、彼此と申す族もあつて刻を遷せり。斯る所へ、速水甲斐守時之歸り來つて、味方の先手打負け、大軍襲ひ懸り、眞田左衛門佐已下討死を遂げたり。然るに天下の大將軍たる御身として、輕々しく出で給ひ、亂箭匹夫の爲に、御命を殞し給はん事は、後代の嘲之に如かんや。時到る迄、

御本丸を御固めあつて、叶はざる時は、尋常の御生害こそ專要たらめと、言上しけるにより、秀頼公は、櫻の門より、大廣間の千疊敷に入らせ給ひければ、諸軍勢は、落支度の外は他事なかりけるとぞ。

或本に、此時大野修理亮は、櫻の門に到り、秀頼公に謁し、味方敗亡の由具に述ぶる。又真田大助も歸り來つて、父左衛門佐が爾々の旨を諭し、臣を歸しける跡にて、諸軍皆敗走し、途に於て戦死の告ありし旨を達すと云々。

又、大野主馬助治房は、秀頼公の出頭にて、城中に於て、渠等兄弟が上に立つ者も無く、而も今度御矛盾の張本たる身なりしが、如何なる思慮やありけん、周章の亂に落失せたりしと聞えし。

一説、大野治房は、若君國松丸を守護して落行きし所に、禁野の邊にて、主馬が郎等埒市左衛門・松田庄太夫心替して、治房を刺殺し、金銀を奪ひ取り、國松君を捨て、逃げ去りけると云々。

仙石豊前入道宗也は、津田主水以下の將士を従へて、北方に陣を張りて居たりし所

大野治房
遁走

に、石川主殿頭忠總に切崩され、何地ともなく落失せけり。

記に、仙石豊前・津田主水・今津圖書・竹光伊豆・大場土佐・淺香長門・生田茂庵・家所帶刀等都合三十餘人、天満に陣を張りて居たりしが、城中に火懸り、味方敗北するを見て、右往左往に落散りけると云々。

松平石見守重綱は、一番に進みけるに、旗本大に疲れて動かざる故、正根寺四郎兵衛といへる歩士、旗を取りて城中に押立てける。其手に討取る首數十七、其兵七人は戦没し、五人は創を被り、又本多伊勢守一本に豊後守康紀、其子彦次郎後に伊勢守忠利は、千貫櫓

の下に乗入りし所、敵の炮玉、康紀が冑に留る。其一隊へ討取る首、百十級なり。又本多縫殿助康俊も城中に臨む。其子下總守俊次一本信次は、功名を遂げ、御直參源右衛門本書に苗字を脱すは、二丸に於て首級を得る。石川内記堯成は、日向守家成が外孫にて、別

に日向守が隠居領を譲り置けるに、實父大久保相模守忠隣配流故、堯成も蟄居しけるが、密に出陣し、首二級を得、櫻門迄攻入りて戦死す。時に廿四歳なり。松平和泉守乘壽、今參州西尾城主、六萬石を領する松平氏の家系なり、一萬石以下の美濃國士を率ゐて、河州牧方を守りける

石川堯成
戦死

大坂落城

が、森口より大坂へ押來られ、河州砂の守護那須衆慶長五年の記に、那須七騎といふは、太田原備前守晴清・伊王野下總守資信・大關左衛門佐資増・千本大和守・福原安藝守・蘆野民部少輔・岡本下野守なりと云々、泉州岸和田加番金森出雲守可重等も、御勝利の由を聞くと均しく、須臾の間大坂に來り、敗兵を撃取る事若干なり。渡邊圖書宗綱は、大御所の御傍にありて、命令を傳ふる事を主れり。然るに味方總勝になりしかば、本町通より、川口長三郎正武と俱に乗込み、千貫櫓の邊に至る時、城門閉ぢたる故、塀を破らんとするを、塀の上より、鎗二本突出すにより、渡邊・川口兩人も、下より鎗を以て突きければ、敵再び鎗にて支へず、鐵炮を發せんとする所を、渡邊圖書は心得たりと、敵の面を二鎗迄突くと雖も、塀高うして功を遂げず。さる程に大手搦手の寄手、城中に亂れ入り、未の刻過なりと云々、攻め戦ふ中にも、是より先、越前の本多飛騨守が郎等小笠原忠兵衛といふ者、火を放ちければ、直に纒の士石川佐右衛門・小栗治右衛門、墨揚枝を以て、越前少將、只今城を攻崩し、火を放ち候旨を書記し、汗馬に策つて、御本陣に馳行きけるが、大御所、茶臼山へ赴かせらるゝ途中にて、此一簡を獻じ蹲踞せり。家廉公、御馬の側近く召され、委細に御尋の上、汝等兩人は逐電して、何方に

罷在るやと思ふ所に、少將が方に密仕する事、重疊不届なりと雖も、今日の軍に、城を攻崩せし註進に來れば、其罪を許すべき旨仰を蒙れり。石川・小栗は、拜謝して歸りけるが、一二町計り過ぎ給ひ、小家十軒程もある所に當つて、鐵炮を十計り放つ音の聞えける所、彼兩人馬を家際に馳付け、下立ちて刀を抜き、内に入りて見れども、曾て人無し。時に大御所、團扇を揚げて之を感せらる。少將が者共の所爲を見よ。壯年の頃より、予に習入りたる故、斯る振舞をなすと御自讃の後に、秀忠公へ、板倉内膳正を以て、今日の吉事を仰遣さる。大樹よりも、同面向の御使安藤對馬守馳せ來り、道路に於て、板倉・安藤行遭ひけり。斯くて大御所は、茶臼山より四五丁此方迄到らせ給ふ頃、本丸に當りて、煙立騰りける處、小出大隅守三尹馳せ來れり。其時大御所、彼煙見よと仰せけるに、三尹答へて、近頃笑止なる事に御座候と申しける故、群臣奇怪の詞かなと私語きけれども、家康公は、汝、秀頼へ筋目あれば、尤の一言なりと、哀に思召す御氣色に見えさせ給ひける。悦び申し後れじと、此に參り聚りたる人々の中にも、豊臣家の御恩を蒙りし輩は、世に恥かしき事に思ひける。

此後も大御所、宿老の人に向ひ給ひ、大隅守が申せし所、神妙の至りなりと、御感最も淺からざりしとぞ。

或本に、小出大隅守の父秀政は、尾州中村の人にて、秀吉公と同じ所に生れたれば、幼より相親しく、其後秀吉公に仕へて、奉公の勞を積み、竟に泉州岸和田を給ひけると云々。

或本に、白石先生曰、多聞院日記に、小出播磨守は、大政所の妹を妻とせしと云々。然るに茶白山には、水色の旗四半に、荷葉の馬符の見えければ、本多佐渡守取布きたりと覺ゆると仰せられ、田の中を、急に御馬を進められし所に、未だ山下に敵兵群がり居たる故、尾張義直卿・駿河頼宣卿の方へ、蚤く押詰められ、此敵を討取れと、山上彌四郎内藤長助兩人を以て、仰遣されけるが、殘兵なるが故、戦はずして敗せり。

或記に、義直卿の許へ、追々人を遣され、大御所御心を恐れ怒り給ひ、成瀬隼人の腰拔奴、何とて右兵衛を連れて來らぬぞ。急ぎ來れと仰により、御使其段を、直

に尾張勢へ申しければ、成瀬隼人正聞きも敢ず、大御所の左様に御意なるか、某を腰拔といはるゝ人こそ、武田信玄に逢ひて、腰が抜けたれと惡口せしが、後に成瀬は、大御所の御前に於て、愚臣尾張の物主仕候に、御使の者不心得にて、諸軍の中にて、御上意の通を傳へ候故惡口仕候。さ無くば尾州家の者、以來の下知を承らず候と申しけると云々。

又頼宣卿は、頻に諸軍を進められしが、渴を凌ぎ兼ね、馬上より水を乞はれける所、三浦長門守邦時が附人柁木清兵衛といふ者、馬柄杓に水を汲みて差出しけるを、則ち呑みて、大御所に御對面ありければ、彼卿の髪を撫でさせ給ひ、今日其方等に首を取飽かせず、殘念なりと仰ありければ、頼宣卿答へて、御先手を承はらざるゆゑ、證證なき道に刻を移し、戦に望まざる事、無念至極に御座候と申されければ、松平右衛門大夫が申すは、今日手に合はせられずとも、御若年の事なれば、此後幾度も合戦に遭はせらるべしと慰めければ、頼宣卿は、予が十四歳の事が復あるべきかと、頻に落涙あつて、怒り給ひけるとかや。

或本に、慶安四年四月、家光公薨去。同七月、由井正雪・丸橋忠彌叛逆露顯せし時、紀州頼宣卿御直判の書を數通、浪人共より公邊へ差出せり。執事役の面々相談の上、兎角頼宣卿を御城へ招き、彼書を見せ奉り候はゞ、虚實相分るべし。其時の様子により、搦め奉るべしとて、強兵數十人を、御城の便よき所に隠し置きて、其設をなす。先づ尾州光友卿・水戸頼房卿御登城あり。則ち右の書を見せ申せしに、必定謀書たるべしと、光友卿は仰ありけれども、上下只思案に能はず、手に汗を握れり。然る所に頼宣卿御登城にて、座に着せられし時、井伊掃部頭直孝・酒井讃岐守忠勝・松平伊豆守信綱等、今度諸浪人叛逆の次第を申達し候所へ、阿部豊後守忠秋、件の書數多披露しけるに、頼宣卿、彼書を殘らず披見あつて、御顔色常に變らず。扱々、目出度御事に候。最早御氣遣ひ無之候。其仔細は、彼徒黨人等、外様大名の判を贋せ、謀書致し候はゞ、御三代の御恩を忘れ、逆心を企て候やと御疑も有之べきか。我等の判を贋せ、謀り候儀なれば、上の御氣遣ひ御疑も御座候はゞ、某、只今國を差上候間、思召し次第になさるべく候。扱々天下安全の基に候と申

し給へば、尾州・水戸の兩卿并に老中、一同に、覺えず智勇強剛を感せられしと。其時讃岐守・伊豆守を始め、仰の如く紀伊國様、何しに御謀反の御企御座しまさんや。御判形を贋せ候段、一入重罪の者共に候。皆々刑罪申付くべしとありしに、頼宣卿、さ候はゞ、其中年壯の者四五人は、助け置かれ候へと仰せけり。是は御穿鑿の爲めなり。且は後暗からん事を、諸人の申さゝる様を、思召してならんとぞ。扱、三卿退出の後、老中も御城の口より出でらる。先へ掃部頭、後に讃岐守・豊後守・伊豆守、同道にて立たれけるが、酒井は跡より、掃部殿々々と呼んで、只今紀伊國殿の御挨拶を御聞きなされしやとありければ、掃部頭立止り、あれにてこはがる事に候と申されしと云々。

又曰、慶安三年にも、頼宣卿御在國にて、四月末に、御參勤あるべき所に、尾張大納言義直卿、御氣色大事に及び候由、公儀より申來れる故、三月に參勤ありたしと仰せ遣され、江戸へ御下りの所に、遠州見附へ奉書到來にて、尾張殿御所勞も、驗氣に候間、假令路次にて御出で候とも御歸ありて、豫て仰出され候通り、四月下

旬に、參勤あるべしとの上意なり。依之、見附より御歸國の積に候所に、出頭中根壹岐守自筆にて、早々江戸へ御下り可被成との、大樹^{家光}より御内意なりと申し來れり。如何せんと御密談の所、渡邊若狹守直繩が申すは、是は大事の儀にて御座候。畢竟上の御難題と存奉り候。さり乍ら中根壹岐守が書面は内證、奉書は大法なり。御參勤候は、御越度に罷成るべく候とありければ、頼宣卿、早速に御歸國なされしとぞ。中根が差圖に隨ひ御參府あらば、必定御大事なるべき様子に聞えしとぞ云々。

織田主水關東へ召出さる井佃治郎兵衛水練

附忠昌朝臣・忠輝朝臣御目見の事

斯る折柄織田主水信重は、殘兵を引纏ひ、城中へ退かんとする所を、家康公遙に見給ひ、此期に及びて、斯の如き振舞は誰なるやと、傍へ御尋ありければ、御使番村田權右衛門、之は武光式部にて御座あるべくやと言上しければ、仰に、赤白段々の旗

なれば、織田家の者なるべし。織田は淀殿の外族の事なれば、籠城勿論の事にて、怨むべきにあらず。早々携へ來れよと御誼あるに因つて、村田馳せ行きて尋ぬるに、織田主水なりければ、則上意の旨を述べて、茶臼山へ召連れ來れり。

或記に、織田主水が父は、信澄七兵衛と稱せり。信長公の御合弟武藏守信行の子なり。信行は叛逆たる由にて、弘治三年正月、信長公の爲に殺害せらる。其後七兵衛は、磯野丹波守員正が養子となり、江洲大溝を興へらる。明智日向守光秀叛逆の時に、七兵衛は光秀が智たる故彼に黨し、大坂に放て、丹羽長秀に殺害せられたり。此時信澄が遺子二歳なりしが、其母、懷に入れて、藤堂高虎が方に赴き、如何にもして、此子を撫育し給はれと憑めり。藤堂は始め磯野丹後守に仕へ、直に信澄の家臣なりし故、彼小兒を深く勞はり、成長の後に、蘆尾庄九郎と名付け、高麗陣にも具せられたり。其後、秀忠公の姫君、大坂へ御入輿の頃、庄九郎が母は、光秀が娘なれども筋目あり。其上材能も勝れければ、姫君の二臈に召出され、庄九郎も、秀頼公の旗本へ出で、百人扶持を賜はり、織田主水信重と名告り、落城後、

御家人に召出され、其子三左衛門信高、後に主水と稱せしと云々。

家康公は、茶臼山に御上りあつて、御陣を据ゑられければ、諸大將來りて、御祝儀を申上げけり。

或記に、是より先、茶臼山へ御陣を移さるべしとある故、中井大和が豫て作れる切組小屋を、人夫に持たせ、取立てんとせし時、本多上野介、大和を呼んで、左様に手廣き事は、思召に相叶ふまじといひて、猶も上意を伺ひしに、九尺梁に二間、六疊敷より廣きは、無用たる由仰出さる、故、上三疊の間を、布交の内幕を打ち、外幕を打廻したる計り故、早速出來しけると云々。

然る所に畠山入庵、御前へ罷出で、思召の儘なる御事に御座候と申上げければ、大御所、入庵が手を取らせられ、又勝ちたるはと上意ありける。

或記に、畠山入庵は、始め上條民部大輔以前は彌五郎義春といひて、上條山城守景義の養子なり。慶長六年、家康公の命により、畠山氏に歸れり。嫡子は、長則彌五郎と稱す。二男は、義員源四郎と稱す。上杉景勝卿の養子なり。義員は、景勝卿の息定勝出生の後、秀忠公へ召出されたり。

三男義真彌三郎、長門守、又下總守と稱せり、後に一庵紹閑といひしと云々。

又池田武藏守利隆は、備前備中勢を相備として、尼ヶ崎に屯しけるが、城中に煙の騰るを見て、神崎川を渡り、天満の地に入り、敗兵を討取る事夥しかりける。就中、花房五郎右衛門職利、本書に職則、自ら高名を遂ぐる。毛利甲斐守秀元卿並に加藤式部少

輔明成は、領國より大坂へ渡海し、今福へ向はんとす。時に五月雨にて、神崎川に水増し、渡り難し。擬議する所に、城中に煙發る故、明成身を揉きて涉らんとするにより、從士川木五郎左衛門、黒川加兵衛、一番に川へ乗入りたり。佃治郎兵衛かたなり十成も、續いて乗込みしが、逆巻く水に押流され、川木・黒川の二人は命を落せり。

或記に、川木・黒川二人は、歩行涉りの郎等、水の深きになりて、馬の尾に絶りし故に、命を落せり。將たる者は、心得べき事なりと云々。

然りと雖、佃治郎兵衛は、元來、水練の達者故、水底を潛つて、向の岸に着きたり。明成が軍勢之を見て、一同に川へ打入り、互に曳々聲を掛けて打渡り、城兵と相戦ひしが、十成剛強の兵を討取り、加藤が手へ、敗兵百九人を得たりける。

或記に、佃十成は、攝州西成郡佃の郷に住せる岩松右衛門尉直成が息なり。加藤左馬介嘉明に仕へ、度々の武功により、豫州浮穴郡久萬山の莊にて、六千石を領す。御歸陣の後に、將軍家へ召され拜謁を遂げ、御紋の時服を賜はり、忝き上意あり。同年仙臺の城主より、二萬石の采地を與ふべしと、強ひて招かれけれども、是に應せず。元和四年、加藤へ御加増ありて、奥州會津へ移れる時、一萬石となり、同十一年二月上旬より、病牀に臥す。同三月二日、息男を残らず集め、我れ若年より、戰場に赴く事、數々度にして、十三ヶ所の疵を蒙れり。就中、豫州に於て、久米表の戰に、鐵炮右の首に中り、其玉、左へ通り、皮の下に止つて今にあり。然れども運盡きざれば死せずして、今八十二歳に至りぬ。定業來る時は、靈藥却て鳩毒と變じ、今、病惱の爲に命を失ふ。是れ以て情思ふに、武士の家に生れたる者、少しも臆したる心を持つべからず。汝等が形見に之をといひて、剃刀を以て左の首を突破り、炮玉を取出して前に差置き、西に向ひ、端座合掌して卒す。法名明輝光蓮社英譽淨傑居士といふ。裔孫、豫州松山に多しと云々。

越前忠昌朝臣は、茶臼山に至り拜謁せらる。

或記に、此時、大御所、忠昌朝臣の手を執り給ひ、御祕藏の御孫たる由仰ありけると云々。

秀忠公は、岡山より大御所の御陣營に來り給ひければ、家康公御床几を立たせられ、思召の儘に、御勝利欣然たる由御誕の所、將軍の仰に、兩年の御動座に依つて、今日存分の御勝利、且つ近習の若者にも首を取飼はせ、忝き由御答ありける。夫より精を進らせられけるが、日既に沒せんとする頃に至れば、岡山に還らせ給ひ、堅固に御下知あるべき旨、大御所の仰に任せ、早々御本陣へ還らせらる。又、越後忠輝朝臣參向あり。本多上野介正純披露せし所に、大御所、御覽あり乍ら、御詞も無かりしにより、上野介、頻に忠輝朝臣を、御座近く前めける所、仰に、上總介は何れに居けるやと計り御上意あつて、長臣花井主水義雄へ、堺の津に落人見ゆる間、せめて上野介に士卒を遣し、亂妨なりとも致させよと仰ありけり。時に正純が申すは、少將殿には、蚤く御陣へ歸り給ひ、失火を鎮め、宜しく教令あるべき旨を述ぶる故に、忠輝朝

臣は、赧然として空しく退去せらる。

或記に、本多正純は、上總介殿御參上と、二三度申上げければ、漸く御見向あつて、其方は親の死目に合ふ爲、便をも存せざるやと、苦々しく上意ありけるを、越後の家中は之を聞傳へ、せめて昨日、溝口伯耆守の申されたる如くにせば、斯程の上意は蒙るまじきものと干悔す。右溝口が、忠輝朝臣を勸めて、城兵を攻撃たんと申す頃は、真田・毛利も引取らず、長曾我部は、其日戰場より逃落ちけれども、其節迄は、尙も一戦を待ちたる體にて、城外にありし折柄なれば、一入殘念にありける由。其節越後家に仕へし大道寺久左衛門入道が物語なりと云々。

本多縫殿介康俊が息彦治郎後に下總守俊次、擊取る所の首を獻する時、年齢を尋ね給へば、十六歳なる由を言上す。其時大御所、汝が祖父、掛川の城を予が攻むる刻、十六歳にて初陣の功名せし、其功に劣らざる旨命あり。

或記に、搦手の寄手京極若狹守・同丹後守・石川主殿頭は、京海道より攻入り、今日午の刻に、野江の堤に着せし所、切戸あるにより、主殿頭より、石川半左衛門を以

て、先手の京極へ、切戸を御越あれと申遣しければ、若狹守返事に、切戸を跡にて陣取り候事如何なれば、切戸を前になして、陣取り申すべしとあれば、石川大に怒りて、敵を攻むる者が、身構してなるべきか。是非に切戸を御越あれと、再三申遣せども、京極得心なきに依つて、石川が申すは、さ候は、某先づ打越え、若者共に、足輕掛けさせ申すべし。兎角越えられ候へと申遣しければ、丹後守・若狹守も、切戸へ越えて、堤に柵を振りて備へければ、主殿頭は堤には備へずして、下なる島に備へたり。然るに敵は多勢を以て、備前島片原町より出づると申來るにより、忠總が軍兵は、京極兩手の備に付き、堤の上へ行く時に、石川が兵中黒彌兵衛が、皆々へ申すは、敵強き時は、京極殿の人数にて、中々怵へ申さるまじ。然れば其後に備へたる我々は、皆押立てられ、雜人原に首取らせ候はんも口惜し。又、手柄致すとも、京極家の手柄となるべし。兎角、堤下の島に備へ、京極勢敗軍するに於ては、是より脇鎗にて突崩し然るべし。小人数にて討死を遂げなば、跡にても、主殿頭は下知をせざるか、家老中は存寄無かりしかと、批判せんと申す所へ、前

島文太郎、馬に打乗り來るにより、此段を申上げられよといふ。其場に大河内金三郎もありしが、尤と一同する故、前島は乘戻せり。又堤の上なる大久保權右衛門には、中黒彌兵衛が行きて、其段をいひければ、尤なりと諾し、一人も堤へ上るべからず。本の備場の島へ下り候へと申渡せり。案の如く城兵は、堤の上を目當に來れば、京極勢柵を振りたる故、蒐り兼ねける所を、畑の中より、石川主殿頭麿を振り、勢を眞丸にして、京極勢を乗越えて鎗を入れければ、大坂勢は、一支も支へず崩るゝを、追討に高名し、片原町を取固めたり。京極勢は先手乍ら、前に柵を振りたる故、後陣の石川に越えられ、漸く後より乗附きて、僅計り追討にせしと云々。

或記に、福島備後守正勝は、兵庫に入津し、眞鍋五郎左衛門を斥候として遣す所、大坂の天守、既に火光鮮に見えけるにより馳せ歸り、豊臣殿生害の由をいひければ、小關石見聞きて、何とて其義を知るやといへば、眞鍋、微笑して、天守燃上る時は、大將の自殺勿論にして、滅却といはんは、聊越度なき由を答へけると云々。

大坂諸士自害并御簾中城中を出でらるゝ事

さる程に秀頼公は、千疊敷へ入らせ給ひける所へ、郡主馬介良州津川左近親行も、御旗馬符を持たせて來り、臣等は城外に於て、討死を遂げんと奉存候へども、御旗馬符を敵に渡さん事勿體無く、戰場を逃れ參り、只今返上し奉ると申しける。

或記に、津川左近は、火の手揚るを見ると等しく、城へ引取りければ、御馬符を持ちたる兵、路に馬符を捨てけるを、廣島浪人の伊藤武藏守後より來りしが、異國まで知られたる御馬符を捨てゝは、大坂數萬の軍勢の中に、勇士は一人も無しと言はれんと、捨てたる馬符を取揚げ、城中へ入りければ、諸軍勢大に稱美せしと云々。

一説、伊藤武藏守は、福島左衛門大夫が家臣にて、蜂屋將監が賀なりしが、國を立退き籠城せり。然るに武藏守が妻は、此時妊娠たりし故、落城以後、父の方へ落行き廣島に於て平産せり。將監は、其孫を養ひ、吾苗字を譲り、蜂屋市兵

衛と名告らせ、紀州に仕へしむと云々。

主馬介は甲冑を脱ぎ、纒を千疊敷の床に立置き、先君累年の御厚恩に、命を捨つと。

獨言して家人を招き、汝、我を介錯し、此短刀を黒田筑前守へ届けよといひ含めて自

害せり。時に七十一歳とかや。其外成田兵藏長宗・真野豊後守頼包或は眞野藏人に作る。豊後守は、翌八日葭原

にありて自害すと云々・中島式部少輔氏種・安藤五右衛門等、相續いて自殺す。又野々村伊豫守雅

春は、南表の合戦に勞れ、城に入らんとする所に、鷹匠頭佐々孫助孫助、本は關東へ仕へ

何の所以にや追逐せられ、浪人として、豊臣家に仕官すと云々、關東へ内應して火を放てり。且秀頼公の庖厨人りやうりじん大隅與五左

衛門は、豫て板倉伊賀守に密約し、大臺所に火をかけたる故、野々村は、猛火に咽び

二の丸と本丸との間なる、石壁の中段に於て切腹せり。堀田圖書介勝喜は、辛うじ

て私宅に歸り妻子を刺殺し、夫より城へ駈入り、御玄關迄出でける所に、加州勢雲霞

の如く亂れ入り、敷臺の上にて、前田家臣堀田平右衛門一本に與右衛門と鎗組み散々に戦ひ、

相突にして、雙方共に倒れしが、平右衛門は起上り、勝喜を取つて押へ、名告れとい

ひければ、堀田圖書助なりと答ふ。元來平右衛門が従弟なりけれども、終に對面せ

ざりければ、大に驚き、何とぞして助けんと思へども、勝喜は深手なりける故、所詮助かり難し。早々に首を取れといひける儘、首を討ちけり。又、平右衛門も、其時の疵により、後日に死せりとかや。茲に毛利河内守は、老母妻子を引連れて行きしが、城中に火掛りける故にや、織田有樂の屋敷にて切腹せり。渡邊内藏介は、櫓に於て、二男三男を刺殺して後、乳母を呼び、嫡男を召連れよといひければ、乳母は小賢き者にて、白帷子着せ替へんといひさまに、其場を遁れ、彼小兒を澁紙包にして、繩を以て櫓より下し、其身も漸く遁れ去り、彼小兒を市中の不淨所に隠し置き、日を歴て逃れ去らんとしけるが、關東方の侍に捕へられ、色々に責問はれけれども、渡邊が従士水谷清兵衛といふ者の妻にて、彼は吾子に紛無しといへり。彼小兒も、僅六

歳なりしが、勇士の子たる故か、打擲すと雖も、渡邊が子たる事を言はず。然るに彼侍が申すは、金子二兩出すに於ては、赦すべしといふにより、乳母は其儘、故郷渡邊に行き、右の趣を、百姓共に頼みし所、里民等も舊恩を捨てず、且乳母が忠志を感じ、金子二兩を授けゝる。其金子を持行き、小兒と取替へ、洛陽に面向し、南禪寺の

喝食とせり。漸く十八歳に及ぶ時、細川越中守・一柳土佐守など有縁の方より、渠を還俗させ、後年素心尼前田了心が母に據つて、甲府卿へ歎訴しけるが、竟に召抱へられ、渡邊權兵衛と名告り、五百石を賜はり、輕卒頭となれり。

一本に、渡邊内藏介は、深手数多負ひて、吾宅に歸り、子供三人を引具し登城せし所、母正榮、之を見て、など腹は切らぬぞと諫めければ、母の御先途を見奉らん爲に候と申しける時に、正榮、我は女の身なれば苦しからず。疾くく切腹せよと申すにより、内藏介は、吾が子三人を刺殺しけるが、その後、正榮は自殺せりと云々。

或本に、渡邊内藏介は、大野修理亮に議して、秀頼公安全の謀をなすべき由を、呉々申合せ、江州迄落行きし所、秀頼公御生害の由を聞くと、忽ち切腹せしと云々。

此説非なるべし。

秀頼公竝に淀殿は、天守に登らせ給ひ、御自害あるべしと宣ひけるを、速水甲斐守之を諫めて、軍の習にて、先陣破れ、後陣利ある事も多く御座候。御自害の儀は、御

遠慮あるべしと申しければ、秀頼公の仰に、天運既に盡き、故太閤四海を掌握し、當城を築き給ふ所に、匹夫亂入し、黒煙四方に滿ちたるに、今又何の頼かあらん。然りと雖も故老の意見たる上はと、天守より下り給ひ、月見の樓より、東の方糶倉へ、淀殿竝に御簾中と俱に移り給へり。又豫て本多佐渡守父子よりは、城内の南部左門・中川小右衛門・村井喜兵衛・堀内主水が方へ、落城の節は、秀頼公の御簾中を落し奉るべし。然らば大御所へ訟へ、籠城の罪を免し、且厚く賞せらるべき旨を約せし故、堀内は、御簾中を負ひ、南部は、刑部卿の局を負ひて立退きけり。

異記に、淀殿は、御簾中を傍へ引付け、御振袖を控へ居給ひけるが、秀頼公の御座と、屏風を隔て居給ひけるに、二三人の聲にて、上様のあれ々々といふを、淀殿は聞かせられ、袖を放して立ち給ふ所に、刑部卿の局、御簾中を供奉して、早々遁れ出で給ふと云々。

速水甲斐守之を見て、押止めんとする所を、大野修理亮曰、最早、斯様に成行きし上は、御臺様を御城中より出され、御前竝に御母公御助命の事を、御頼あつて然るべ

大坂諸士自害并御簾中城中を出でらるゝ事

しと申しければ、侍女、各、之を勧めけるにより、堀内主水は、御簾中を負ひ奉り、城外へこそ出でにけれ。

或記に、堀内主水氏久は、紀州牟婁郡城主、安房守氏善が息なり。氏善は關ヶ原合戦の時、石田に與して没落せり。嫡男左馬介氏弘後に行朝若狭と稱せりは、大坂に籠城せしが、夏陣の時遁れ出で、後に二千石にて、藤堂氏に仕ふ。二男は氏満右衛門兵衛後大和と稱す。三男は主水なり。後に下總國臼井領の内にて五百石を賜はり、大番士となれり。

主水が子を、甚右衛門といひしが、護持院御建立の奉行仰付けられし時、越度あつて配流せらる。其子も甚右衛門といひ、孫を宇右衛門と稱せしが、御納戸役を勤めけると云々。

四男は、氏時主膳と稱せり。頼宣卿に奉仕すと云々。

或本に、姫君の御供には、刑部卿喜多殿・梅殿・古吳殿・松坂殿なり。此時に堀内主水は、鎧を脱ぎ堀へ入りたる所、腰限あり。姫君を始め御供の衆を負ひて堀を越

え、其邊の寺へ立退かせられ、其段板倉伊賀守へ申遣しければ、御迎の乗物來りしにより、山里廓といふ所より出で給ひぬ。是へは人も來らざる所なりと云々。

然るに坂崎出羽守成正、右の體を見て立寄り、誰人ぞと問ひければ、是は關東の姫君にて渡らせ給ふと申すにより、夫より坂崎守護し奉れり。

異説に、城中一面に、火の手揚がるを見て、上下進む所に、家康公は、御孫君の事を思召され、誰にても城中に馳入り、御簾中を唱出づる者あらば、婦妻に與へ恩祿を得させんと、御上意ありけれども、誰か焔の中に飛入らんといふ者無かりし所に、坂崎出羽守進み出で、恩賞の望は更に無し。日頃の御厚恩を、今日報じ奉らんと罵り、眞一文字に城に駈入ると見えしが、須臾の間に、御簾中を肩にかけて來れり。兩御所、御感斜ならざる所に、姫君御下向の節、勢州桑名に於て、本多平八郎後に中務大輔と稱す忠刻が、御座船を下知する體をちよと見給ひ、才覺美質を慕はせられしが、後年此姫君を、坂崎へ遣されんとありける故、大御所へ御訴訟ありけるは、我身事、坂崎出羽守へ嫁せよとの御事に候へども、願はくは本多平八郎へ參

りたしと仰ありけり。將軍家大に怒り給ひ、一度約せし事を變せば、以來何を以て政事を執行はんや。最不義の至なりと、様々諭し給ひ、且女中を以て御賺しありけれども、強ひて上意あらば、御生害にも及ばれんとの御事故、竟に平八郎へ入興し給ふに極りければ、坂崎大に立腹し、當日姫君を奪ひ奉らんと巧みし所、其事顯はれ、切腹仰付けられしと云々。一本に、坂崎は闇討にあひしと云々。

或本に、將軍家第一の姫君は、豊臣家の御臺所にてまします。大坂の城破れしに、希有にして遁れ出で給ひしを、熊野新宮の住人依田主水といふ者、御供に候ひて、將軍の御陣に参りてけり。爰に坂崎出羽守は、昔浮田の家でありし頃より、常に都にありて、知る人多き由を聞召して、姫君の御事、攝家花族などの公達の中に、媒妁し参らせよと、密なる仰を承りけり。坂崎都に登り、然るべき人をいひ語りひ参りて、此由申上げければ、將軍家深く悦び給ひ、頓て其家に入れ奉るべきに定まりしに、姫君斯くと聞召され、さる人に見えん事こそ、心憂けれと仰せられ、御飾下させ給ふべしなど申させ給ふにより、將軍家大に驚かせられ、姫君を都に

登されん事、叶ふべからずと仰下さる。出羽守承り、斯程、契約をかけ給ひし事を、今更いかで叶はぬ由の御使を仕るべき。只如何にもして、御詞の變らせ給はざらん様にこそ、あらまほしく存候へと申して、罷出でたり。日數積りける所に、姫君は、本多中務少輔忠刻が家に入らせ給ふべしと聞え、坂崎大に恨み怒りて、斯くては争で世の人に、再び面を向ふべき。よし／＼御輿を奪ひ取りて、都に伴ひ参らせんずものを。命を捨てば易かりぬと、己が家の子郎等を集む。關東に在合ふ大名、すは事こそ出来たれと、家々に兵を集むること大方ならず。將軍家も、坂崎が恨み申す所、其謂なきにあらずと、御使度々下され、出羽守を慰めらる。坂崎承り、詮ずる所、某が首を刎ねられん後は、左にも右にも候ひなん。生きて世にあらん限は、得こそ御輿を人手に渡すまじと申すにより、執政の人々、彼が家人等に奉書を下して、汝が主の恨み申す所、其謂なきにあらずと雖も、彼が慮る所の如きは、君臣の禮に背く。さればとて今反逆の例に準せられん事も、返す／＼も哀れと思召さるゝ所なり。斯くても猶上下の分ち亂れず、其信を守りて死し

たらんには、一族の中を選び、其家を繼がしめられ、出羽守が生前の恨を、死後に慰めさせ給ふべきものなり。累代の家、忽ち滅びん事、永く餘慶を其子孫に止めんも、須らく量らひに依るべきものか。汝等何ぞ仕ふる所に、其忠を盡し其義を計りて、各死を以て諫めざるべきと記されたり。坂崎の老等、仰を承りて、主人に自害を勧めて、其首取りて奉りけり。實は出羽守晝寢てありしを、薙刀を以て首を刎ねしとぞ聞えける。將軍家、以の外に怒らせ給ひ、出羽守が振舞、既に反逆に當りぬと雖も、恨み申す所は、其謂なきにあらず。故に彼家人等が諫により、渠猶君臣の義を存じ、仰をも失はで、自ら死したらんには、別の儀を以て、一族の中を選び、其家を續がせ給ふべしとこそ思召されたれ。夫に己が主人の首取つて參らする事こそ、無道の至りなれ。先づ彼家人等、大逆の罪に處すべし。又、出羽守は、終に始の志を更めずして、家の爲に失はれし上は、今又、其家立てさせ給ふべきにあらずと仰下され、所領沒收せられたり。然るを今、其事知らぬ人の、あらぬ空言を記し置きたるあり。大に誤れるなり云々。

大野治長は、其臣米村權右衛門を呼び、其方は、急ぎ御臺様に追付き、某が娘を以て、先程申上げたる儀も、今夜中に御願を立てられ候様に、御量らひ下さるべし。尤も直の御願よりは、本多佐渡守を御頼遊ばさるべしと、能くく申上げよといひければ、權右衛門聞きて、此節に至り、御城外への御使は、心外に候と申しければ、治長叱つて、吾言を背き、俱に死するを満足と思ふや。上々様御助命の事は、無二の忠義なりと申しければ、米村是非なく、後馳に大手の堀端にて、姫君に追付きけるに、蚤く坂崎が人衆は、女中方を守護してあれば、權右衛門は出羽守へ、爾々の由を演べける時に、坂崎、御邊は豫て承及びたり。いざ御供あつて申上げられよと、茶臼山と天王寺の間なる、本多佐渡守が人數集りし所迄守護し、近所の民家を、假の御座としけり。御簾中は、夫より御使を以て、正信を召しける故、佐渡守は、山駕に乗りて來り、御願の旨を承り、茶臼山に到り言上しければ、大御所聞召され、願の筋、至極尤なり。秀頼母子を助け置きたりとも、何程の事かあるべき。其方は岡山へ參り、大樹に其段申上げよと宣ひける故、正信則ち行向ひ、右の趣を言上せし所、秀忠公御聞ありて、

大坂諸士自害并御簾中城中を出でらるゝ事

以の外御氣色を損せられ、謂れざる事を申さずとも、秀頼と一所に、自害は致さい
でと上意ありければ、佐渡守承り、先づ大御所の思召になし置かれ、御尤に奉存候
と申して陣所に歸り、姫君へ申すは、兩御所、御聞届なさるゝ間、御安堵遊ばされ、御
膳をも召上らるべしと申し、附々の女中方にも、認めしたなど致され候へとの儀に付、
何れも歡びけり。又權右衛門は、此所に男きれも無き事なれば、其儘相詰め候様に
と申渡しける故、米村、其夜は右百姓家の片脇なる牛部屋の内に於て、御膳並に酒迄
下されたり。扱、權右衛門は、數日の辛勞により、只一眠にして、八日晝前に目を覺
し、自分の女に大野修理亮が女に召仕なり様子を尋ねければ、間違の事有之、上々様は殘らず御果な
され、御臺様にも、殊の外御歎に御座候と泣々申せば、大野が女も立出でて、共に泣沈
みけり。米村は大に驚き、聞合せければ、城門は七日の暮方より、御旗本の諸組へ
勤番仰付けられ、出入は罷成らすとの事故、豊臣家の御簾中の方にありけり。
一本に、今七日大野が使米村權右衛門、一本に長弘と諱す、茶臼山に伺公し、豊臣家譜代新參
の健士皆命を殞し、右大臣殿並に母堂は、山中帶曲輪精倉にあらせられ候。御簾

中は先達つて岡山へ退去し給ふ。此期に及びて、兩御所の命を宥められ下され
なば、大野修理亮、速見甲斐守等、自殺すべき旨を言上す。此趣大御所の御聽に達
し、御許容ありしと雖も、大樹の思召を、猶も御尋あるべしとて、便ち米村を、後藤
庄三郎に預け給ひけると云々。

豊臣家滅亡の事

五月八日、壬申の早天、井伊掃部頭直孝に仰付けられ、蘆田曲輪を取巻き、加々爪甚
十郎直澄或本に、直澄後に甲斐守と稱す。民部少輔忠澄と稱すと云々、豊島主膳信滿命を被り、精倉に到りける。
一本に、片桐市正は、病苦たりと雖も、案内者たる故、肩輿に乗りて城中を巡見し、
燒残りたる所々を放火しけるが、精倉に人ありしかば、從士を以て見せける所、秀
頼公なるにより、早々御兩所へ註進す。世舉つて、市正が不義の至れるを憎むと
云々。

然るに大野修理亮、速見甲斐守は、兩使と甘間計を隔て出向ふ所に、廩中に落残りた

る姓名を尋ね、且つ秀頼公の御事は、故太閤以來、色々の御因を思召す故、御助命あれば、高野へ御登山なされよとの仰に候。或曰、少し御安堵にて、御出城あるべしと申述べけると云々。又御母堂へは一萬石進らせられ候。且婦人兒小姓は、聊か御祟あるまじと申しけり。

一本に、此時大野は、黄色の陣羽織を着し、淺黄の鉢巻し、顔に疵藥を附けたり。速見は朱具足の上に、繻珍の羽織を着し、其次に繩帶して、門口迄罷出で、井伊掃部頭・近藤石見守に對面し、其仔細を問答す。時に甲斐守が曰、眞田左衛門佐が子息大助、今年十六歳に罷成候が、一昨六日、葛井寺に於て高名し、高股に疵付けさせ、昨七日父の下知により、城に籠居申候。眞田事は、譜代の者にては無御座、右大臣殿の御先途を見届不被申とも、不苦事なり。御譜代の者さへ遁れ出でたり。殊に若年の事なれば、立退かるべしと申候へば、大助は一向聞きも入れず、昨晝、父左衛門佐が申すは、某は茶臼山にて討死を遂ぐべし。汝は秀頼公御最期の御供せよと申渡し候故、御城外へ出づる事罷成らずと申し、矢倉の内は人込なりとて、廣庭に藁を布き、昨日の晝より物も食はず、御最期を待居申候。誠に弓矢の血脉

は、恥かしき事に候といひて、落涙せりと云々。

且つ大御所より、御母堂へ仰入れられ度旨ある間、二位局を早速城外へ出さるべき由を、仰遣されければ、則ち出向きける故、片桐が肩輿に乗りて、茶臼山へ赴き、本多上野介同伴にて、御前に出でければ、大御所、秀頼公竝に淀殿の裝束、其外御供に籠りたる男女の姓名を、御尋ねありける。

或本に、二位局は、太閤御在世の時に、家康公、彼局に依つて、常に密旨を達せられたる故、今以て等閑なく、局の子川添式部も、御家人に列せられけると云々。

大野速見は、關東より仰せられし趣を申上げければ、御母子共に、御承諾ありと雖も、御歩行にて出づるに忍び給はざればとて、肩輿二挺を贈らるべき旨を、修理亮・甲斐守より申しけるも、近藤石見守秀用ひでつねも玆にありしが、則ち申すは、今の時節に至り、何とて駕の才覺なるべきや。馬進らすべしと申しければ、甲斐守聞きも敢ず、斯る仕合なればとて、御母子の御顔を晒され、馬に召させ候事は、罷成らずと返答しけるにより、井伊掃部頭・安藤對馬守・近藤石見守會議して、大御所は、正直慈愛の餘

り、此上にも後の畏となる御量らひあらんも知れず。然れば母子の命を斷つには如かずと、鐵炮二挺を以て、廩中に打入れける。

尾州加藤氏の藏書に、五月七日、大御所は茶臼山の陣營に在す。加々爪甲斐守・間宮權左衛門・豊島刑部三人、議して夜廻す。間宮・豊島、御陣營に人聲ありしかば、兩人頓て之を改めしに、公御覽じて、兩人は如何して來るやと仰せありし程に、御陣營、此節大切になすべきに、非常を檢むる者無し。故に臣等議して、私に御陣營を守護し奉ると申す。晝夜の勤勞、奇特に思召さるゝ由御感にて、稍ありて間宮・豊島を召して、大坂の城へ參り、秀頼の死生を見届け歸るべき旨命せらる。兩人寅の刻に城中に入り、方々を窺ふに、寂として人なし。漸く東明に及ぶ頃、立歸りなんとせしに、側に五十計の男、侍と見えて、脇替りの熨斗目を着し、髪を切り下げられしと見ゆ、一段卑き所に、水を汲む者あり。我等大御所より、右府本書に、内府とあるは誤なり。下皆同じ公へ御使に參る者なり。不知案内なる間、座す所へ引入られよ。偕も右府公、御機嫌は如何にや、誰々未だ附き參らせられ候やと問ふに、吾君は御存命にて、大野修理

速水甲斐など守護し奉るといへり。件の男と俱に、右府の御座所へ行きしに山里丸の道明寺倉とかやの前を、井伊掃部頭一手にて、嚴しく圍みてあり。兩人井伊氏に逢ひ、仰の儘に述べて、御使の様如何すべきやと問ふ。掃部頭いふ、右府を紀州高野山へ御供仕るべきの由、大御所命せらるゝ所といふべしと、兩人諾して、梅戸忠助片桐東市正が僕なりといふ者と俱に、土藏の前に至り、速水・大野を呼出させ、右の様を申し、馬の員足下の計を聞きて、用ひて辨すべしといふ。大野は朽葉の熨斗目を着し、右の脇に手疵ありと見えて、血流れ出す。速水は、腰替りの熨斗目を着し、白き鉢巻をしたり。甲冑は帶せざりし。大野命を拜して後に曰、吾君及婦人等、長途の備に、御乗物三十挺、其外、人馬如何程申付け然るべしと答ふ。兩人曰、此御乗物多く、早速に調へ奉らん事如何乍ら、有司にぞ傳へ申すべしとて馳せ出で、井伊に逢ひしかくいふ。掃部頭聞きて、秀頼未だ存命疑なし。さらば一時に事をなすべしとて、忽に鐵炮をつるべ、揉立てく下知せしかば、暫くして煙揚りて後に出で、楮間宮・豊島、八日辰の刻に茶臼山へ立歸り、大坂の有様を申せ

しかば、大御所御感斜ならざりしと、間宮權入の談話なりと云々。

或本に、此時廩中より、奴隸二人出で來り、堀の中に飛入る所を、井伊が家臣中村内記、鐵炮を以て之を打殺せり。生捕にして、豊臣家最期の事を、尋ね問はざる事を、人々歎じけると云々。

豊臣家亡

内にも御用意ありと見えて、忽火、起りて、滅亡し給ひける。此時廩中に籠りし輩は、

乃不與九郎後室織田信秀の女、淀殿の叔母なり、饗場局淺井石見守明正の女、淀殿の從弟女なり、宮内卿局秀頼公の乳母、木村長門守が母、卅九歳。一本内藤

新十郎が母に作る、大藏卿局大野修理亮治の長が母なり、右京大夫局内藤新十郎母なり。一本木村長門守が母に作る、阿茶局和期局一本、久我局に作る。伊勢

國土北畠の一族なり、正榮尼渡邊内藏助が母なり、玉局紀州湯川孫左衛門が姉なり、國局由利局壽元尼。

士には、大野修理亮治一本に息彌十郎、速水甲斐守時之並に出來丸。

或本に、速水が人質は、前方より江府にありし所、命を助けられたり。依之、福島左衛門大夫に招かれ、三宅庄九郎と改め、七百石となり、後に黒田筑前守に仕へしと云々。一本に、出來丸は、今年十月廿七日に誅せられしと云々。

毛利豊前守勝永並に二男勘解由長門守が弟とあり、氏家内膳正行廣入道道鬼此時萩野氏といふ、津川左衛

門親武扨從五百石なり。

或記に、津川左門は、兄左近親行が遺言により、嫂渡邊内藏介が妹なり並に小才丸當年出生を介抱し、從者五六人にて、大和路に遁れし所、五月十日、高市郡今井村の邊にて、盜賊數人出合ひければ、左門大に働きて竟に死せり。時に廿一歳なり。嫂並に小才丸も、盜賊の爲に殺されたりと云々。

或本に、五月十日の事なりしが、和州今井小物屋本書の長左衛門といへる者、親の忌日に當りしとて、近隣なる姥嫁等を集め茶を入れ、四方山の物語をなして居たる所、年齢廿餘の士、着込の上に、帷子並に單羽織を着し、旅裝束にて來り笠を脱ぎ、御無心乍ら此葛籠を、暫く茲に置きて給はるべしといひも敢ず、中間に持たせし葛籠を、門内に投入れて立去りける。長左衛門は、人を追掛けさせ、御知己にても無きに、むざと預かり候事は罷成らず、早々持歸り給へといひ遣せしが、彼士中間、共に早や行方の知れざる故、空しく歸れり。集まり居たる者は口々に、是は定めて大坂の落人なるが、路次にて盜賊に逢ひ難儀せし故、此荷物も茲に置き、

身を軽くして働かんと思ひ、斯く計りしならん。今日御親父の忌日なれば、佛神の福を興へ給ふにやあるべしと申しければ、長左衛門は眉を顰め、いや／＼それは事に依るべし。落ちてある者を拾ふさへ、心ある人は善しとせず。況や人の預けたる物を、手を指す事あるべからず。縦ひ主は殺さるゝとも、世の人の聞く所も如何なりと、下人三四人を召連れ、股引脚絆して、目當無しに、國府の方へ尋ね行きし所、一里程も來り、堤の陰なる溝の端に、最前の士、數ヶ所手を負ひて死せり。せめて中間になりとも、尋ね逢はんと思ふ所、畔の上に、年の程十七八と見えたる婦人、二練の帷子に、生絹に秋の野畫きたるを引重ね、生れて五十日計りになりたる兒を抱き、彼女は心元を突かれ、朱に染みて死せり。其傍に、引破りたる駕も打捨て置き。彼赤子、生死は如何と窺ひしに、是も飢ゑて死したるにや息も無ければ、なすべき様なし。長左衛門は、夫より十町計り南の山よせに、相知る僧のありし故、急ぎ使を以て此趣を達し、葬らせたり。扱て長左衛門は、一年程も過ぎて後に、彼葛籠の蓋を披きければ、其中に婦の衣服並に正宗の脇差一腰、其外竹

流金のありける故、彌々彼女の荷物に相違無しとて、此衣服の中にて幡を仕立て、彼僧の庵室へ寄附し、件の脇差は、家の重寶とせり。長左衛門は、夫より倍々富み榮え、代々有徳にて暮せり。又、士の差して居たる大小は、彼僧、賣代なし、追善の營、最懇にせしと云々。此説、津川左近に相類せり。故に茲に記す。

伊藤武藏守・真田大助・武田左吉・森島長次郎一本に長意・加藤彌平太堀對馬守・高橋半三郎・同十三郎・土肥庄五郎・寺尾勝右衛門一本、勝左衛門、或は清右衛門に作る・片岡十右衛門・植原八藏・同三郎・小室茂兵衛・中島一本、高將監、淺井周防守が息・同半三郎一本に半十郎・武田榮翁等なり。或説に、五月廿日、佐久間大膳亮勝之が從士、武田榮翁を討取り、首級を献ずといふ。淺井周防守一本に京極備前守・今木源右衛門・別所孫兵衛は、城中より使に出で死を遁れたり。

或記に、淺井周防守は、淀殿の弟にて、落城後、遁れて京極家に來り、剃髮して昨庵と稱すと云々。

或本に、豊臣秀次公の臣淺井周防守は、勇功の士なりし。秀次公少童の目附たりし所、元來男色を好みしかば、ある少年を犯し通せしを、秀次公聞召され、大に怒

らせられ、浅井を殺すべき由を命せらる。周防守之を聞きて、立去るべきと思ひけるが、我れ武勇の名を得て祿を食む。阿容々々と退きては、命惜しきになんど、人の誹も口惜しとて城に登り大音上げ、君、人をして、某を殺し給ふべき由、誰人が命を承はられたるぞ。急ぎ出でて害せられよといひて、駈廻りけれども、渠が勢に恐れてや、敢て手指す者も無かりしかば、直に立退きたり。されども日本に居らば、尋ね搜され、恥を見んも心憂しとて、朝鮮へ渡り住みけるが、毎朝濱邊に出でて、日本大亂國家滅亡と呼ばはり、薙刀を揮りけるとかや。秀次公御生害の後に歸國し、浪人してありしが、去年籠城して、夏陣に戦死せりと云々。一本に、別所孫兵衛は立歸り、城中に於て戦死せりと云々。

新東鑑卷之十八畢

新東鑑卷之十九

兩將軍御凱陣の事

さる程に大坂城中千門萬戸は、忽ち灰燼となり、餘烟殿々に覆ひ、南風吹布きて、車輪の如くなる焰飛散りて、十町二十町が外に燃付き、猛火の下より、東兵入亂れければ、途方を失へる女童等は、追立てられて火の中水の底ともいはず、逃倒れたる形勢、是や帝釋天の戦に、修羅の眷屬、天帝の爲に破られ、阿鼻大城の罪人が、熱湯の底に落入らんも、如是やと思ひ知られたり。然る所城兵山川帶刀・北川治郎兵衛は、天王寺表の合戦に討負け、西の丸へ引取りけるが、早や城中に火掛りけるにより、兩人も力なく、八幡山の方へ逃行きけり。又關東の大勢は、未だ陣場の極まらざれば、大に騒動する所に、大御所の御下知にて、東國の軍兵等は、去年の陣所へ參る

べしと、觸れさせ給ひしにより、早速に取堅めたり。

或記に、蜂須賀阿波守至鎮、茶臼山・岡山に來つて、兩御所に拜謁す。抑も至鎮は、去月廿四日、本國を發船し、同廿九日、泉州日根郡谷川に入津す。然りと雖も、領地に船乏しくして、將軍勢悉く着津せず。且つ淺野但馬守本書に紀伊守とありを待揃へんとする間に、長晟は櫛井に於て、敵徒と戦うて、紀州に一揆勃興し、又、谷川邊に蜂起せんとす。依つて至鎮は、其邊の庶民が質子を取りて、池田宮内少輔家臣乾半左衛門に相渡し、夫より淡州由良の城に送り遣す處、長晟も、領國の逆徒を退治する告あり。至鎮が總軍も、漸く着船せしにより、昨七日、攝州の地に進める處、大坂に煙立上るにより、落城、疑無しと思ひ、押し來れりと云々。

或記に、今日辰刻、將軍は茶臼山へ渡御あつて、大御所に御對顔の後に、眞田・御宿等が頸を、實檢し給ふと云々。

大御所は、秀頼公御生害を聞召すと宣ひ、御駕に召され、板倉内膳正供奉にて、御隠密に茶臼山を御立あつて、城内の燒跡を廻らせられ、京橋へかゝり御上あり。大御

所の仰に、斯る大合戦の後は、必ず大雨降るものなり、途を急ぐべしとの上意なりしかども、天氣快晴して、中々其色なし。然るに守口邊より空曇り、牧方より南にて大雨降り、御駕の者も、續き兼ぬる計にて、淀へ着し給ひしかば、木村宗右衛門早速罷出で雨具を調進す。亥の刻頃、二條の城へ着御あり。板倉内膳正御先へ馳せ、御門を敲くといへども、思寄らざる事なれば、御門を開かず。依之、父伊賀守が固めし御門より馳入りて開かせ入御なし奉る。然るに大御所の還らせらるゝ事は大坂在陣の諸將共も、曾て知らざりけるとぞ。同九日、大坂にては御下知あつて、大手天王寺口は阿部備中守正次、玉造口は青山伯耆守忠俊、青屋口は水野隼人正忠清、京橋口は高木主水正次、組共に之を守る。且つ關ヶ原合戦の佳例を以て、凱歌は行はれず、軍神を送り血祭あつて、岡山より伏見の城に入らせらる。

或記に、關ヶ原合戦御勝利の時、岡江雪一本、山岡道阿彌、又は福島左衛門大夫正則に作る、家康公の御前に出で、賊徒の猛勢を、半日の間に撃走し、夜の明けたる様に相成候。急ぎ勝鬨を擧げらるべき旨を申上げければ、仰に、尤も野合の軍は、何れにても斯の如くあるべけれ

ども、速に成る事は、諸將の忠戦に依る者なり。予が喜悅是に過ぎずと雖も、諸將の父母妻子、皆人質として大坂にある故、我れ暫くも快からず。然れば不日に彼地に發向せしめ、人質を悉く諸將へ相渡し、其上にて凱歌を執行ふべしと、御誼ありければ、列侯何れも覺えず感涙を催し、其仁愛を稱歎せり。其後大坂より、異儀無く相渡せしにより、家康公は甲冑を着し給ひ、拔身の御長刀を突かせられ、床几に御腰を掛けられ、御肱を張り給ひ、大坂の方に向ひ、扇の御馬符を立て、鐵炮五十挺に火繩を薰べ、弓三十張に矢を矧げ、拔身の鎗を五十本立置かる。池田・福島其外の大小名は毛氈に座し、各肱を張りて伺公す。面々鎧櫃を持たせ、馬符計りを立つる。斯くて首共を器に入れ、蓋の上を包みたりしを、絹を取り蓋を明けて、首は其儘入置きぬ。其次に、器に入れざる首六七級を並べ置き、誰々の高名といふ。家康公は、福島・池田に向はせられ、實檢すべきかと御會釋あつて、其後又、御長刀を杖に突き給ひ、御張肱にて左右を見給へば、大小名頭を地に附け平伏す。家康公、左の御足を以て踏み始め給ひて、踏み納め給ふ様に、地響する程に、御足を踏

み給ふ。此時えい〜を〜と、鯨波を長々と揚げ給へば、次いで御旗本の諸士、凡て凱歌す。

或記に、凱歌の揚げ様は、大將床几に腰を掛け、太刀の柄に手を掛け、えい〜を〜と、後高に凱歌するなり。但し、を〜の聲より、諸軍勢附聲なり。えい〜を〜の時、大將左の足にて、三度地に拍子を踏むと見えたり。凱歌の古實なりと云々。

而して御脇より、御長刀を請取り、秀忠公へ奉りし處、則ち之を戴かせ給ひて、始め長刀を奉りし臣に渡され、且つ御祝の酒を酌ませ給へり。大小名、各、萬歳を唱ふと云々。

關ヶ原合戦は、慶長五年九月十五日にて、凱歌は同月廿四日、或は廿三日。所は平塚前の野といへり。是れ瀬田の邊なり。然れば今般の御陣にも、凱歌は他所にて擧げられしならん。

首級目錄

三千六百五十一一本に、三千六百五十三又三千七百五十 越前少將 井伊掃部頭
 八百六十七一本に、八百六十八 藤堂和泉守 三百十五本書、五百三十五 淺野采女
 五 水谷伊勢守 六十 高力左近
 廿八一本に、百八 鳥居土佐守 廿四一本、十七 新莊越後
 一 水野隼人二本、同心の二字あり。 十三
 十五一本に、五十五 桑山修理一本に、桑山伊賀守直晴、首十九を獻る云々。桑山修理を脱す。
 百五 本多縫殿助或本に、本多縫殿助康俊父子、河内國須那に陣して、奈良口の敵を防ぎ、五月七日、城中の兵出でて戦ふに、加賀勢の右より出で、敵陣を打破り、嫡子下總守信次、二男美作守忠相自ら首切つて獻る。凡て康俊が手に討取る所の首、百十三と云々。
 二百五十三一本、二百五十二 本多美濃守 四内一、自分 内藤帶刀
 百内二、自分。一本九十九、又九十八 菅沼織部 七十三 松平下總守
 十三 堀尾山城守 二百十三一本、二百十七 本多大隅守

七十三一本、七十二 德永左馬助 七 日根織部
 十二 植村主膳或本に、植村帶刀泰勝、大坂前後の戦に、將軍家の先陣打つて馳せ向ひ、首を得る事十二とあり。此時泰勝といひしにや。 土方丹後守
 八 土方掃部 二 藤田能登
 十七内二、自分。本書に、二十 松平越中守 二十三 松平將監
 三百二 羽柴丹後守 十三一本、十二 遠藤但馬
 三十四一本に、三十八 松平甲斐守 六十八一本、六十六 仙石兵部大輔
 十四 丹羽五郎左衛門 十一 阿部彌三郎一本、彌六。同心とあり。
 十一一本に、十四 保科肥後守 一 分部左京
 四十 一柳監物 五十 毛利甲斐守
 二十一一本、六十八或は六十二 古田大膳 百八本書に、百五、一本百九、二本三百餘 青山伯耆守
 一 六郷兵庫 三十七本書に、三十一 別所豊後守
 六百二十一 松平武藏守 七 松下石見守
 五十七 有馬立蕃頭 十七

四十四

秋田城之助 百九

加藤式部少輔

二十一

稻葉大夫 本書の儘。一本には、十、稻葉右近大夫に作る。

谷出羽守

七

西尾豊後守 九

酒井雅樂頭

七十八

榑原遠江守 三十

佐久間大膳

百二十九十八

土井大炊頭 十 此内、信濃、一

杉原伯耆守

二十一

松平安房 十九

加藤左(右)近

七十 内一、自分。一本六十八

成田左馬助 二

羽柴左近 本姓

に、加藤左近大夫貞泰、夏陣には、軍散じて後に参る。是れ大坂兩陣供奉帳に見えし處なり。改事録の首帳にも、獻せし首見えす。不審なり云々。

三十三 本書に、二十七

酒井左衛門尉 二百六 一本、二百八

稻垣平右衛門

三十

石川主殿 三十一 一本、二十九

細川玄蕃

六

山崎甲斐守 十四

諏訪小太郎

三十

池田備中 四 内一、四自分

眞田河内

三十一 一本に、五十二

關長門守 二十五

六

阿部備中守 二十七

遠山久兵衛

五

向井將監 百

花井主水

二

青山善四郎 二 堀淡路守 本書に、堀丹後守手の者とあり。誤なるべきにや。

向井半彌

三百七 一本に、百六十

京極若狹守 二

小笠原兵部

十四

松平丹波守 四十七 一本、四十四

水野日向守

五十七

松平伊豫守 九十七

別所孫三郎

八十七

堀丹後守 十

松倉豊後

百十七

桑山左衛門佐 或本に、百十九に作る。一本に、桑山左衛門佐一直接、道明寺の戦に、首十七を切る。城の落ちし日、百十九を獻ると云々。

十三

山岡主計 五十三

秋山左近

二十一 一本、

藤堂將監 七 一本、二十一、或は二十一

村越三十郎

四

奥田九郎兵衛 一本に奥田九郎右衛門三郎右衛門に作る。

羽柴越中守

四十二

本多左京 十二 或は、二十、又二十六

丹羽勘介

二十二

小濱民部 十九

百五十二

金森出雲守

或本に、金森出雲守可重の息長門守重頼、大坂の軍起りし時、泉州岸和山の城を守る。大坂の戦、既に破れて、落ち来る者共二百八人が首

を切り、八人を生捕りて奉ると云々

百十七今書に、六十七

小出信濃守 四十二

浅野但馬守

脇坂淡路守 二

羽柴美濃

佐久間備前 三千二百

松平筑前守

八 近藤石見守 三十一一本に、三十八

千本大和守右或本に

依つて之を記す。然るに諸書に載せて、爰に脱せるもの又少なからず。且つ本書に、首數一萬三千九十七とあり。今之を算ふるに、多く闕けたり。傳寫の誤なるべし。

將軍御旗本の分

内藤主膳一本、内藤主税助に作る。三二

菅沼主殿

土屋左門 一

村上六右衛門

井野四郎左衛門 一

山崎權八郎

渡邊半兵衛 二

奥村三右衛門

河合勘右衛門 一

新莊勘介或は、新莊甚助に作る

小栗正九郎一本に、彦九郎に作る。又一本に、小栗庄次郎に作る。別記に、首八、小栗彦次郎に作る。

戸田藤九郎 一

野々村新兵衛一本に、野山新兵衛に作る。

安藤與八郎 二

伊藤右馬允手の者

戸田小平次 二

高田小治郎一本、高田小傳治に作る。

戸田藤五郎 一

御草履取 桑倉兵九郎一本、名倉權九郎に作る。

永田權八郎一本に、永井權九郎に作る。

都築又兵衛

二 岡部七之介 一

永井信濃

一 松平小治郎 一

徳永出羽

四 青山大藏 三或は二

本多出羽

一 大澤侍從 一

石丸權八郎一本に、石丸權六郎に作る。

一 堀三右衛門 一

青山左十郎一本に、青山作十郎に作る。

一 永見新右衛門 四

永見新右衛門手の者

二 稻垣藤十郎又一本、藤七郎に作る。一本、稻垣藤九郎に作る。

二	細井金五郎 <small>一本、細井金十郎に作る。</small>	一	鮫江甚右衛門 <small>或本、鮫江勘右衛門に作る。</small>
二	本田八十郎 <small>或は、手の者之を討つとあり。</small>	二	松井左近 <small>或は、松平右近とあり。</small>
二	石川勘介	二	竹山三十郎
二	日根長五郎	一	大久保六右衛門
一	前島十三郎	一	高橋左京
一	高橋左京手の者	二	本多傳三郎 <small>或は、本傳十郎に作る。</small>
一	水野太郎治手の者	一	井上清兵衛 <small>一本、同心の二字あり。</small>
三 或は二	羽柴勘右衛門	三	羽柴勘右衛門手の者
二	渡邊監物	一	渡邊監物手の者
一	加藤傳兵衛	一	小笠原角左衛門 <small>或は、小笠原角右衛門に作る。</small>
一	小野淺右衛門 <small>一本、小野忠右衛門に作る。</small>	一	榊原左衛門手の者
二	内藤若狭手の者	二	伊丹左治右衛門
一	加藤伊織	一	加藤治郎

一	松前隼人	一相討	石丸六兵衛・武藏甚五兵衛 <small>(耶)</small>
一	駒井右京	六	佐藤甚兵衛 <small>一本、佐藤甚五兵衛に作る。</small>
二	久世三四郎	一	牧野豊前手の者
二 内分、	牧野傳藏	一	坂部作十郎
一	山田十太夫 <small>或は、五、山口十太夫と作る。</small>	一	青山十太夫
一	曾我喜太郎	一	曾我喜太郎手の者
一	駒井治郎左衛門	一	跡部民部
二 内分、	木造七左衛門	一	跡部民部手の者
二 内分、	宮崎左馬助	一	戸田又八
一	小澤平右衛門 <small>或は、小澤甚右衛門</small>	一	芹澤又右衛門 <small>一本、芹澤助右衛門に作る。</small>
一	小澤權八郎 <small>一本、權兵衛に作る。</small>	二	井上外記
二	小川佐太郎	六 内分、	矢代甚三郎
八 内分、	三枝源八	一	三枝新九郎

首級目錄

三

桑島孫治郎或は、桑島孫六郎に作る。

二

中山助六郎

中山勘解由

五

中山勘解由手の者

鈴木市藏

一

朝比奈孫市

服部十兵衛

一一本、
一四本

神尾刑部手の者

今村傳四郎一本、今井傳四郎に作る。

一

安藤傳四郎一本、安藤傳十郎に作る。

井戸左衛門佐一本、左馬に作る。

一

猪子仁左衛門一本、猪子久左衛門に作る。

安藤治右衛門

一

廣戸半七一本、中十郎に作る。

中川牛之介

六

中川牛之介手の者

阿部修理

三

溝口外記手の者

佐々與右衛門

一

大橋兵右衛門

大橋金彌

一

勝部甚五左衛門

江一本、無シ原九郎右衛門

一一本、
二

江原左平治一本、原作平治に作る。

松平作右衛門一本に、山本與八郎に作る。

一

鎮目長四郎一本に、鎮目長介に作る。

大久保新八

一

門奈半十郎

高尾惣九郎或は、高橋宗十郎

一

細井長左衛門

久保田勘太郎

二

朝比奈六右衛門

中根權六

一

押田庄吉

御手洗五郎兵衛

一

天野甚太郎

加藤權右衛門

一

渡邊孫四郎一本、渡邊孫三郎に作る。

逸見小四郎

一

小野源十郎一本、小野源四郎に作る。

酒井與左衛門

二

山本才兵衛

中川市介

一

青山半兵衛一本、青山半兵衛に作る。

富永喜左衛門

一

中島長四郎

山上長二郎

一

坂本權十郎一本、坂本權十郎に作る。

今村傳右衛門一本、今井傳右衛門に作る。

二

松平與右衛門

遠山平右衛門一本、遠藤に作る。

一

戸田半兵衛一本、眞田半兵衛に作る。

一	蜂屋六兵衛	一	佐橋兵治郎
一	戸田庄三郎 <small>一本、戸田山三郎に作る。</small>	一	布施八右衛門
一	天野源藏	一	平岩金治郎
一	逸見庄兵衛 <small>一本、鳥見庄兵衛に作る。</small>	一	松平久兵衛
三	久貝忠三郎	十九	忠三郎同心 <small>本城庄太夫水野庄太夫</small>
一	安藤民部	一	今村彦兵衛
一	今村彦兵衛手の者	一	兼松源兵衛
一	青山石見守	三内一、 三分	岡田木工之助
一	近藤勘右衛門手の者	一	伊丹善之介手の者
一	服部兵吉手の者	一	田代養元
二	近藤五郎左衛門	一	山田十太夫
一	近藤兵九郎 <small>一本、近藤彦九郎に作る。</small>	一	寸切加兵衛
二	成瀬豊後	一	寸切庄右衛門

右首數、本書に二百九十九とあり。今之を算ふるに少しく闕けたり。傳寫の誤なるべし。又從是以下、本書に脱せる者を載す。

二	坂本久五郎 <small>一本、坂部に作る。</small>	四或は 四六	井上主計同心
二	酒井阿波守	四或は 四五	水野監物同心
二	小山長門守	一	佐久間民部
一	土屋忠次郎	一	田村兵庫 <small>一本、兵吉に作る</small>
一	島田久太郎	一	高井五兵衛
一	大久保與茂八	一	大久保三七

五百廿五	松平陸奥守	九十七	大關彌平治
七十五	那須左京	七十	太田原備前守
四十三	和田左京	卅四	伊王野又六
卅三	大島一黨	卅三	平岡平右衛門
卅一	松平宮内少輔	三十	伊奈組衆

廿七 <small>一本に、無し。</small>	稻葉内匠	廿七	坂崎出羽守
十九	高木衆	十七	尾里介右衛門
十六	遠山勘右衛門	八	高岡佐左衛門 <small>或は、市岡太左衛門</small>
八	片山三右衛門 <small>一本に、首四、片山善四郎又片山三七に作る。</small>		淺野内膳組
七	桑山左近	五	青山善四郎手の者
三 <small>一本</small>	水野淡路守	二	岡部庄五郎 <small>一本、岡部庄九郎に作る。</small>
二	曾我彌八郎	二	酒井壹岐守
二	牧野伊織 <small>一本、織部に作る。</small>	二 <small>或は、一</small>	成瀬久五郎 <small>一本、久治郎に作る。</small>
一	成瀬藤藏	一	佐橋治郎左衛門
一	保々長兵衛	一	高 <small>月</small> 田數馬
一	朝倉仁左衛門	一	荒川又六
一	細井金右衛門	一	齋藤三右衛門
一	鶴殿藤左衛門	一	

一	桑山源七	一	伊木左馬助
一	川口左門 <small>一本、川口左介に作る。</small>	一 <small>或は、二</small>	水野大和守
一	松平采女	一	渡邊兵九郎
一	曾我十兵郎		

右、首級員數未詳。記には一萬三千五百五十級、御前目錄に依て記すと云々。

一本に、首數一萬四千三百卅一なり。其外一二級を得る者二百廿六、總計一萬四千五百五十七級なりといふ。

一本に、首數一萬四千六百三級と云々。

或記に、五月廿三日、諸家より、今度大坂に於て討取る首帳を進獻す。其員數一萬四千五百三十餘級なり。此内、兩將軍家御旗本の從士、二百九十五級を得たり。諸組の功名、陪臣に至る迄、神文を以て盟をなし、依怙最員無く、一隊限に檢め糺すべき旨、老臣より之を令す。第一越前の長臣本多伊豆守富正と、水野日向守勝成と對決ありし處、大坂の一番乗は、越前家に相極り、日向守は、二番に旗を立てた

るに決定せりと云々。

越前忠直朝臣の事

五月十日、秀忠公、二條城に渡御あり。且つ大小名伏見より登營し、大御所に拜謁し奉りしかば、忠戦を勵み粉骨を盡す故、天下平均に及ぶ由を稱譽し給ひけり。越前忠直朝臣は、伏見の館に於て、兵馬の勞を休め、少々遅引あつて出席の處、上意に依つて、上壇より一疊半計り御左の方に着座せらる。其弟、庄五郎本書出羽守に作る直政は、幼若故、御左の方三尺計を隔て、近々と召寄せらる。其上にて諸將に向ひ給ひ、越前少將、一昨七日は驍戦、其功拔群なる旨仰あつて後、庄五郎は初陣に、生捕二人迄せし事、大功ならずやと上意ありしかば、座中頓首稽屈す。時に末席より松平伊豫守も、茲に伺候仕る由を申されける。仰に、大勢の群參故、見誤りたり。今般の合戦に、躬ら手を碎き拔群の功、感慨の至なりと仰あつて、再び忠直朝臣を召され、汝が父中納言、孝にして且つ忠を竭せり。其方また大坂の城を攻崩し、其功、諸將に抽んで、英烈、天下

に雙ぶ者なし。尤も感狀を授けらるべしと雖も、家門たる故、却て其事に及ばず、當家子孫の末に至り、汝が苗裔逆心の外は、努々疎略あるまじき御遺訓を垂れ給ふべし。恩賞は追つて沙汰あるべし。先づ其驗にとて、初花の茶入を給へば、秀忠公、御取次あつて、忠直朝臣へ授けられ乍ら、今度足下の働き、以て早速天下平均に屬す。依之、賞の印として、貞宗の脇差を、御手づから與へ給ふ。大御所重ねて、汝が父、年來有名の士を招き集めたりしが、今年天下の耳目を驚かす程の大功を立つる上は、尙以て臣下を哀憐すべしと御誼あつて、本多飛騨守、萩田主馬始め上杉の家臣なり。小字孫十郎、後に與想兵衛と稱せり。文祿の比、彼家を立退き、越前に仕ふと云々一萬石の外に、與力の士其祿一萬石を分つて、附屬すべき旨を命せらる。且つ本多伊豆守富正を始め、其軍功を稱美し給ふ。

傳稱す。忠直朝臣伏見へ歸館あつて、家中宗徒の族を呼び、兩君の賜はりし陶器脇差を見せられ、其上に、追つて抽賞の國郡を授けらるべき旨なれば、其間に功を糺し置き賞すべき由、輕卒迄も申聞かせよとありけるが、既に參議官迄は拜任ありしかども、増封遲滞しける所、性質短慮激烈にして憤甚しく、拜領の茶入を微

塵に碎き、家臣に分ち與へられしと云々。

抑忠直朝臣の御父は、家康公の御次男にて、秀忠公の御兄君なり。小字於義丸と稱しけり。家康公未だ參州に御在城の節、御湯殿に入らせられけるが、於萬といへる婦、御湯を運びけるに、邂逅契らせられしに、竟に懷妊せり。依之、於萬の方、本多作左衛門重六へ、右の事を告げしかば、本多仔細を分明に聞届け、天正二戌年二月、參州産目村にて平産ありける故、家康公へ、此段言上したる處、我子にあらずと宣ひ、更に御賞翫無かりけり。されども御子たる事紛れなき故、程經て御父子たる儀を免許せられぬ。此君十一歳の時、秀吉公の御養子となり給ひ、御諱の字並に羽柴氏を給はり、羽柴三河守秀康と申しける。同十八寅年、下野國結城中務大輔清朝時に十萬五千石なり。慶長十九年七月二十日、八十歳にて卒去すが養子となり給ひ、又關ヶ原合戰の時は、上杉景勝卿おさかへの押として、結城に陣し、智謀忠義を盡され、靜謐以後は、越前福井に城主元は北の莊といふとなり給ひ、同十巳年四月、權中納言元は從三位宰相なりに任じ、同十二未年四月八日、領國に於て逝去し給ふ。

或説に、秀康卿は、一旦秀吉公の養子となり給ひし故、秀頼公の事をも疎略無かりしとぞ。又福島左衛門大夫とも、御因深かりし故、正則、毎度福井へ參向し、主君の如く尊敬せしが、或時福島、秀康卿の家臣に向ひ、某、福井へ參府の爲に、居宅を給はるべき御事なりしと申し、且つ我等は、何に寄らず、御當家の味方に馳せ參るべき覺悟に御座候。然れども秀頼公を蔑になし、御味方すべしと申すにはあらず。此志を内々御達し下さるべしといひしを、秀康卿、そと御聞あつて、福島はさすがの者なりと、殊の外感じ給ひしが、其後は如何なる事にや、正則と御交を斷ち給ひけると云々。

忠直朝臣は、文祿四未年、下野國結城に於て誕生あり。小字長吉、或は慶長丸と稱す、從四位下左近衛權少將に昇進あつて、三河守を兼ねらる。元和三年六月十九日、從三位參議に昇進あり。然るに奢侈次第に長じ、慢心出で來り、我儘氣隨の働きのみ多く、參勤の節は、道中にて遊山に日を送り、日限延引しては所勞と偽り、歸國せらるゝ事度々なり。在國にては、酒宴亂舞に長じ、美童美女を集め、其上に酒狂して、寵愛の男女を害し、或は近臣等を刺殺し、或は山野に遊びては、百姓又は往來の旅人、或は

胎婦の腹を割りなどし、悪行日々に長じける故、御勘氣を蒙り、寛永元申年五月、豊後國へ配流仰付けられ、萩原といふ所に蟄居し、五千石を給はりしが、剃髮して一伯と稱し、三里奥なる津守といふ所に移され、慶安三寅年九月に逝去ありける。忠直朝臣に男子三人、女子三人あり。第一は仙千代丸、後に越後中將光長、御母は秀忠公の息女なり、第二は高松好仁親王の御息所、御母同上、第三は九條關白道房公の政所、御母同上、第四は永見市正長吉、第五は永見大藏長頼、第六は小栗美作守正矩が室なり。以上三人、配所に於て出生なり。或記に、越前國は舍弟伊豫守忠昌へ給はりける。其節、忠昌御目見えの前に、御老中孰れも申さるゝは、舍兄宰相殿の儀は、御大法に任せられ、遠流仰付けられ候へども、故中納言殿の事を思召され、本家相續仰付けられん爲に召させられ候。追付、御誕あるべしとありければ、伊豫守答へて、宰相儀、亂心仕候故、御大法の通仰付けられ候處、故中納言の家を御立て下さるべき段、難有仕合に候。私儀は、段々の御取立を以て、只今、高田の領地を拜領仕り罷在候へば、此上の望は無之候。故中納言儀を思召し被下に於ては、仙千代と申す、亂心以前の息有之候間、彼者へ

家督相續仰付けられ下さるべき様に、奉願候旨を申されければ、御老中方の返答に、御意の趣は、御尤至極に候へども、宰相殿の儀は、尋常の御亂心と申す計りにても無之故、急度御仕置にも仰付けられたる跡にて、公儀の御大法も有之故、左様には難被仰付候。故中納言殿、御家御相續と有之儀は、重き御事に候へば、早速御請あつて御尤に候。仙千代殿の事は、上様にも御如才難被成御筋目に候へば、以來又仰付けられもあるべしと申さるゝにより、忠昌重ねて、御大法を以て、當分仰出され無御座とも、仙千代事を、御捨置被下まじと、御内意をなりとも承知不仕候ては、私儀本家相續の御請は、仕り難しと返答ありける。依之、御老中、然らば先づ今日は、御下あるべしと申されける故、伊豫守退出せられしが、間もなく召させられ、御老中方の申さるゝは、此間、仙千代殿の儀を御申すにより、上聞に達し候處、御尤に被思召候間、御心易かるべしと、御上意の旨を申されければ、伊豫守は、難有奉存候と御請申され、其後御前に召出されしと云々。二人の舍弟といふは、今雲州松江十八萬六千石を領する松平氏の祖出羽守直政、次は上州既橋十五石を領する松平氏の祖大和守直矩、次は播州明石六萬石を領する松平氏の祖但馬守直良是なり。

或記に、此時大野五萬石を出羽守直政。慶長六年江州中ノ河内に於て誕生、小字河内丸又國松丸と稱す。勝山三萬五千石を大和守直矩。小字五郎八と稱せり。丸岡城主四萬三千石本多飛驒守は、再び御直參となりしと云々。飛驒守が家系は、元祿八年、孫飛驒守重益が代に、家中鬪諍の事ありて、領地召上げらる。時に四萬六千三百石なり。

或本に、伊豫守忠昌は本家相續、仙千代は越後國へ移城仰付けらるべき旨、御下知ありし頃、仙千代殿の母公。台徳公の御息女にて、後に高田殿と稱す。此事を憤り給ひ、仙千代幼少ならばさもこそあらめ、最早十四五にもなり、軍立もする時なるを、斯る御下知更に心得ずと、越前家七大將の者共を召集められ、皆々我に隨へとて、口々の手配嚴なり。其頃迄は、御一門諸侯の内室、多く在國なりしと云々。依之、將軍家光公より、彼母公へ、御直書を以て、御家督

の事、如何様とも仰付けられんとあつて、江府へ御招により、則ち品川御殿迄下着の時に、高田廿五萬石を、仙千代殿へ進らせられたり。母公は、此事を御憤りあつて、一生無言に居させられたしと云々。之を光長越後守と稱せしが、家中に騒動の事あつて、終に左遷せられ、松平大和守直矩の次男を、跡式に定められ、作州津山にて十萬石を給ふ。之を宣富越後守始め備前守長知といへりと稱せり。後年嫡子淺五郎、家督相續せられし處、早世により、同姓主

税頭知清の三男を以て、遺跡相續仰付けられたり。此時、高の内五萬石減少せり。以後代々、津山に在城なり。又、伊豫守忠昌の息は、光通越前守と稱し、則ち忠昌の家督相續せり。然るに光通の内室嫉妬深きにより、妾腹に權藏といへる實子ありけれども、光通隠し置かれ、嗣子無き由を言上せられしを、權藏は、國にありて此事を聞き、急ぎ出府し、松平但馬守の家に馳込み、實子たる由明白に申す故、但馬守、即ち老中へ達せられしを、光通聞かれて、是非無く自殺せられけるにより、領地召上げられ、舍弟昌親へ、廿五萬石を給はり、家督相續せり。權藏には、別に直賢備中守と稱せり。今越後國糸魚川の領主松平氏の祖なり。當時、三十萬石領せらるゝは、中務大輔昌勝の息宗昌へ、家督相續仰付けられし時、自分の領地五萬石を合せられたる故なりと云々。卷七、伊豫守略傳と合せ見るべし。

長曾我部宮内少輔被_二生捕_一并山川帶刀。

北川治郎兵衛の事

五月十一日午刻、秀忠公は、二條の城へ渡御あつて、申刻に還御なりけり。然るに先達つて、城中より遁れ出でし長曾我部宮内少輔盛親は、郎等山内宗右衛門を携へ、八幡の山下、橋本邊に隠れ居たりしを、蜂須賀阿波守入道蓬庵が使者、長坂三郎左衛門といへる者、之を見咎め、頓て搦捕り獻じければ、伏見の御立關に於て、盛親に御茶給はりて後、井伊掃部頭・安藤對馬守・土井大炊頭が列座の所へ連行き、木綿袴の上をからめ、其繩を、永井彌右衛門白元控へたり。則ち兩人して、軍の事を尋ぬるに、長曾我部答へて、去ぬる六日の晩には、是非、今一戦を遂げ、存亡を決せんと欲せし所に、赤備の勢、堤を壓し來る體、是は井伊が勢なり、横を入れんとする形勢に相見え、我兵は對揚し難く、依之、敗北せしと申しける。格子の内には、秀忠公、近臣二三人を立たせ、其陰より盛親が體を上覽ありけるが、宮内少輔も、亦之を察しけるにや、其方を一向に見居たり。山内宗右衛門は、此期迄附隨ひたる事を感じられ、蜂須賀が臣とすべき旨を仰出されたり。又、長坂三郎左衛門には、黄金百兩を御褒美として給はりける。

長曾我部
盛親生捕
らる

或記に、長坂三郎左衛門元次は、京へ通るとて、八幡の傍、禁野を過ぎ往きしを、長曾我部が家人藤藏・太郎藏本書に兩人共に苗字を脱すといへる者の註進により、盛親並に其家來中田宗右衛門元國を生捕りて、將軍家へ獻じければ、御感あつて、長坂に黄金百兩を賜はりける。此功により、三郎右衛門は、八百石の加増にて、都合千石になり。中田は、盛親が願により、蜂須賀へ抱へられ、四百石を領せりと云々。

記に、蜂須賀蓬庵が使長坂三郎左衛門は、八幡の茶店にて、暫く休息する内、若し此邊に、落人と思しき者やあると尋ねければ、彼主が申すは、されば不審なる者の候。如何にも忍人と相見え、夜々に此方へ來り、食物を調へ歸る人あり。覺束なく存じ、跡を慕ひて參りし處、葭原の中に、隠れ住むと覺え候と談じければ、長坂之を聞きて大に喜び、茶屋の亭主を案内者として、若黨中間を、葭原の中へ分入れさせ、搜り求めし處、盛親主従二人、飢に瀕みけるが、疲れ伏したるに尋ね當りける故、則ち二人を搦め取りしと云々。

同日、高力攝津守忠房に命せられ、和州に入りて、大坂の殘黨を尋ね搜さしめ給ふ。

高木筑後守正次・山田十太夫重利を監使とし、和州の諸將桑山・別所・松倉等、相共に探る。又城兵山川帶刀賢信・北川治郎兵衛宣勝は、八幡の瀧本坊に、忍んで居たりし處、同十二日、彼山に落人の隠れ居る由風聞に付きて、秋元但馬守泰朝に命じて、尋ね探さしめらる。山川・北川の兩人、法印へ申すは、御詮議有之に於ては、仰分ければ、あるまじければ、兩人罷出で、切腹仕るべしと申しけるを、法印が曰、若し御尋に於ては、一宿は致させ候へども、其後は何方へ参り候や存せずと申し、其上御圖らひ次第にすべき間、返々、兩人とも、切腹の事は思止まられ候へと申すにより、山川・北川は、直に逐電せり。是に依つて瀧本坊を捕へ、板倉伊賀守が方へ召籠められたり。

或本に、同十七日、山川帶刀・北川治郎兵衛は、本能寺に來り、兩人は大坂の落人に於て、頃日、瀧本坊の所に隠れ居申候處、彼僧、京都へ生捕られたる由承及び候。願はくは兩人死刑に遭ひて、瀧本坊が赦免を乞ひ奉るといひければ、此旨、本能寺より訟へけり。時に本多上野介、落人を何方へか召預けらるべきかと、大御所へ伺ひければ、仰に、義を知つて出づる者、何ぞ事あらんやとありて、彼寺に差置かれけり。

一本に、北川治郎兵衛は、知恩院にありし故則ち知恩院へ御預ありしと云々。 其後、大御所、兩人の者共は、大坂にて良き茶を呑みつけたれば、迷惑すべし。此茶を取らせよと仰せられ、御手づから正純へ遣されければ、本多則ち彼茶を、御使何某へ相渡しけるを、何某、請取りて、彼寺へ行きて、兩人に、頓て切腹仰付けらるべし。其心得あるべしと、上意の趣を言渡しけるが、其後大坂の様子、竝に國大名、大身小身に寄らず、心を通じたる者は無之や否やを御尋ありければ、兩人が申すは、某は外様者故、何條も不存候と答へける故、使の人、左様に申上度事なれども、上様へ其返答は罷成らず、一ヶ條なりとも、申上げらるべしといひければ、兩人重ねて、されども存せぬ事は、申されず候といふにより、上使、又曰、兩人の衆を、某、能きやうに執成すべき間、左右に申上げられよと申せば、帶刀腹立して、豊臣家滅亡の上は、頼入りたき事はこれ無し。然るを人も頼まぬ事を、取持ちたる人、我其方を頼む人を取持たるべしといひ、様様と悪口するにより、上使も大に怒り、さらば其通を言上すべしと申し、立歸りて大御所へ一々に申上げ、さんく、悪しくいひければ、家康公は聞かぬ御顔にて、彼

兩人は、大坂に於て勇士と呼ばれし者なり。一度知らぬと申出したるを、重ねて問ふ事やあると、結句叱らせ給ひ、右兩人には切腹仰付けらるべしとの御沙汰なりしが、如何なる事にや、八月三日、還御の時に御赦免あつて、兩人共に京都に住しけるに、翌辰年、大御所薨去まし、同年八月、京都の浪人拂につき、帯刀は平戸、治郎兵衛は大村へ遣されけると云々。
一本、此事を七月十九日に作る。

落人誅せらるゝ事

五月十二日、京極若狭守忠高より、秀頼公の息女八歳になり給へるを、伏見に獻せり。
息女の母儀は、成田五兵衛助近が女なり。 豊臣の御簾中天樹院殿之を養育して、後に尼となり、相州鎌倉松ヶ岡東慶寺の住職となり、天秀泰嚴と稱せり。

一本に、天秀尼は家康公の命により、今年東慶寺に入りて薙髮し、正保二酉年二月七日に寂せらる。時に廿八。石塔は、佛殿の後にありと云々。
別本に、天秀尼は、天樹院殿の不義を惡み、一生對面なかりしと云々。

大坂の落人誅せらる

其乳母の夫三宅善兵衛は、落城の時に戦死し、乳母は、小出大和守吉英に預けられたり。同十三日、秀忠公、二條の城へ入らせ給へり。同日、中川内膳正久盛寺澤志摩守參着す。兩輩を御前に召出されし處、遠國故、今般の合戦に遭はず、無念の由を言上せり。

或本曰、佐竹家譜に、左京大夫義宣は、大坂に赴かんと、北陸道に策を揚ぐる處、越後路に於て、大坂落城の告を聞けり。南部信濃守利直は、騎兵百四十、雜兵四百餘にて登りけるが、是も途中にて、大坂の城陥る事を聞くと云々。

同十四日、大小名より、大坂亡命の徒を、普く搜し捕へ、六百餘人の首級を獻す。又大坂の町奉行なりし水原石見守、京都二條邊に隠居の由、告ありし故、討手として藤堂和泉守を向けられたるに、水原、手痛く働き、藤堂が兵三人を撃つて自殺せり。彼石見守が首は、二條の御判外に梟けられたり。

或本に、伊東吉三郎丹後守が二男は、慶長五年以來、大御所大坂に仕へし處、今般、父伊東、關東へ内應の由を風聞しけるが、落城の砌、丹後守は、其臣森權右衛門以下三を

人從へ、高野山に赴きし處、伊東が事は前にも記せり、岩佐右近赤座内膳等、其外、豊臣家の近臣十人計り上京せり。茲に木下左京が子、妙心寺海山和尚の會下にある故、彼所に来り、一偈を得て各姓名を記し、檢使を乞ひ、自殺すべき旨を、執事の許へ申遣せし所、大御所聞召し、先年石田に與し浪人となりし者共、去年以來籠城せしは、再犯の罪なれば宥すべからず。大坂の諸士は、忠を勵む事、臣たるの道なれば、何をか咎めん。予、大野・渡邊を憎むは、秀頼に逆謀を勸むるが故なり。其餘は聊も罪すべき謂なし。蚤く何地へも退くべしと、御誼ありけると云々。

一本に、秀頼公、御男子有之由を聞召され、今十四日、京極若狹守に尋ぬべき由を命せられしと云々。

同十五日、和州高取領主松倉豊後守重正が番所にて、新宮若狹行朝を見咎め、山本權兵衛義安馳せ蒐る。時に天野半之介よしよる可古之を捕へ、伏見へ獻す。其時、淺野但馬守長晟が願に、新宮が舊恩の族、新宮・熊野邊にありて、去年より今年に至り、同郡の妨をなし、其罪輕からず候へば、渠を給はるべし、刑戮せんと欲する由を言上す。然れど

長曾我部
盛親切ら
る

も其弟堀内主水氏久、今度大坂の御簾中を落し奉れる功に依つて、行朝が罪を宥めらる。同日或は廿五日に作る、長曾我部宮内少輔盛親、大路を引渡し、六條河原に於て誅せられ、首は三條河原に梟す。又、大坂徒黨七十二人を、栗田口竝に東守邊に、悉く梟首せられたり。

記に、秀忠公は、盛親が武勇の程を御稱美あつて、不便を加へ給へり。然るに頃日長曾我部は、番の者を近付け、去ぬる六日八尾合戦に、藤堂の家人討死の中に、藤堂勘解由一人威を奮ひ、其舉動人倫に過ぎたり。其勇敢を感じ、冑を取りて、某が家人に持たせ置きたり。夫を勘解由が子孫に傳へ、最期の形勢を知らせたと申しけると云々。

或記に、長曾我部右近大夫親富は、盛親が弟なりしが、宮内少輔浪人の砌、加藤清正に預け置きしが、今度囚人となり、伏見に登され切腹す。其臣、宮崎久兵衛といへる者も、同じく切腹せんといへる處を、檢使の人々差止めけるを、渠が曰、先君某を召され、右近大夫に附置く間、よくよく傳立てよと仰せけるに、御供を仕らす

しては申分なし、いざ御供といふ儘に、腹一文字に搔破り、其脇差を下に置きつゝ、首を伸べて討たれけり。其場に在合ふ人、感賞せざるはなかりけりと云々。

同二十日、米村權右衛門を召出され、城中に貯へたる金銀の巨細を尋ねられければ、知らざる由を申すにより、奉行の曰、汝は修理亮が寵士なり、何ぞ知らざる事やあらんと罵りければ、是迄米村、稽首してありけるが、額を上げ、是は御奉行の詞とも覺えぬ者かな。某は卑賤なりしを、主人の憐みを以て、士の員に入れられたり。別記に、米村は、故治長が草履取なりしと云々。其主人は大坂にありて、軍陣の成敗を掌られたれば、運命の存亡をこそ、且晡に計り候へ。曾て金銀財寶を心とせず。是を以て下輩の者と雖も、敵を討ち、首を取らんとのみ思ひ、他の慮をなすに違あらず。依之、金銀財寶を見る事、芥の如し。理を以て申す時は、城中戦負くる時は、首領をも保たず、千萬の財寶ありとも、何の用にか立ち候はん。若し勝軍ならば、兩將軍の御腰の物までも、皆我輩の物にして、求めずして財寶に飽き充ち申すべし。言ふべき旨あらば、厭ふべきにあら

ず、言ふべき理なくば、口を裂かれ舌を抜かれても、何をか述べんと、憚る氣色なく申しけるを、大御所、聞召され、無類の剛の者なりとて、御赦免ありける。

或本に、大野修理亮が女は、天樹院殿に召仕はれ、米村が女は、大野が女に仕へたり。權右衛門、浪人の後に、折々御屋鋪へ行きければ、衣服、黄金等拜領物などあり。然るに治長が女、虚方を煩ひけるが、存生の内に、寺詣など致し、相果て申したしとの願により、御暇下されける。其上に權右衛門を召され、其方、召連れ罷上り、隨分養生を致させよとて、關所手形、道中の雜用等も潤澤に給はり、我女と俱に供して上り、種々養生をなしけるが、遂に相果てける故、火葬にせし處、權右衛門は、妙心寺の方丈へ罷越し、跡に、女も火中に飛入り、棺に抱付きて焼死しけり。權右衛門は、歸り來りて大に驚き乍ら、爲すべき様も無かりける。さるに依つて主従の骨、分らざる故、一所にして高野山へ持登り、骨堂に納め、剃髮して躬ら權入と名を改め、京都妙心寺の内、嶺南和尚に隨事し、其後江戸へ下り、芝の東禪寺にありて、掃除などし居たりしが、或日、澤庵和尚と嶺南和尚同道し、淺野因幡守長治長晟の二男に招かれしが、澤庵の曰、御亭主には、隨分の人数も候へども、嶺南和尚の持たれし

様なる人は、あるまじといひければ、長治聞きて、夫は何と申す人に候やと尋ねければ、澤庵答へて、大野修理が家老米村權右衛門と申す者に候。彼者は、修理が配所への供をも相勤め、關ヶ原合戦の砌、浮田中納言家來高知七郎右衛門と申す者を組討に致し、其後大坂冬陣に、御和談の節、織田有樂大野修理亮方へ、物に心得たる侍一人づつ差出し候様にとある時、有樂より村田吉藏、修理よりは彼者、度々城中より罷出で、御和談相濟み、前方、茶臼山の御陣所にて、大御所へ御目見え仕り、殊の外御賞美に預り候。今程は男を止め、嶺南和尚の方に罷在候とあれば、長治、其權右衛門は、世間に隠れ無き者なり。拙者、召抱へ申度候。修理方にての宛を、御存知なきやとあれば、兩和尚共に、先知は二百石の由聞及び候とあれば、因幡守、然らば四百石遣し申すべしといはれば、澤庵が曰、逆もの儀に、五百石御遣し候へと申さるれば、五百石と申す知行高には、ちと差合ひ申す仔細も有之間、其代りに足輕を預け又、道心者體に候は、腰刀も有之まじ。自分、月迫には候へども、當年の物成を、支度料に遣し申すべしとて、竟に家來となせり。然るに米村權

右衛門、八十有餘の年齢に及ぶ迄も、相勤め居たりしが、家中に榎尾又兵衛といへる町奉行役あり。此者は故薄田隼人正が近習にて、利發なる者故、故因幡守、目を懸けて仕はれたり。或時長治、大城落城の砌、天樹院殿、城中を出で給ひし儀を尋ねし處、又兵衛承り、世上にて取沙汰の通、御一所にあるべき筈なるを、御女儀とは申し乍ら、甲斐なき御事の由、其節より申觸らし候といひけるを、程過ぎ米村之を聞きて大に怒り、家内諸道具迄も悉く取片付け、其上にて、榎尾又兵衛儀、去ぬる頃、御前に於て、天樹院様の御尊を申しける由、承り及び候。城中を御出被遊候事は、豊臣公御母子御助命の儀を、御願ひ被下候様に、修理亮達つて申上げたる故に御座候。又兵衛が申す趣にては、天樹院様に惡名を取らせ申候。左様にては、修理亮が身に取りて、大に迷惑仕候。然し乍ら斯る片田舎に於て、又兵衛を相手に仕り、裁許に預かるとも、世上への申譯に不罷成候間、私儀は御暇を申し、江戸表へ參り、公儀へ相願ひ、天樹院様御恥辱の申譯を仕らでは、故主修理への奉公も相立ち申さずといふにより、家老山田監物八島若狭も大に難儀し、内々にて種々

申すと雖も、米村得心せざれば、因幡守へ其段申せしに、又兵衛方へ内應あつて、其方故主隼人正は、六日に討死し、其家來は同日晩方城中を立退き候由。然れば天樹院殿の儀は、七日の事なれば、定めて世上一統の取沙汰を申したるならん。其方如才も無之儀なれば、權右衛門へ其段斷を申して、合點致させ、内々にて事濟み候様にするが、此方の爲なれば、宜しく取計らへとありける故に、又兵衛は、米村に向つて、近頃、無調法の至り、迷惑仕候との事に付、權右衛門も堪忍せしと云々。同日眞田左衛門佐が妻女、紀州伊都郡に忍びてありけるを、淺野但馬守より召捕へて獻せり。然るに去年秀頼公より給はりたる國俊の脇差、並に黄金七十五枚ありけるを、淺野に給はりける。此日、或は廿一日、御家人參州の士に、野間金三郎後に金十郎、重成、片桐が組なる小林太兵衛元長を誘引し、伏見より二條に赴くとて、大佛邊まで來り、大野道犬が餅を食して居たるを見付け、搦取りて之を獻せり。

記に、大野道犬は、大佛養元院に隠れ居る事を知る者ありて、奉行所へ訴へければ、京都より大勢差向けられ生捕りしが、暑氣の頃なる故、高手計りを縛め、小手を免して縛りけるに、如何思ひけん、警固の侍川合與左衛門が差したる脇差に、抓付きしにより、川合則ち道犬を取つて押へ、急に小手をも縛りける。無用の事を仕出して、尙ほ縛めに遇ふよと、惡まぬ者こそなかりけれと云々。

秀頼の子
國松捕は

同廿一日、細川越中守忠興は、洛外稻荷山へ從士を遣し、長岡與五郎あひさど一本に、此の時式部少輔と稱すを誅して獻す。是は越中守が次男たりしが、父と不和たるに依つて、今度籠城せし故なり。同日、秀頼公の幼息國松君を虜にせり。抑も國松君といへるは、妾腹に御出生ありしが、御簾中を憚り、京極若狹守忠高の母常高院の許へ密に送り、其領内剛屋源左衛門が後家の子として置かれし處、當年七歳に及び給ひけるを、大坂舉兵の時に、常高院より、右の後家と、忠高の家臣田中六左衛門、並に大坂藏屋鋪を支配せし宗語本書に苗字を脱すが子、十二歳になるを相添へ、大坂に返しけるが、去ぬる七日、落城の期に及び、剛屋が後家幼童、並に田中六左衛門三人は、國松君を御供し、煙の中より遁れ去る。依之先達つてより、五歳より十歳計り迄の小兒を召連れ來るべき旨、板倉伊賀守より觸れ促せり。今廿一日に、河州牧方の邊を通りし落人あるを、妻木雅

落人誅せらるゝ事

樂助が番所に於て、強く檢め糺しければ、六左衛門は追ひ失ひ、後家は妻木が手へ捕へ、十三〔上記二トアリ〕歳の男子は、青山伯耆守が手に生捕り、國松君は、加州の手へ取りて、伏見迄往かる、所、腹痛せらる、故、村木屋太郎兵衛が方に預け置きしに、青山が手へ捕へられし宗語が子、國松君の事を申しけるにより、此由を伯耆守より言上しけり。又板倉より、豫て尋ね求むる御觸に相應しける故、村木屋、國松君を携へ、所司へ訴へければ、宗語が子を召寄せ、國松君に謁せしむるに、頓て渠に取付き涕泣せられければ、秀頼公の御息男に決し、同廿三日、一本廿五日六條河原に於て誅せられたり。其遺骸は、三條誓願寺の塔頭福正院に送り、漏世院雲山智正と謚せしとかや。其傳臣田中六左衛門は、板倉に訟へて殉死す。後家並に宗語が子・村木屋等は、免許せられたり。同日秀忠公は、二條に入らせらる。同廿五日、大野道犬を、六條河原に於て誅せらる。

一本、五月廿七日、道犬を堺の津に遣し、磔殺す。長谷川左兵衛藤廣、之を承ると云々。

國松誅せらる

同廿七日、増田右衛門尉長盛は、配所に於て誅せらる。増田が傳に載せたり。榊原遠江守康勝は、痔疾に依つて、膿血、鞍を浸しけれども、軍中に於て下知をなしけるが、今日北野の陣營にて卒せり。廿八日、秀忠公、二條の城へ成らせられ、藤堂和泉守高虎・井伊掃部頭直孝が、兩年の戦功を賞せられ、秀吉公の儲へ置き給へる法馬、世に千杉分銅と稱すと云々、各二枚宛を授けられ、且つ後日に忠賞せらるべしとの命あり。同日、筑後國久留米の城主田中筑後守忠政參着す。遠國たりと雖も、餘り遅引たる由を沙汰す。

或本に、片桐市正は、日來病苦安からざりしが、落城以後、駿府へ下向の途中より、狂氣悶亂せし處、駿府に着して卒去せし事、今日註進ありと云々。或本に、白石先生曰、世人、片桐は、君に背きし故、忽に其罪を蒙り、三十日を越えずして死しぬといふ。我れ思ふには、如何にや死しけん、哀れなりし事なりと云々。

○ 氏家兄弟切腹の事

去ぬる八日、城中にて殉死せし氏家内膳正行廣入道道喜は、故勢州桑名城主にて、五萬石を領せし一本二萬二千石常陸介卜全が二男なり。或本に、美濃三人衆とて、隠れなき武勇の名ある者なり。信長公の臣なり。一人は稻葉一徹、一人は氏

氏家兄弟切腹の事

家ト全、一人は伊賀伊賀守なりと云々。行廣が兄を左京亮と稱し、武勇の譽ありしが、早世して、已に家斷絶せんとせしを、秀吉公不便に思召し、家督相續仰付けられ、御懇意を加へられけり。然るに關ヶ原合戦の前に、石田三成、行廣が方へ、家人氏家佐兵衛を遣し、企の意趣を述べ、出陣あるべしと下知せしに、内膳正、彼使者に會ひ、太閤薨去あつて、内府、御國政に私曲ありとも、秀頼公未だ御幼稚なれば、姑く遠慮あるべきを、恣に關東征伐と名付け、兵を動かし給ふ事、私の謀あるに似て心得難し。所以に内府を敵になし、今度會津へ向ひたる上方の諸將に同じて、挑み戦はん事存も寄らず。然れども、天下の御爲といふを聞入れずして、關東へ内通し、内府へ馬を繋ぐやうの淺間しき行は、愛宕八幡も御知見あれ、某に於ては存じも寄らず。所詮、今度の軍役を辭退して居城に籠り、秀頼公の御爲に忠義を盡し、時たらば、相應に忠を顯さん。此旨、大老奉行へ、宜しく御沙汰給はるべしといへり。又家康公は、氏家が返答の趣を聞召され、如何にもして、彼を味方に引入れよと、本多中務方へ御下知ありけるに依り、忠勝、桑名へ使者を遣し、内府の味方に參り給へといひけれども、氏家一向同心せず、我等は

太閤の御恩を蒙りたる者なれば、假初にも御幼君に叛き難し。若し重ねて内府の味方せよと申越さるゝに於ては、必ず使者の首を刎ぬべしとあるにより、本多も爲方なかりけり。

或説に、浮田秀家卿の下知に依つて、氏家も始終上方の一味をなし、其弟、氏家志摩守、又は寺西下野守、相共に桑名の城を守りしといふは、詳ならずと云々。

然るに上方敗軍せしかば、關東方なる勢州長島城主山岡道阿彌、桑名の城を攻めんとす。氏家内膳正竝に弟志摩守、寺西下野守等は、拒ぎ戦はんとせしに、山岡、使者を立て、關ヶ原に於て浮田、石田以下の諸將敗北の上は、急ぎ城を渡さるべし。然らば我等今度の御恩賞に換へ、本領安堵させ申さんといひければ、氏家兄弟承引して、各城を出でけり。然るに一亂程なく治まつて後、其采祿を沒收せられ、内膳正竝に嫡子左近二男内記父子三人を、縁者なれば、京極高次と羽柴輝政本姓池田に預け置かれ、内膳は若狭播磨を往來して、年月を送りける處に、去ぬる冬陣に、家康公、内膳を召出さるべしと御内意ありけれども、不肖の某、殊更十四五年、弓馬の道を捨て候ひし上

は、武道に於て何程の事か仕るべき、御免あるべしといひて、仰に隨はざりしに、又今年の御陣に、兩御所より、十萬石の軍勢を預け給はるべし。唯々大坂へ參陣すべしとありけれども、返答にも及ばず籠城し、秀頼公の御供せり。内膳、浪人の後に、男子二人出生せしを、一人は比叡山南光坊天海の弟子となし、一人は八丸といひて、未だ幼少なりしかども、父内膳籠城せしにより、嫡子左近・二男内記と共に、五月廿九日、或は七月廿九日、京都妙覺寺に於て、死罪に處せられたり。

或記に、氏家兄弟切腹の形勢を見たりし醫師齋藤玄可が談りけるは、虎落もがりの中に敷皮を敷き、兄弟三人座に並べり。左近は廿四五、内記は二十餘と相見え、八丸は九歳にて、何れも美男なり。左近は、弟幼少なる故、不覺の事もあるべきかと思ひけるにや、阿八は、我等に先立つべしと申しければ、八丸が曰、某未だ切腹者を見ざる間、如何様にするにや知らず。先づく御兩人、腹を切つて見せ給へ。其通りに致さんといふにより、實に理なり、然らば、某と内記が眞似をせよといひ聞かせて、二人肌押脱ぎ、腹一文字に引廻して、首を討たせたり。時に八丸は、面色をも

變せず身繕ひし、肌脱ぎけるに、見物の老若、見るに懶く思ひ、皆聲立て、泣き乍ら、門外へ逃出でけり。其時八丸、脇差押取り、弓手の脇に突立てけるを、引かせも立てず、首を打落せしと云々。

大御所、二條の城へ入らせ給ひし時に、南光坊は、小僧を召具し御前に出で、氏家内膳正、御敵をなしたるに依つて、其子供を殺害せられ候は御理なり。然れども此小僧は、拙僧が弟子になし申したる事に候間、一向御免下さるべしといはれしにより、家康公、此旨を聞かせられ、氏家は、主君の恩を報せん爲に一命を捨てたれば、出家させたる子迄に、罪を懸くべき道理なし。心安く思ひ給へと、仰出されけるとぞ。

或記に、彼小僧は、南光坊に隨ひて、武州東叡山に居けり。其頃、寛永寺の中、一人の浪人ありけるが、俄に狂亂し、刀を抜きて本坊へ切入りしに、兒喝食はいふに及ばず、年長けたる僧も逃走りけるを、内膳正が三男の若僧は、彼狂人を組伏せ、抜きたる刀を奪取りける。後に山州愛宕山康樂寺の住持となりけると云々。

兩御所參内并諸大名恩賞を蒙る事

六月二日、安藤對馬守重信、後藤庄三郎光次、大坂城中なる倉庫の燒跡に於て、精金一萬八千六十枚、白銀二萬四十枚を檢め出して、二條へ獻せり。同五日、島津薩摩守家久は、此間、兵庫の津に着船せしが、今日、二條へ登營す。同八日、記に、十日一本、十月廿八日に作る、勢州龜山城主五萬三千石松平下總守に加賜あつて、食祿十萬石となり、大坂の城を守らせらる。同十四日、酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝嚴命を蒙り、五畿内の大名に書翰を遣す。

急度申入候。從去々年當春迄の間、領分より大坂へ奉公に罷越候者於有之は、註交名可被成言上候。今度、在所へ罷歸候者可有之候條、然らば可被擲置候。若行末不相知、妻子計相殘し置き候は、彼妻子不致缺落様可被仰付候。妻子無之者、如何様なる親類御座候と、御書付御上可被成候。委細御報可承候。恐々謹言。

六月十四日

土井大炊頭本書大炊介に作る
酒井雅樂頭

家康參内

同十五日、大御所參内し給ふ。供奉の士三十人なり。禁裏へ白銀千兩、綿二百把獻上。女御へ白銀五百兩、綿百把進上。長橋局へ白銀二百兩、綿三十把を給はる。夫より院參刻午のし給ふ。仙洞女院へ白銀五百兩、綿百把づつを獻せらる。同十八日、洛陽鳥部山豐國神祠は、大坂鎮護の宗廟なり、之を棄破せらるべきかと、本多佐渡守相伺ふ處に、神號を廢し、其靈體を大佛殿の傍に納め、社塔は自然に退轉を待ちて可ならんか。堂上方の智臣、且つ門跡方の衆議判に従ふべき旨、鈞命あり。二十日、秀忠公、二條の城へ渡御の處に、大御所より、古田織部正が取持てりし、勢高といふ名物の陶器を授け給へり。同廿八日、秀忠公、二條の城へ成らせられ、池田宮内少輔忠雄を召され、備前の國を給はる。是れ當春卒去せし舍兄左衛門督が遺領なり。或本に、池田輝政卿の五男岩松に、播州赤穂郡に於て、食邑を給はる。弟七郎に、播州佐用郡に於て、采地を給はると云々。

兩御所參内并諸大名恩賞を蒙る事

或本に、岩松、後に政綱左京大夫と稱す。五萬四千石を領す。寛永八年七月、廿八歳にて卒す。嗣子無くして、家斷絶す。七郎は、後に輝興右近大夫と稱す。

正保二年狂氣して、備前國に配流せらると云々。

同廿九日、太閤秀吉公へ、大友宗麟が獻じたる短刀、藥研藤四郎吉光、長さ一尺九寸五分、或は骨喰と稱す、大坂落城の後、河州の郷民之を得て、本阿彌又三郎に見せしむ。本阿彌之を買取つて、大御所へ捧げし處、即ち又三郎に與へ給ひしを、秀忠公、黄金五百兩、白銀千枚を以て召收めらる。是は畠山尾張守政長所持し、極連の時、生害せんと欲し、腹を突くと雖も、其身傷める事なし。政長鉛刀なる事を怒り、傍に捨てし處に、藥研に當り、忽ち切破るゝを以て、無類の名刀に決定せり。

或本に、骨喰の刀は、同朋何某が盗み取りて、落城の後、賣拂はんとせしが、天下に隠れなき名作故に、求めんといふ人なかりければ、後に將軍家へ捧げしと云々。

同日、福島掃部助正頼、去年以來、閉門蟄居せり。平日、不行跡なりと雖、兄左衛門大夫に晒せられ、寛宥の御沙汰に及ぶ所に、其恣、重疊せるを以て、和州宇多六萬石の領地を召上げられたり。

閏六月小四日、蜂須賀阿波守至鎮に、其賀、池田宮内少輔が舊領、淡路の國を給はり、重ねて去年軍功を賞せらる。或本に、廿五萬七千石。又去ぬる五月七日戰死せし本多出雲守忠朝は、實子なかりしかば、其遺領、上總國小田喜の城六萬石を、甥本多甲斐守政朝に賜はる。同六日、秀忠公、南禪寺の塔頭金地院へ渡御。其末寺河州八尾の眞觀寺へ、寺領を寄附せらる。未刻、伏見の城へ還御。

或本に、島津薩摩守本書陸奥守家久、火炮藥袋並に唐竹の火繩を獻す。片桐主膳正貞隆は、伽羅を獻せり。又信州松本山に、始めて銀と鉛とを出す。是に依つて松平右衛門大夫正綱、伊丹喜之助康勝後に播磨守之を檢斷して、鑿しむべしと云々。

同日、本多美濃守忠政の嫡男平八郎忠刻、次男甲斐守政朝と俱に、大御所に拜謁し、政朝が新恩に浴する事を拜謝す。

或本に、御使番溝口外記常吉、並に嫡子半左衛門常恒、二男新藏後に市右衛門改易せらる。其故は、南部信濃守利直に、兒小姓より勤仕せし南部左門といふ者、重科を犯して

逐電し、洛陽に蟄居するの聞えあり。其討手として、利直より南部久左衛門といふ士を遣す。已に上京の頃は、大坂色を立つる頃故、左門は忽ち馳せ下つて、秀頼公に屬せり。洛陽にては、證人なき旅客をとめまじき新令たるにより、久左衛門は爲方なくて、内々溝口外記が芳情を受くるを以て、外記に告げければ、外記、證人となつて、南部信濃守が家人に、紛れなき由の墨付を、板倉伊賀守が方へ出せり。茲に於て久左衛門は、所司代の免許を得て在京せしが、此者も亦、奥にて勇烈の稱ある事、秀頼公の謀臣等聞きて、左門に命じ、却て祿を以て招きしかば、久左衛門忽ち心變じて、左門に據つて秀頼公に謁し、隊長になれり。信濃守、此事を聞きて、左門に十倍して久左衛門を憎めり。大坂落城の後に、久左衛門は丹波に走り、又勢州に赴き、日向半兵衛政成が爲めに虜となり、獄舎に下る。大御所即ち久左衛門を、舊主信濃守に渡されしかば、悦んで渠を火罪し、尙ほ又、左門をも請取つて、重科に處すべき由を所望す。然れども此左門は、落城の時、堀内主水と相謀り、秀頼公御簾中の御供して、岡山へ移し奉りし功を賞せられ、先達つて大御所より、五

百石を給はりし處、利直斯くの如く言上に及べり。依之、其祿を放ちたる間、此上渠を刑戮すべからざる旨、信濃守に命せらる、故、即ち之を領掌し畢んぬ。斯くて大御所より、黄金を左門に與へ放逐せられ、終に紀州に隠る。溝口外記は、右の通り、久左衛門が證人に立ちけるさへ、誤遁れ難き薄運なるに、亂前、溝口が所持の駿足を伯樂が買取つて、秀頼公へ賣りける由、世に謳歌す。素より渠は、太閤秀吉公の舊臣たりしを以て、旁、御疑を蒙り、食邑二千石を沒收せらる。嫡子半左衛門常恒は、秀忠公へ奉仕し、今般も軍功ありて、三百石恩賞の列なりしが、父が過に連座せられ、改易に及べり。此人は、小野忠明父子に、一刀流の刺撃を傳習し、其濫奥を究む。遂には召返され、七百石を給はりて舟手役となる。後年劔術を、大猷公の上覽に備ふと云々。

同十六日、秀忠公、二條の城に成らせらる。大御所、武家古法の書を以て、大樹に授け給ふ。同日、井伊掃部頭直孝、從四位下に敍し侍從に任ず。同十七日、水野隼人正忠、清・青山伯耆守忠俊、軍功に募り、御前に於て過言し、暫く閉門す。後却て恩賞を蒙る。菅沼主殿定

常も、御前に於て過言し、御氣色を蒙る。

或本に、秀頼公の御簾中入輿の時、附屬ありし江原與右衛門、又豊臣家より御簾中へ附けられたる渡邊筑後守、共に恩許を得て御家人となる。渡邊は、二位の局が弟にて、初め速水庄兵衛と稱せし者なり。本知三千石を直に給ふ。

或本に、同十八日、去る六日の戦功に依つて、井伊掃部頭へ、近江國にて五萬石を加賜せらる。

同十九日、越前少將三河守忠直朝臣・加賀少將筑前守利常・仙臺少將陸奥守政宗、戦功の忠賞として、各參議に任ず。又加賀の家臣本多安房守政重・横山山城守長知、各從五位下に敘す。淺野但馬守長晟・藤堂和泉守高虎、各從四位下に敘す。

或記に、藤堂和泉守は、今般の戦功に依つて、高木貞宗の御腰物、且つ采地五百石を加賜せらる。此日、本多彦次郎忠利任伊勢守・戸田左門氏鐵任采女正・小笠原大學忠真任大學頭・安藤式部重長任伊勢守後右京進と改む・成瀬藤藏之成任伊豆守・神尾五兵衛守世任刑部少輔・池田治兵衛長幸任備中守、且つ越前の元老本多丹下成重・加賀の宿老横山山城長知・本多安房、各從

五位下に敘すと云々。

秀忠參内

同二十日、蜂須賀阿波入道蓬庵上京し、二條へ登城す。愚息阿波守至鎮へ、淡路の國を増封せられし事を拜謝す。同廿一日、秀忠公、御上京なり。施藥院宅にて朝餉を獻す。即ち黄金百兩・着衣十領を授けられ、巳の刻、參内し給ひ、白銀一萬兩を獻せらる。同二千兩・綿三百把を、女御へ獻せらる。吉良侍從吉廣、御劔を役す。尾張駿河本書に遠江・越前の三卿・仙臺參議・井伊侍從・藤堂和泉守・酒井左衛門尉・本多美濃守・松平下總守・戸田左門・酒井雅樂頭・土井大炊頭・安藤對馬守・青山伯耆守・内藤若狹守・井上主計頭・本多出羽守・同大隅守・酒井讚岐守・青山大藏少輔・神尾刑部少輔一本に此外水野監物、扈從す。午の刻院參、白銀三千兩・綿三百把を進上し給ふ。未刻還御にて、伏見に入らせ給ふ。

或記に、將軍の近臣、小山長門守と成瀬豊後守正武は、芝蘭の友なりしが、各供奉しける處、正武が妻は、伊藤修理大夫祐慶が娘にて、其縁族官女に數多ある故、豊後守を閨房へ呼入れけるにより、長門守を携へ行き、冠を取りて酒興を催せり。然

兩御所參内并諸大名恩賞を蒙る事

るに小山は容色の者故、壯歳の女孀、數多出でて奔走せしが、後に此趣、駿武へ漏れ聞えしにより、成瀬を土井に預けられ、新知恩寺に於て生害す。其朋友、井上清兵衛政重介錯す。時に豊後守は廿二歳とかや。小山長門守は、安藤對馬守に預けられ、吉祥寺に於て自殺す。朋友、細井金兵衛勝吉、介錯すと云々。

同廿六日、喜連川左兵衛督頼氏、上洛して登城し、太刀馬代を捧ぐ。退席せらるゝ時、大御所立たせられ、見送り給ふ。同廿七日、秀忠公、二條の城に成らせらる。伶人を召して舞樂あり。

或記に、諸大名、段々に戦功を糾されし時、本多出雲守が相備、最初に敗北故、監軍須賀攝津守は、此月改易せられしと云々。

新東鑑卷之十九畢

新東鑑卷之二十

法度を定めらる并年號改元附越後少將蟄居の事

七月大朔日〔慶長十九年〕大御所及び秀忠公、二條の城に於て燕會を設け、公卿侯伯を饗し給ひ、猿樂あり。其番組、

高砂 弓八幡 夜鳥 百萬 自然居士 祝言

なり。

或本に、雜錄備考に、此月、關白左大臣從一位藤原朝臣昭實公、關白になり給ふと云々。

或本に、淀殿、秀頼公を御誕生の後は、政所殿と御中惡しく、夫故に秀頼公を御嫉みあり。大坂落城の後に、政所殿、大御所へ御祝儀に御出ありとの事にて、大御所

法度を定めらる并年號改元附越後少將蟄居の事

は、御袴肩衣を召され御待ちありしを、小栗又市が見て、今日は何事の候やと申す。政所殿、早朝より御入來にて、晚迄御座なざる、筈なれども、未だ御出なきとの事なり。小栗又市、之を聞きて、何ぞや繼子を殺し、目出たしと申す。あの様な者は、其儘にて差置かるゝがよきと申しけるとぞ云々。其頃の事なるにや。

六日、大坂の天守東北の櫓の燒跡にて、金の盆、香爐、香箸、壺及び黄金四十三枚、竹流金數十枚を得て、松平下總守之を獻せし故、是れ淀殿の翫器なるべしと、早々伏見へ持行きて、相伺ふべき旨命あるにより、伏見へ捧ぐる所、悉く下總守へ下さる。同七日、武家の法令十三ヶ條を定め、貞觀建武の式目に准擬し給ふ。此日、海内の諸侯を伏見の城に會せしめ給ひ、本多佐渡守をして、諭し告げさせらるゝ事左の如し。

武家の法令十三箇條を定む

- 一、文武弓馬之道、專可相嗜事。
- 左、文右、武古法也。不可不兼備矣。弓馬是武家之要樞也。號兵爲凶器、不得止而用之。治不忘亂、可勵修練矣。
- 一、可制群飲佚遊事。

令條所載、嚴制殊重。耽好色業、博奕、是亡國之基也。

- 一、背法度輩、不可陰置於國々事。

法是禮節之本也。以法破理、不以理破法、背法之類、其科不輕矣。

- 一、國々大名小名並諸給人、各相抱士卒、有爲叛逆、殺害人之告、速可追出事。夫挾野心者、爲覆國家之利器、絕人民之鋒劍。豈可允容乎。

- 一、自今以後、國人之外、不可交置他國者事。

凡因國其用是異。或以自國之密事告他國、或以他國之密事告自國、佞媚之萌也。

- 一、諸國居城雖爲修補、必可言上。況新儀之構營、堅令停止事。

城過百雉、國之害也。峻壘浚湟、大亂之本也。

- 一、於隣國、企新儀、結徒黨者有之、則早可致言上事。

人皆有黨、亦少達者。是以或不順君父、忽違于隣里。不守舊制、何企新儀乎。

- 一、不可私締婚姻事。

法度を定めらる并年號改元附越後少將蟄居の事

夫婚姻者陰陽和同之道也。不可容易。朕曰、匪冠婚媾、志將通。冠則失時。桃
夭曰、男女以正、婚姻以時、國無繆民也。以緣成黨、是姦謀之本也。

一、諸大名參勤作法之事。

續日本紀制曰、不預公事不得集己族。京裏廿騎以上、不得集行云々。然則
不可引率多勢。百萬石以下廿萬石以上、不可過廿騎。十萬石以下可爲其相
應。蓋公役之時、可隨其分限矣。

一、衣裳之品不可混雜事。

君臣上下可爲各別。白綾、白小袖、紫袷、紫裏、練無紋小袖、御免、乘、猥不可有
着用。近代郎從諸卒、綾羅錦繡等之飾服、甚非古法制焉。

一、雜人恣不可乘輿事。

古來依其人、無御免、乘家有之、御免以後乘家有之。然近來及家郎諸卒、乘輿
濫吹之至也。於向後者、國大名以下一門歷々者、不及御免可乘。其外昵近之
衆、竝醫陰兩道、或六十以上之人、或病人等、御免以後可乘。家郎從卒恣令乘者、

其主人可爲越度者也。但公家門跡竝諸出世衆者非制限。

一、諸國諸侍可用儉約事。

富者彌誇、貧者恥不及、俗之凋弊無甚於此、所令嚴制也。

一、國主可選政務之器用事。

凡治國道在得人。明察功過、賞罰必當。國有善人、則其國彌殷、國無善人、則其
國必亡。是先哲之明誠也。

右可相守此旨。

慶長乙卯七月日

或本に、寛永六年九月、台徳公御治世に、此法令十三ヶ條の内、諸大名參勤作法之
一ヶ條を除かると云々。

或記に、今日、戸田土佐守高次、京都に於て卒す。時に五十一歳〔五十一歳カ〕なり。

同九日、敕ありて、豊國大明神の號を止められ、國泰院俊山雲龍大居士と謚し、方廣寺
大佛殿の側に、秀吉公の廟塔を建てらる。然れども、實に其廟は阿彌陀嶺の麓、鳥部

法度を定めらる并年號改元附越後少將蛸居の事

豊國大明
神の號を
止めさせ
らる

野の山上に存す。豊國の寺務、聖護院御門主二品御意は、關東を咒咀の疑ある故、方廣寺の御住職共に止められ、蟄居し給ふ。祭主萩原二位兼敬卿の領知千石は、舊の如く宛行はれ、其職を除かる。聖護院御門主は、年ありて免許を得給ひ、白川村に照高院を開基し、寺産千石を寄附せらる。

或記に、豊國大明神の社は、大御所、御歸陣の砌に、其儘、差置くべきやと仰ありければ、天海曰、今破壊し給はずば、其靈、必ず祟をなさんと言上するにより、大御所、馬上にまししく、鳥居に向つて鞭を二度當て給ふ。其勢に打崩せり。神體は社司

ト部兼治

ト部比良麻呂廿六世なり

が息萩原兼從奉仕して、吉田へ立退けり。

今吉田齋場所にありと云々。

扱兼從

は、豊後國へ配流あるべしとの御沙汰なりしが、其兄兼起の室は、細川越中守忠興の女たりしにより、罪なき者を配流するの例を聞かざる由を以て、御歎き申しければ、御聞届あつて、豊國臺所領の千石を、豊後國武田郡に於て給はり、後に丹波國氷上郡中竹田村上垣村に變る。萩原殿は、今吉田の境内に居住なり。或本に、寛文中、豊國社を、舊社より少し再興せられんと台命あり。依之吉田

萩原の兩家、武江に下向し、議定して上京せられしを、西三條殿、之を聞かれ歎じて曰、豊國社決して復すべからずといはれけるが、所司代板倉内膳正重矩、豊國に詣り、大匠中井主水をして地方を經畫し、社規を量度し、事終りて歸らんとする時、妙法院の坊官、一文書を呈せり。重矩開き見し所、板倉伊賀守が下知狀、東照宮の思召は、豊國の神を轉じて佛とし、墓を大佛殿の南に築き、石碣を立て、向後之を主として祭らしむとの事なり。内膳正大に怒り、此文書を何ぞ速に出さるや。證據出し晚れたれば、用ふべからずとの事なりしが、遂に何かと障あつて再興なく、西三條殿の詞の如くなりしと云々。

或記に、日本國にて油を絞る事は、山崎離宮八幡の社人の外は停止なりし故、此恩謝として、豊國社御建立の時、諸大名より獻せし燈籠六十六基ありといへりに燈明をあぐるを、彼社家の役とせり。然るに豊國の社破壊の後、石燈籠を卅三基、大佛殿の前に移されけれども、彼例を以て、所司板倉周防守の量らひにて、燈籠一基に付、銀九十錢目宛を給はり、永代燈すべしとの事なり。依之山崎より、大佛邊に家を構へ、

火燈の役人を置きたりしが、今は其事廢れたりとぞ。或人、今に至り、大佛殿の石籠は、九條邊より火を燈す燈といへり。然れども舊例にて、今とても山崎の社家年始の禮に、妙法院御門主並に一乘院御門主、其外御老中所司代へ各油五升、京都町奉行へ各三升を進すと云々。

或本に、家光公の御世に、日光御造營の砌、方塔末代迄、朽ちざる様になされたしとの思召にて御吟味あり。石にては、地震の爲に悪しきとて、青銅に極らんとせしが、島田幽也は、一思案あるべしと思召され、二の丸へ召されたり。松平伊豆守・阿部豊後守・中根壹岐守其座にあり。公は間を隔て給ひ、日光御宮の、永代不朽の事を尋ねさせられしが、幽也が曰、差當つて何の辨も是なく候。當座の存寄を申上ぐべく候。豊國御造營仰付けられ候はゞ、日光は如何程輕くなされ候とも、御相續あるべしと言上しけり。聞く人一言の返答もなくして、幽也は其座を立ちしが、其後、伊豆守・豊後守へ御意に、幽也が申す所は、道理至極せり。豊國大破の事は、御存じ知らるれども、わざと御手を付けられざるは、侍の習ひにて、敵の跡を取立てざるものなり。其外色々仔細有之、其上今に至り、五月七日に、豊國の社

へ香奠を集る由なり。權現公御威光にて、大坂譜代の者、御旗本に大勢是あり。大坂の事を申出し候も如何と、恐るゝを以て立つ事なり。右の譯にて、わざと御捨置あり。總じて兵家にて討取り候敵の首は、大將といへども、獄門に曝す習なり。是れあるまじき事なれども、古法なりと御意なされ、其後一入大坂の事を、強く仰付けられしと云々。

同十一日、秀忠公、二條城に成らせ給ひ、御閑談に及び、本多佐渡守・同上野介伺候す。同十二日、年號改元あり、元和といふ。同十七日、大御所、關白藤昭實公と相共に商議して、公家の法度を定めらる。此日秀忠公、二條の城に入らせらる。兩傳奏及び公卿を會して、諭告し給ふ事左の如し。

禁中並公家中諸法度

一、天子諸藝能之事、第一御學問也。不學則不明古道、而能政致太平者未之有也。貞觀政要明文也。寬平遺誠雖不窮經史、可誦習群書治要云々。和歌自光孝天皇未絶、雖一本に、雖字下爲字あり綺語我國之習俗也。不可棄置云々。禁祕抄所載

法度を定めらる并年號改元附越後少將塾居の事

元和と改元

禁中及び公家諸法度

御習學、專要候事。

一、三公之下親王、其故者右大臣不比等着舍人親王之上、殊舍人親王、仲野親王贈太政大臣、穗積親王准右大臣、是皆一品親王。以後被贈大臣時者、三公之下可爲勿論歟。親王之次、前官之大臣三公、在官之內者爲親王之上、辭表後者可爲次座。其次者諸親王、但儲君各別。前官大臣關白職再任之時者、攝家之內可爲位次事。

一、清華之大臣辭表之後、座位可爲諸親王之次座事。

一、雖爲攝家無其器用者、不可被任三公攝關、況其外乎。

一、器用之御仁體雖被及老年、三公攝關不可有辭表。但雖有辭表、可有再任事。

一、養子者連綿。但可被用同姓。女緣其家督相續、古今一切無之事。

一、武家之官位、可爲公家當官之外事。

一、改元漢朝年號之內、可以吉例相定。但重而於習禮相熟者、可爲本朝先矩之

作法事。

一、天子禮服、大袖小袖裳御紋十二象諸臣禮服各別御袍麴塵青色帛生氣御袍、或御引直衣御小直衣等之事。仙洞御袍赤色椽くつろぎ或甘御衣。大臣袍椽異文小直衣。親王袍椽小直衣。公卿着禁色雜袍。雖殿上人、大臣之息或聽着禁色雜袍。貫首五位藏人六位藏人着禁色。至極藹着麴塵袍。是申下御服之儀也。晴時雖下臈着之。袍色四位以上椽、五位緋、地下赤色、六位深綠、七位淺綠、八位深縹、初位淺縹。袍之紋轡唐草輪無、家々以舊例着用之。任槐以後異文也。直衣公卿禁色直衣、始或拜領家々、任先規着用之。殿上人直衣羽林家之外不着之。雖殿上人、大臣息又孫聽着禁色。直衣布衣直垂隨所着用也。小袖公卿衣冠之時者着綾。殿上人不着綾。練貫羽林家二十六歲迄着之。此外不着之。紅梅十六歲三月迄諸家着之。此外平絹也。冠十六未滿透額帷子、公卿從端午、殿上人從四月酉加茂祭、着用普通之事。

一、諸家昇進之次第、其家々守舊例可申上。但學問有職歌道令勤學、其外於積

法度を定めらる并年號改元附越後少將暨居の事

奉公勞者、雖爲超越、可被成御推敍。下道眞備雖爲從八位下、依有才智譽、右大臣拜任最規模也。瑩雪之功、不可棄捐事。

一、關白傳奏並奉行職事等申渡儀、堂上地下輩於相背者、可爲流罪事。

一、罪輕重可被守格令律。

一、攝家門跡、可爲親王門跡之次座。攝家三公之時、雖爲親王之上、前官之大臣者次座相定上者、可准之。但皇子連子之外之門跡者、親王宣下有間敷也。門跡之室之位、可依其仁體。考先規法中之親王希有之儀也。近年及繁多無其謂。攝家門跡親王門跡之外、門跡者可爲准門跡事。

僧正大正門跡院家、可守先例。至平民者、器用卓拔之仁、希有雖任之、可爲准僧正也。但國王大臣師範者格別之事。

一、門跡、僧都大正法印任敍之事、院家者、僧都大正律師、法印、法眼、任先例任敍勿論。但平人者本寺推舉之上、猶以相選器用、可申沙汰事。

一、紫衣之寺住持職先規希有之事也。近年猥敍許之事、且亂簡次、且汚官寺、甚不

可然。於向後者選其器用、戒臘相積有智者聞者、入院之儀可有申沙汰事。

一、上人號之事、碩學之輩者、爲本寺選正權之差別於申上者、可被成敍許。但其仁體佛法修行及廿々年者可爲正。年敍未滿者可爲權。猥競望之儀於有之者、可被行流罪事。

右可被相守此旨者也。

慶長元和乙卯七月

昭實 御判

秀忠

家康

或本に、十七ヶ條の法度の書は、萬治四年正月十五日、内裏炎上の時燒失せしを、寛文四辰年六月三日、家綱公より上らると云々。

或本に、淨明殊院二條關白晴良公の息男、關白從一位左大臣昭實公は、元和五年七月に薨す。後中院と謚すと云々。

同十九日、秀忠公は、伏見を發興し給ひ、永原に御止宿あり。廿日、佐和山に着御。廿

法度を定めらる并年號改元附越後少將豐居の事

一日廿二日、岐阜に着かせられ、河水に逍遙し給ひ、鶉飼を御上覽ありける。此日御供の御家人内藤甚八郎・市川傳三郎及傷に及び、俱に死せり。廿三日、尾州名古屋に着御。國主義直卿之を饗せらる。寶刀眞短刀五新藤を給はる。義直卿より、寶刀則短刀行を獻せらる。

一本、此日、織田内府常眞公へ、和州宇多郡三萬石、上州甘羅郡或は上田郡に於て、二萬石

或は一萬八千石を給はる。

同廿四日、浮屠の法禁を定めて、天下に頒たしむ。其文茲に略す。秀忠公は、名古屋に御滯座

なり。同廿五日岡崎、廿六日濱松に着御なり。廿七日、大御所の御外祖父水野右衛門大夫忠政が孫日向守勝成は、素より勇烈の譽ありしが、今般の忠戦拔群たりし故、參州蒞屋三萬石を轉じ、和州郡山城地六萬石を賜はる。一本、忠政に加祿の事は、廿日に作る。此日、秀忠公濱松、廿八日懸川、廿九日田中に着御あり。

或記に、岡越前守は、明石掃部が妹婿にて、越前守が嫡子平内は、掃部が婿にて重縁なり。仔細あつて、越前と平内父子の間不和になり、親の許を出で流浪せし所

に、今般掃部は、大坂にあるを便りに、平内も籠城せり。落城の後に、行方知れざるにより、父越前守並に戸川肥後守へ、詮議仰付けられしに、平内は、備中に居たる家人伊賀四郎兵衛といふ者、寢所の下に穴を掘りて、夫婦給仕して匿し置きたりしが、六月下旬に至り、父越前守身上、危き由を傳へ聞きて、我身を遁れんとて、父の難儀を餘所にするにあらずと、自ら名乗りて京へ出でたり。即ち戸川肥後守へ御預なりしが、七月廿九日、越前守は、京都妙顯寺に於て切腹仰付けらる。平内は、耶蘇宗を信する故に、自殺を忌みて首を斬らる。弟、忠兵衛は、江府にて切腹すと云々。

或本に、前日、德善院玄以が孫二人、誅せらると云々。

同晦日、秀頼公の御後室御出京にて、關東へ御下向あり。阿茶局等、扈從し、路次の警固は、安藤對馬守重信なり。此日、秀忠公は、清水に着かせ給へり。

或本に、所司代板倉伊賀守祕計を盡し、去冬陣の節、其臣朝比奈兵左衛門を、伊東丹後守が方へ附置き、今年は、同人を樋口淡路守に屬し、樋口が内意を得て、城方

の謀略を聞届け言上せり。依つて樋口淡路守を、板倉より、御宥免の儀を乞ひしかども、大御所御許容無し。秀頼公御簾中の庖厨人大隅與左衛門と共に、浪客となる。佐々孫助は、裏切を約し乍ら、其沙汰に及ばずして、色々虚言を吐きて、賞を貪らんとせしかば、大御所甚だ憎み給ひ、之を誅せられしと云々。

同記に、常德院・惠林院二世、柳營の管領たりし畠山尾張守政長が四代の後裔次郎四郎政信、頃年、大坂に遊歴して、片桐は豊臣家の舊臣たりし故、其助力を得し所に片桐兄弟大坂を退居しければ、政信も共に離散せしが、冬夏兩陣に列し、聊か軍功を遂げし故、秀忠公より召して祿を給はり、高家に列せらる。後に民部と改め、終に入道して休山と號すと。

同記に、秀吉公以來、片桐市正が與力たりし毛利兵橋重政織田掃部助信昌が外孫、小林太兵衛元長、長井助十郎正次本領を安堵して、市正が嫡子出雲守高俊が組となりしに、其子孫時を得て御直參となる。市正が弟主膳正貞隆が與力にて、同じく大坂を退居せし久野十右衛門於丹波國七、西川八右衛門於攝州三百、伊藤猪右衛門於因州百六、本領安堵して、元の如く貞隆に附屬せらる。此苗孫、常憲公の時、直臣たらん事を直訴し、各、改易せらる。

同記に、齋藤新九郎利之入道道三が庶子長井隼人利道が子井上小左衛門利定は、秀頼公の臣として、五百石を領せしが、今般討死せり。大御所、其舊家の斷えん事を憐み給ひ、其子治兵衛利儀于時十歳なりを、二條の城へ召され、御家人となし給ふ。

同記に、秀頼公の臣田屋茂左衛門政高が子三好左馬助直政も、其母關東の御臺所と従弟たる故、遂に八百人扶持を給はり、御家人に列せらる。此人の子を、政盛石見守と稱す。

同八月大朔日、秀忠公は三島に着御。二日箱根、三日藤澤、四日江城に入らせ給へり。大御所は、今日、京都を御發駕あつて、膳所の城に入らせ給ひ、五日、矢橋の御船に召され、水口に着き給ひし所、雨に依つて三日御滯座あつて、九日龜山、十日桑名御渡海あつて、申の刻名古屋の城に着御。又洪水にて、一兩日御逗留あつて、十三日、岡崎の城に着御。茲に一日御滯座ありしとぞ。十五日中泉、廿日掛川の城に着御。大坂の御後室は、此日、武陽に下着あり。是より大姫君と稱す。廿一日、大御所、田中城に着御。翌日御滯座なりと。廿三日午刻、駿府城へ入り給ふ。廿四日、御凱陣を嘉せられ、御使酒井備後守、東武より到着す。十五夜の壺を授けらる。又、大坂の促に見崩れて、逃去りし者

法度を定めらる并年號改元附越後少將暨居の事

秀忠江戸凱陣

家康駿府凱陣

を糺され、諸士見及べる趣、依怙最負なかるべき盟をなさしめ、逐一入札をさせ給ひぬ。又、越後少將上總介忠輝朝臣は、今般、大和口の總大將たりしが、去る四月下旬、美濃路迄着陣し給ふ時、先手花井主水が使來りて、淺野但馬守が軍勢は、既に泉州櫛井に於て、刃を接ふる由を承る。急ぎ御馬を進め給へと註進するにより、忠輝朝臣、是より馬を馳せ、江州守山の驛を通られし所に、武者二騎、若黨十二三人宛を左右に立て、忠輝朝臣と摺合うて通りけるにより、越後家臣等、聲々に、何者なるぞ、急ぎ下馬せよと呼ばはりければ、彼武者冷笑ひて、某に二人の主人を持たず、豈下馬せんやと、少しも構はず行過ぐるにより、兵共大に怒り、汝等下馬せざる仔細を聞かんと、大勢にて追蒐りければ、彼武者、叶はじとや思ひけん、其邊の茶店に逃入りけるにより、追手の者共は、其儘にして通りけるを、彼武者二人、忠輝朝臣の來らるゝを見るに等しく走り出で、太刀を抜いて討つて懸る。供の軍士等、先手の者共は、先の口論は知らず、狼藉者を討留めよと、皆太刀長刀を以て打圍みければ、彼武者又逃入りしを、花井三郎兵衛といふ者、透さず追詰め、無手と組む所を、安西右馬助、同じく追駈

け來り、彼者共を斬殺し通りけるが、五月六日の軍終る頃に着せられ、大御所の御氣色も大に損じける上に、七月廿九日、一本に廿日、秀忠公、駿州田中へ着御の所、途中に於て御旗本の長坂茶利信次、御駕の前に跪きて、今度、越後少將殿御上洛の砌、江州守山にて、某が弟長坂十左衛門を、理不盡に誅せられたる其科、曾て相知り申さず候旨、言上す。時に秀忠公、其段は江府に於て糺明あるべしと、御直に宣ひし故、長坂喜悅したりける。又家康公は、江州水口着御の日、長坂十左衛門並に伊丹彌兵衛が誅せられしを、始めて聞召す。依之本多上野介を召され、御尋ありけれども、曾て不奉存と申すにより、江州の御代官長野内膳亮、小野宗右衛門並に蘆浦の觀音寺を召して、御尋ありける。時に三人が申すは、上總介殿の御上洛を存せず。彼者共通懸り候を、前駈の御家人怒りて、是は越後殿なり、御先を乗打仕る慮外者なりとて、追駈け打殺し申され候と言上す。然るに忠輝朝臣歸國の後に、將軍家、老臣等を召して、長坂、伊丹を誅せられし仔細を御尋あるにより、越後の者共大に驚き、何者ぞと思ひしに、偕は御旗本の侍なりしかと、何れも陳防の詞なく、彼者共は、大に慮外仕る故に、誅

せられたりと言上す。時に秀忠公、死人に口無し、幕下の侍慮外せしとて、理不盡に誅し、剩へ是迄言上せざる事、侈の第一なり。解死人を出すべき旨仰出されければ、老臣等は大きに驚き、其砌は山田將監・富永大學助兩組の歩卒二人、石谷縫殿助が組鳥見役一人に起ると雖も、多勢馳集まり斬止むる故、相手は孰れとも決し難く、迷惑せし所に、右二人は、此事を聞きて逐電せしにより、進退途を失ひ、色々群議して、兎角羽林の御爲なれば、安西右馬允・平井三郎兵衛を相手とし、駿府に遣さんと内談する由を聞きて、兩人も出奔せり。依之、御歩行衆の内より二三輩、出づるに外なしとの事故、山田將監・富永大學助兩人は歩行頭なり申合せ、解死人に出でんといふにより、花井主水、之を携へ行かんとするを、歩行侍共聞きて、是は我々が所爲なり、何ぞ罪なき者を殺さんやと、三百餘人の中より、佐藤清九郎・駒木根升助・工藤丹右衛門の三人、此儀を望んで出でけり。山田・富永大に感じ、右の段を忠輝朝臣へ申しければ、誠に義士なりと感せられ、小澤・松岡と同道して、江府に赴きけり。其跡へ松平忠左衛門尉勝隆後に出雲守と稱す。大隅守重勝の男なり。致仕して覺雲軒といふ。寛文六年二月二日、七十七歳にして卒すを上使として、今般大坂表へ出陣の節、

江州守山にて、將軍御近習の小姓長坂十左衛門・伊丹彌兵衛を成敗し、次に京都に於て參内の砌、病と稱し供奉せられず。嵯峨の川狩に出でられし、是二つ。扱御暇の節、北國の脇道を通らる。豫て御制禁の所、其方一人違背の事、是三つ。次に六十萬石の身上にて、臺所不如意難儀に及ぶ由、右の段々不届に思召す間、急度御返答あるべしとの儀なり。楮、忠左衛門が内意にて、大御所様、以の外に御立腹遊ばされ候間、關東へ御越あつて、上州藤岡邊に先づ御籠りなされ、御訴訟仰上げられて然るべしと申すにより、忠輝朝臣も尤とて、高田を立ちて、密に藤岡に赴き給ひ、其後に色々御詫ありけれども、御赦免なく、配所勢州朝熊へ赴き給ひけり。元和二年八月廿二日なり。此忠輝朝臣は、元來水練を好み給ひ、番人の隙を窺ひ、不時に海中へ飛入りて慰とせらる。故に守護の輩、毎度驚きけるが、上聞に達し、然らば海無き所然るべしとて、飛驒の國に移さる。元和四年三月なり。國守金森出雲守頼直守護せし所、茲にても、氣隨の事も數多あつて、金森が手に餘りける故、其段言上に及び、重ねて信州諏訪へ移し、諏訪因幡守頼永、之を預かりけるが、此所には湖水あるにより、之を喜び、氣隨の事も無

く居住せられ、終に此所にて卒去なり。天和三年六月なり。時に九十三歳。又先達つて逐電せし安西右馬允は、身の置所無き儘、少將の不行跡、竝に花井主水が奢侈の次第を、一々に書記し、之を秀忠公へ捧げける故に、大御所より、花井を召され、御僉議を遂げられし所、悪行悉く露顯し、常州笠間の城主、松平丹波守康長に預けられ、頓て誅せられたり。
元和二年六月廿二日。安西右馬允は、命を惜みて逐電し、身の置所なき儘に、主人の悪事を訴人に出でたれば、是も亦斬罪せられたり。

或本に、安西右馬允は、始め文右衛門といひし時より、越後の長臣奉行の私曲を知る故、後難恐るべき者なれば、歴へて今度の喧嘩の相手として之を誅し、申披くべしと、長臣等の姦計を企つるを、安西漏聞きて、大に驚き怒り、所詮、花井主水等が不忠を有の儘に言上し、第一忠輝朝臣の、難波の戦場へ遅參の誤を申凌がんと思ひ、密に越後より東武へ來り訴ふる故、花井と對決仰付けられし所、花井罪に歸し、安西は主君の誤なき事、申披かんとする事を御感を蒙り、元和二年七月廿七日、花井は常州笠間へ謫せらる。右馬允は舊臣にあらずして、主の危きを避けんと訴

へ出づる事を賞せられ、越後の先知を給はり、三百石、御家人に列し給ふと云々。此説是なるにや。

同廿八日、筑後より、田中筑後守忠政、去る頃上着し滞留する所、密旨ある故、其家に給仕せし櫻井庄之助勝成を携へ、駿武の城に登りければ、即ち渠を召して仰に、亡父庄之助勝成は、本多中務忠勝に附屬する所、聞く毎に勇驍を顯し、功あらざる事なく、中務所勞の時は、渠其陣代たらしむるに、五千三千の兵を輒く下知せり。今以て存命たるべくば、旗本五三輩の兵なるべし。其勳功に晒し、汝を再び家臣に列す。向後は大樹へ忠勤を勵ますべき旨御誼あり。

最上大藏少輔滅亡の事

九月大或十十三日、最上駿河守家親羽州山形城主、六十萬石なりといへりは、其庶弟大藏少輔義成二萬五千石が居城清水へ兵を發し、塵にせり。是は義成、密々大坂へ與せし事露顯するが故なり。然るに大藏が子、孫一郎十六歳は、山形の屋鋪にありける所、此事を聞き、三百餘兵を率

ゐて、山形の城門へ押寄せ、盡く戦死せり。殘黨卅餘人は、家親が臣木戸周防守が攻め來るを待ち、或は戦死し、或は自害せり。

或記に、家親が父を、出羽守義光と稱せり。素より家康公へ忠志あり。殊に豊臣家を恨むる仔細あつて、關ヶ原合戦の時關東に屬し、慶長十九寅年正月十八日、六十九歳にて卒去なり。家親、家督相續して、元和三年三月六日、卅三歳にて死去せり。息源五郎義俊、十二歳にて家督相續の所、同八壬辰年の秋、最上の臣松根備前守といふ者江戸に來り、駿河守家親事は、逆臣あつて、毒殺せるの由を申し、則ち本城豊前守四萬五千石・山邊右衛門一本に右衛門大夫とあり。最上出羽守義光が息にて、一萬九千三百石を領せり。・上山兵部義光が息なり、二萬石を領す。・大山内膳義光が息なり。二萬七千石。楯岡甲斐義光が息。一萬六千石なり。・小國日向八千石・鮭延越前百石、或一萬千石とあり。・大山筑前守を、相手として之を訟ふるに依つて、酒井雅樂頭忠世が宅に招き、老中奉行人等連會して、其訟を聞く所に、雙方諍論する事數回なり。時に松根備前が曰、源五郎儀は、未だ若年にして國政を知らず。家臣等は、源五郎を退け、山邊右衛門を家督に立てんと謀れども、義光嫡流たるを以て、某一人之を容れず。

故に常に衆と和せず。先達つて駿河守頼死せし事を、某深く怪み、即日馳行き其死骸を見んと欲する所、早く火葬にせり。依之、愈疑はしく、出羽守が侍女を招き、密に其様子を尋ねしに、死骸暫時に色を變じ、口より血流れ出づる事夥しく、臭氣亦甚しかりける由を申せしといふにより、御老中奉行人等、彼女を召して詰問するに、松根がいふ所分明ならず。其訟に證據なきが故に、其旨台聽に達せし所、命あつて、島田治兵衛後に彈正少弼・正利・米津勘兵衛由政兩使とし、仰渡さるゝは、源五郎若年にして、家中の指揮宜しからずと雖も、祖父出羽守義光、忠勤あるにより、領地を召上ぐるに忍び給はざる間、家臣等私無く國政を沙汰し、義俊を傳育つべき旨なり。時に山邊右衛門・鮭延越前が返答に、台命背き難しと雖も、松根備前が如き惡意の者、重ねても有之時、義俊、若輩にしては、國政全く立ち難かるべき間、鈞命に従ひ難き由達つて言上す。依之遂に義俊が領地沒收せられ、近江・參州二國に於て一萬石を賜はり、此度諍論の輩は、所々に預けられしと云々。

或本に、最上は、大切の場所なる故、氣遣に思召され、一分の仕置仕る節、再び返

下さるべしとありて、義俊には、御扶持方として、江州・參州二ヶ國にて、一萬石を下されける。義俊、此儀を、口惜しくや思ひけん病氣となり、寛永八未年八月に死去せり。于時廿二歳なり。息あり、二歳にて家督相續仰付けられし所、一萬石の内、五千石差上げ、成長の後、御取立の儀を願ひけるが、後に其沙汰はなかりけると云々。

大御所關東へ御放鷹の事

同廿八日、一本に廿九日、家康公は、關東に狩し給はんが爲に、駿府を御首途あつて、清水に着御し給ふ。十月朔日、善徳寺に着御。此所に三日御滞座ありて、四日、小田原に着せらる。將軍の御使酒井雅樂頭忠世、此所に來りて拜謁す。五日中原に着御。此所に二日御滞座あり。八日藤澤、九日神奈川に着御の所、秀忠公、江戸より來謁し給ふ。十日江府に御着ありて、西の丸へ入らせらる。

或記に、竹千代君の御舍弟國松君は、御臺所の御愛子故、御嫡君にも御立あるべき

やと、下々にても取沙汰し、大名方も、取分け國松君を尊敬せり。御部屋の儀も、御本丸の内に、對待てありけり。近習衆は、誰に寄らず、御夜詰過ぎては、兩君の御伽に伺候する筈なるが、國松君の方へは、御臺所より、毎夜御夜食を潤澤に遣され、竹千代君の方へは、邂逅に進らせられし故、自ら國松君の御部屋へ參る衆計りの様になり、竹千代君の御部屋は、御徒然勝なりしが、永井日向守直清と諱せしならん。今攝州高槻城主、三萬六千石を領する永井氏の家系なり一人は、當番にさへあれば、毎とても竹千代君の御伽計りに伺公せしにより、春日局竹千代君の御乳母なり。別記に法名麟祥院といふ。稻葉内匠頭正成が妻にて、丹後守正勝が母なりと云々殊の外悦ばれけるが、或夜、春日局、日向守へ申さるゝは、最早、若君様の御弘めなど仰出さるべき儀なるを、今に何の御沙汰も無御座は、如何致しての御事なりやとありければ、竹千代君の仰に、日向が兄信濃守尙政と諱するならん。今攝州加納三萬廿石城主、和州新莊一萬石を領する永井氏兩家の祖なり、定めて存すべし、尋ねて見よと宣ひければ、日向守、奉畏候、明朝罷越し、承り申すべしと御請申し、翌朝御城より、直に信濃守が方へ參りしに付、信濃守不審に及び、早々罷越されしは、何事と尋ねし故、日向守答へて、別儀にても無之、竹千代様より、御

尋ねの儀有之候と申せば、信濃守聞きも敢ず、座を立たんとせしを、日向守は、舍兄の裔をとらへ、竹千代様の仰を、御聞被成まじとの事に候やと申せば、信濃守申すは、若君の御意を、此形にて承るべきや。其許も、御城より直に參られたれば、先づ御支度あるべしと、勝手に入り、其後に衣服を改めて、舍弟を上座に直し、謹んで仰の趣を承り、今日登城仕り、同役共に相議し、追つて御請を申上ぐべき由を申し、扱日向守には、今晚か明朝なりとも、參られ候へといひて登城せり。然るに同日夕方、日向守來りし所、以前の如く上座に直し、信濃守謹んで、今日御城に於て、御用の次手有之、萬民安堵の爲にも御座候間、若君様御弘めの儀を、仰出され可然奉存候と、同役共一同に申上げし所、御思案遊ばされ、追つて仰出さるべしとの上意に御座候と、御請をなしければ、日向守之を聞きて御部屋へ伺公し、其趣を言上せしとなり。其以後程なく、春日局の見えざる故、御老中より、御留守居年寄衆へ尋ねられし所、近き頃、春日局の頼により、女中三人、箱根御關所の通切手形を相調へ、遣し候との事に付、扱は竹千代君へ、相違なく御弘めなども、被仰出

候様にとの立願の志にて、伊勢參り致されしものならんと、諸人、推量せり。其時、世上にて、春日殿の拔參と沙汰せしと云々。其後、伊勢より下向ありしが、程なく駿府より御飛脚來り、大御所江府へ來らせ給はんとの事に付、例の如く小田原迄、御老中を御迎に出され、御到着の日は、秀忠公も、品川御殿迄迎へ給ひけるが、御對顔の上、今晚は大奥へ入らせられ、御膳をも召上らるべしとの仰により、早速、御城へ仰越されければ、御臺所は、毎に無之事とて、大に悦ばせられ、御招請の所、夕御膳に至り、西の丸より本丸に入り給ひ、直に大奥へ御通りありければ、御臺所も、御對面相濟み、將軍並に兩若君にも御相伴にて、御膳奉り候節、大御所、國松君の附女中へ對せられ、竹千代殿の相伴は尤なり、國は無用の事なり、連れて立ち候へと仰あつて後、御臺所へ仰せらるゝは、總て天下取りに、兄弟と申すは無之事なり。國松、息災にて成人致すに於ては、國郡の主ともなり、竹千代へ奉公致すより外は無し。然れば幼少よりの仕曲しくまが大事なり。畢竟國が爲なりと、秀忠公の方を御覽あつて、あの人の稚立に、竹千代殿程似たるは無之。夫故殊に祕藏なりと仰ありければ、秀忠公は、忝

き御意の趣を御挨拶あり。御臺は兎角の仰もなく、御赤面にて、當惑の様子なりしが、是より竹千代君の事を、格別に仰出され、國松君の部屋へは、孰れも伺候する事も相止みけり。右春日局は、伊勢より下向の節、駿府御城へも上りけると云云。以上、此時の事なるべきにや。

同十五日、御本丸に渡御あり。秀忠公、饗し給ふに、廿一日、大御所、戸田に遊獵し給ふ。廿五日、川越に着御。晦日には、忍に渡御し給ふ。

或記に、元和元年十月、大御所の命を以て、青山伯耆守忠俊を、家光公の御傳に附け給へり。此時、酒井雅樂頭・土井大炊頭も一所に召して、今日より汝等三人を、竹千代に附くべき旨、將軍、予に内談せられたり。大樹の底意は、雅樂は後見、大炊は智を以て諫めよ、伯耆は勇を以て傳立てよとならん。然れども竹千代を、予が風儀に傳立つべしと思ふべからず。豫ていひ聞かする如く、慈悲を萬事の根元とす。風儀に於ては、數奇不數奇があるぞ。此意を譬ふるに、我は、寅の年にて金性なり。將軍は、卯の年にて土性なり。竹千代は、辰の年にて火性なり。人の性質

も、大方は此意の〔脱字ア〕予が金性なりとて、將軍を金性にせんと欲してもならず。是と同じく、人の風儀は直り難き者なれば、其性質に隨ひ、善政を行はせよ。第一の肝要は、武道に怠らざる事を諫言せよ。されば、人間は、生死を度るに脈を取りて、手首一寸の中にて知る如く、武勇の絶ゆるは、身命の死脈と知るべしと宣ひければ、三人畏りて平伏せり。依之酒井雅樂頭は、詞寡なに嚴重にて、竹千代君の御前に居らるゝ時は、土井・青山も手を束ね、座配を改む。又青山伯耆守は、家光公に然らざる事などあれば、自ら脇差を御次へ投出し、大肌脱になり、御膝の上に這懸り、某を御成敗下され、御心を御直し候へと、申上ぐる事度々なり。又大炊頭は、無二の御意に適ひ、内外の事御隠しなし。酒井・青山退出の後にては、御酒の御相手となり、雅樂頭・伯耆守などが様に仕りては、中々身命は續かれず候。一盃の酒に一世の榮華と申候と申して酒を飲み、御機嫌を見て、諫言には、伯耆守が度々申上ぐる事、道理至極に御座候。此事を、雅樂頭などが承り候はゞ、御前には何と被遊べく候や。只伯耆守が申す事を、御用ひあるべしと申す故に、家光公

も、青山を恐れ給ひ、必ず御承引あり。三輩心を合せ傳り奉りける故、明將軍とならせ給へり。然るに寛永二丑年十二月、仔細あつて、忠俊は御勅氣を蒙り、所領残らず召上げられ、息宗俊共に、遠州小林郷平木村、内藤彌市衛門方へ配流せらる。同九壬申年、同國今泉村へ移り蟄居す。然れども御宥免なく、同二十未年四月十五日、今泉村に於て、八十六歳にて病死す。息宗俊因幡守と稱すは、程もなく召出され、三千石を給はり、御書院番頭に仰出され、慶安元子年正月十九日、新規に三萬石下され、信州小室城主に仰付けらる。此時、家光公、因幡守を御座の間へ召して、御直に、父伯耆守、忠臣たる事、漸く今思合せたり。汝も伯耆が我に仕へし如く、竹千代時に御歳七歳、家綱公の事なりに奉公仕るべし。誠に伯耆が配所にて死去せし事、不便の次第なりとて、御涙を催し給ひけると云々。因幡守は、寛文二寅年九月、二萬石御増にて、五萬石になれりと云々。

十一月小九日、岩付に移り給ひ、越谷葛西に渡御。十六日、下總國千葉に着御。十七日、東金に移り給ふ。十九日、將軍より太田攝津守資宗後に采女正、又備中守と稱すを御使として、獵場に遣さる。資宗、東金の御旅館に於て、家康公に謁す。時に御劔越前下坂康繼を、資宗に

賜はる。廿五日船橋に着御。廿五日廿六日葛西に着御。廿八日廿七日江城に着かせ給へり。

或記に、家康公は、遠方御鷹狩の節は、女中六七人程宛、定めて御供せり。其内乗物の御供は一兩人にて、其外は孰れも乗掛馬にて、赤根染の木綿蒲團などを敷き、笠の下に覆面せり。其頃、女中の御使有之は、定めて御逗留の間もあるべしと、下々にて推量せしと云々。關東御在城以後は、忍河越東金邊へ、御鷹野に成らせられ、數日御逗留故、急に伺はざる御用など有之節は、御老中方を始め、諸役人、共に其先へ伺公する事、毎度あり。左様なる久々の御遊獵には、女中は尙ほ以て數人召連れられたり。秀忠公も、大御所在世の内は、折々御泊がけの御鷹野もまし〜ける。家光公も、御鹿狩・御鷹野も度々ありしかども、御泊懸といふ事無之故、女中の御供も自然と止みけり。其以前は、御三家方を始め、仙臺中納言・薩摩中納言などにも、年寄の女中表向へ出で、徘徊せしと云々。

十二月小四日、家康公は江府へ出で給ひ、稻毛に着御。六日中原に着かせらる。

或記に、今月十一日、井伊掃部頭直孝に、五萬石新知ありしと云々。
 十二日、小田原に着御。十五日、善徳寺に着御せらる。
 一本、此日、藤堂和泉守高虎へ、五萬石御加増ありしと云々。
 同十六日、駿府還御まし〜けり。

御旗本衆賞罰の事

同じく廿六日、大坂表に於ての戦功、一番鎗より、崩際高名迄、詳に詮議を凝らし、鎗合せ馬入の證據を糺され、抽賞ありけり。

或記に、御加増の輩は、千石太田善太夫吉正、五百石山田十太夫重利、同渡邊半十郎後に宗綱、菅沼一本、後に田中氏と稱すと云々主殿定常一本定吉、今度政信が父政光死去せし故、遺領同服部權太夫政信死にせし故、遺領、同石谷十藏貞清、四百石中山百石川口長三郎正武、同中山勘解由昭守、四百石一本に三百石石谷十藏貞清、四百石中山助六郎直之勘解由昭守の長男なり、四百石一本に三百石小栗平吉久玄、四百石安藤甚介、三百石喜

大坂兩陣に對する行賞

多見半三郎記に平十郎重恒、三百石八木勘十郎宗直、三百石藁科孫九郎安藤甚介以下四人、御小姓御手水番なり。一本、御小姓御目附役を兼ねる木村源太郎にも、二百石賜はると云々、二百石木村甚九郎勝元源太郎が嫡子にて、以前は無祿なり、五百石坪内五郎左衛門大御番阿部備中守組なり、五百石大久保新八郎忠村、同近藤權左衛門正吉、同山田清太夫重次高木主水正組、同記に三兼松彌五左衛門後に下總守と稱す、一本半六正直、同渡邊平六郎後に六左衛門、又、下に作直綱、同記に三高木忠右衛門爲信志摩守一豊嫡子にて、以前は無祿なり、同金田宗八郎正喜、三百石記に加箕助兵衛爲春、同權田小三郎爲清、同小笠原久左衛門正直、同高木茂右衛門記に加増無し、同近藤金藏後に忠右衛門、同加藤傳兵衛政信大御番にて伏見にあり。一本政信は、割場を勤め且つ市橋下總守長勝の隊の目附とし、八尾に於て敵徒を搦捕へしにより、組頭となると云々、千石水野多吉一本多宮守重、同天野佐左衛門かつやす雄易、同東總右衛門、横田五郎三郎、同赤見猪右衛門平井久右衛門、二千石土方宇右衛門勝直、水野多吉以下七人、御書院番頭水野隼人正組なり。一本、勝直は、加藤左馬介嘉明・金吾中納言秀詮卿に歴仕し、勇名を顯したる者なりしが、頃年、麾下に列し、無祿たりし所、今度の二千石内、五百石は勳功の賞にして、千五百石は金吾家にありし時の先知として、授けらるゝ所なり。記には、青山伯耆守が組として、千

石たりと云々。

五百石三木十郎兵衛近綱、記に、三枝十兵衛に作り、三百石を給はると云々、五百石記に三本郷庄三郎、右衛門、五

百石堀田勘左衛門正利、同柴田三左衛門、記に三齋藤左源太利政、二百石天野權

十郎後に佐左衛門光則、光則、元は無祿なりしが、父佐左衛門と共に出陣し、高名せし所、新知二百石を賜ふ所なり、千石大久保四郎左衛門後に玄

忠成、御書院番頭青山伯耆守が組なり、千石中根傳七郎正成、後に大隅守、千石高木善次郎後に主水正、正重、千石今

村傳四郎正長、五百石松前隼人忠廣、五百石安藤傳十郎定智、同川口茂右衛門宗

重、同花房又七郎後に右馬助正榮、同大久保牛之介後に甚右衛門長重、同井戸左馬助良弘、以前は無祿なり、

千石一本に千石、後に備千石三浦權六郎、五百石駒井右京親直、三百石駒井治

郎左衛門昌保、三百石跡部民部良保、同跡部治郎右衛門、一本に載す。戸田藤五郎以下六人、御書院番頭松平越中守組なり、

五百石松平五左衛門正吉、五左衛門正直が二男にて、以前は無祿なり、三百石丸權六郎、同朝比奈彌一郎泰

澄、松平五左衛門以下三人は、御花畑番水野監物が組なり、五百石土井左門後に忠兵衛知貞、四百石山崎權八郎、以上二人は、御花畑番

上主水正組なり。二百石岡部庄九郎長勝、四百石稻垣藤七郎後に若狭守、重大、御花畑番板倉周防守組なり、四百石彦

坂平六郎一本に平十郎、重定、三百石中山内記後に信正、御花畑番成瀬豐後守組なり、信正は備前守信吉が息なり、同安藤與八郎

等なりと云々。

又曰、朝倉仁左衛門有重は、未だ無祿なりしが、天王寺表にて軍功ありしを、牧野

駿河守、證據を糺し言上に及びし故、御書院番頭に列し、采邑を給はる。後に江府の町司となれる石

見守といへる是なり。此人は祖父以來、三代、諱を同うす。

又浪華戰場に於て、見崩れの節逃亡せし村越内藏助、佐久間孫四郎、青山五郎八、青山

小兵衛以上御書院番頭青山伯耆守組、土橋孫六郎、杉山三右衛門、堀田清十郎以上水野等、隼人正組、各改易せらる。

本多傳三郎、西山清山郎、兩人も、右の列座にて改易せられしが、後に兩人、誤無き事

を申開き、歸參すといへり。青山善四郎重長は、制令を背き拔菟せしに依つて、改易

せらる。後に恩免を蒙ると云々。

或記に、御旗奉行保坂金右衛門は、御押前にて御旗を搖がし、士卒に疑惑あらせし

めたるにより改易せられ、後年免許ありしと。又假の御鎗奉行永田善左衛門重利

は、同じく罪ありて、閉門仰付けられしが、免許無き内に死去し、家斷絶せり云々。

或記に、八王寺小人頭、本書に名を脱す、甲陽武功の士なり。今般虎の皮の抛鞘の御數鎗を、

歩卒の族に渡し、仕方宜しく、加恩五十石を宛給はるべきや、當座の賞として、白銀を授けらるべきやと御尋の所、當時資料逼迫しける故、白銀を願ひ、各廿枚を拜受す。其中に、志村勘右衛門貞時は、五十石の賞祿を願望して、拜領せりと云々。

同廿七日、大坂大野修理亮が質子、記には、治長が嫡子信濃守と彌十郎二人に作る、並に村上周防守頼長が大坂屋鋪の衛守富田治郎左衛門も、敵方へ内通の由露顯し、周防守に告げて之を誅せらる。

或記に、今年内藤帶刀忠興一萬石、坂崎出羽守成正、本多大隅守正吉等、各一萬石を加増せらる。本多美濃守忠政が二男能登守忠義は、無祿たりしが、一萬石を給はる。

保科甚四郎正貞は、兄の養子たりしが、甚だ不和にして、密に戰場に到り、大功を顯せし故、三千石を授けらる。植村新六郎家政には、五千石を加へ給はる。或本に

羽守家次が男家政、慶長四年十一歳にして召出され、同十三年松平本姓大五郎忠次は、出羽守忠政須賀が息なりしが、當夏伯父榊原遠江守康勝卒去して、嗣子なきにより、家督館林の城を給はる。是より大須賀家斷絶す。出羽守忠政は、榊原式部大輔康政の息にて、大須賀氏の家督を相續せり。内藤紀伊守信昌には、攝州高槻の城を給はる。

以前は、水野日向守が居城なりとぞ。或本に、豊前守信成が息紀伊守信政、天正十九年、十九歳にして大番頭、元和元年大坂の城修補せられて後に、信政に仰せて、此所を守らせらる。是れ大坂御城代の始なり。寛永三年に卒すと云々。

池田三五郎恒元は、江戸に來り、秀忠公に謁す。時に御腰物を給はる。
一本に、恒元は、武藏守利隆が二男、今、五歳なり。後に備後守と稱す。慶安二年十月、播州宍粟郡にて、三萬石給はる。寛文十一年に卒す。此家、後に嗣子無くして斷絶すと云々。

安藤對馬守重信が養子重長、本書に稱號を脱す、從五位下伊勢守に敍任す。一本に、實は本多藤四郎の子にて、右京進と稱すとあり。一本に、後に右京進と改むとあり。追つて尋ねべし。池田治兵衛尉長幸、從五位下備中守に敍任すと云々。

家康公薨去の事

元和二丙辰年正月大元日、將軍の御使、駿府に來りて新正を賀す。

或記に、同日、松平五郎左衛門尉忠次、從五位下式部大輔に敍任す。池田宮内少輔

忠雄、從四位下侍從に敘任す。同十九日、藤堂和泉守高虎が男高次、從五位下に敘し、大學助に任すと云々。

家康病む

同廿一日、田中城へ渡御あり。近邊を御放鷹まし、還御の所、遽に御腹痛に依つて、醫師興庵を召しけれども、其住所知れざるにより、萬病圓を御服用あり。

或本に、同廿一日、吳服師茶屋四郎次郎道情、洛陽より駿府に下向し、拜謁を遂げし所、大御所の御前に召出され、京都・大坂の事を御尋ありしに、道情が申上ぐるは、聊か異なる儀も御座無く候。上下共に無爲の化に誇り、酒茶の宴に耽り申候。頃日、鯛を切り、栢の油を以て煎徹らし、其上に葦を摺かけて賞翫仕候由を、猥りに演說せり。折節、榊原内記、久能より、鯛二尾を獻じければ、則ち道情が申せし通に、御料理仰付けられ召上られ、夫より田中の城へ渡御ありし所、俄に御腹痛ありけると云々。

又落合小平治を以て、東武へ御病惱を告げらる。小平治道次は、十二時にして、江府に至りける。將軍其疾き事を感じ給ひ、黄金吳服を給はりしと云々。然る所、興庵漸くと田中に來りける故、御氣色を蒙りける。

或記に、家康公、田中に御放鷹あり。時に夜中俄に御痰涎御胸に滯りて、甚だ危急なり。是に於て興庵法印、御藥を獻じければ、御快然ありて、駿府の城に還御の後、御腹中に塊ある故、時々萬病圓を召上らるゝを、興庵申して曰、徒に大毒の劑を召上らるれば、御癢を除く事は無く、却て御元氣を破らるべき旨を、諫め奉れども御許容無し。時に大樹、御側の輩を召され、萬病圓を數日召上らるゝと雖も其驗なし。彼御藥を止めさせ給ふべき事を、申上ぐべき由を命せらる。然るに近習の輩、猶豫して言上する事を得ず。依之秀忠公、興庵法印に命じて、嚮の趣を、大御所の上聞に達しければ、御氣色を損じ、信州高島郡へ配流せられしが、元和三年四月十七日、御赦免を蒙り江戸に歸參し、將軍に謁せし所、命ありて、汝、東照君の寵臣、殆んど傍人に超えたり。其上御藥の事を諫め申す事、忠志淺からざる由の御旨を蒙りけると云々。

或曰、興庵配流になりしは、大御所の御前へ出づる事、遅引せる〔爲ノ字〕ならんと云々。

廿四日、大御所の御病惱、微驗に依つて、田中より駿府へ還らせ給ふ。夜陰に落合歸參せり。二月小一日、一日に作るは不審を存すと雖も、本書の儘に記す之秀忠公は、大御所の御不例に依つて、江府を御發駕ありて、二日申刻、駿府の城に着御まし、大御所に御對顔ありし所、大御所の命に、予、齡七旬に餘り、遽に重病に罹れば、生涯の對面もあるまじと悲歎せし所、斯の如く迅速に來り給ふ事の欣び、何れか是に如かんと仰せければ、秀忠公は、其情に堪へ給はず、涙を垂れて御退去なり。又安部四郎五郎正之、朝比奈源六は、肥後國より、昨日駿府に歸着せしが、秀忠公の渡御を待受け、九州の事を言上す。三月大七日、陸奥守政宗卿、大御所の御不豫を聞きて仙臺を發し、駿府に面向せんと、途中に留りて命を待つ所に、御旨あつて駿城に上り、大御所に謁しければ、遠く來れる事を感じ悦ばせられ、努めて能く將軍家に奉仕すべき由を命せらる。

或本に、同十五日、松下石見守重綱が大坂の軍功を賞せられ、五千石を加恩し給ふ。本領と共に二萬石と云々。

同十七日、大御所を、太政大臣に任せらるべしとて、敕使廣橋大納言兼勝卿・三條大納言實條卿下向せらる。

或記に、同廿五日、大御所は、松平外記忠實を召され、汝密に中仙道を経て、城州伏見に到り、城を守るべしとの命あり。元和四年迄、伏見にありと云々。

或本に、同廿六日、水戸輔臣中山左助信吉、從四位下に敘し、備前守に任すと云々。同廿七日、綸命を、駿府の城に於て受け給ふ。同廿九日、御饗應あり。

或本に、此時一色左兵衛範勝は、無官なれども、今般、敕使饗應配膳の役たり。時に永井右近大夫直勝言上に、左兵衛事、無官にして、此役如何と申上げければ、家康公仰に、渠が家は、足利の門葉にして、代々、室町將軍家の賞翫ありし家なり。依つて諸大夫は不相應なり。無官にて侍從諸大夫の代りを勤むる事、規模なる由仰あり。依つて烏帽子素袍を着し、配膳を勤む。家光公御世、寛永の始め、酒井讚岐守忠勝を以て、一色は高家たれば、諸大夫不相應の由、東照神君仰ありと雖も、五位に進むは當時の面目なり。渠が心底に望あらば、仰付けらるべしとありければ、範勝難有仕合、身に餘りける故、御請申上、從五位下に敘し、式部大夫に任ず。然れど

家康太政大臣に任せらる

も武役を勤むべき由奉願故、高家の例に入れられず、御子御使番となり、其子右馬介範親、御花畑番を勤め、五十に満たずして死す。其子左兵衛範風も早世す。範風が子長七郎範永、母は安部丹後守が女家綱公の御世、九歳にて死去し、家祿二千石を召上げられ、家斷絶すと云々。

四月小朔日、堀丹後守直寄を寢殿に召して、大坂の軍功、且平日の武備を御稱美の上に、我れ薨せなん後、國家擾亂せば、藤堂を以て大樹の一陣とし、井伊を二陣として、汝は兩隊の間に屯し、其横を撃つて之を敗るべし。忠義怠るべからずとの仰を蒙る。直寄頓首して退きけり。同三日、敕使駿府を發駕し給ふ。同日、水野隼人正忠清を召され、先祖の忠功を賞し給ひ、參州菊屋の城二萬石を賜はる。元は七千石なり。頃日、大御所、秀忠公に對し給ひ、予が病、愈篤し。假令倉公扁鵲といふとも、命數の極まる所、如何ぞ醫治せんや。偕て天下を平治する事、馬上にてなすべきにあらずと雖も、仁弱にしては、功業長く享くべからず。若し明日にも、諸侯の内、不順の者出で來らば、躬ら出馬し、假令、親戚世臣たりとも、妄に私の恩惠を加へず、速に罪せらるべし。小敵と雖も、努々怠りて、捨置くべからず。且つ輕んじ給ふなど、濃に仰ありければ、謹んで嚴命を拜し給へり。

或本に、同四日、石川主殿頭忠總を召しければ、御牀の側に伺公す。時に命あつて曰、昔年、汝が養父石川日向守死去せる時、實父相模守、石川長門守康道との幼子あるを以て、汝をして石川の家を繼がしむる事を、辭退すと雖も、予が思ふ所を變せず、遂に外祖父日向守が家督とせり。況や多年恩顧深ければ、能く將軍家に奉仕すべき由を命せらる。時に大久保權右衛門忠爲も、主殿頭に從ひ、同御前に候す。大御所、重ねて忠總へ、新發の地を大垣に開きて、一萬石に及ぶとも、權右衛門に興ふべし、必ず忘るゝ事勿れと仰あり。已にして忠總、拜謝して退きけりと云々。或本に、同五日、松倉豊後守・桑山左衛門佐・市橋下總守を召して、去年の夏陣の功を賞し、采邑五千石宛を加恩し給ふと云々。

同十四日、諸州の牧伯を召され、予、老病甚だ篤うして、命、日暮に迫れり。當時、大樹院既に、海内の政務を執行はるれば、一身後の事に於て憂無し。然れども將軍の

制令行跡、若し道に違ふ事あらば、天の監昭々たり。諸將、天道神明の誠意を受けて、自ら國柄を執るべし。天下は一人の天下にあらず、天下の天下なりといへば、予、何ぞ恨を泉下に含まんや。此外に遺し言ふ事なし。蚤く封國に歸られ、大樹の命を待つて來らるべしと、財貨を頒ち給はり、各領國領邑に還し給ふ。群侯も、私無き嚴命を拜し、愁涙襟を濡し退散しけり。重ねて大御所、秀忠公に屬し給ひ、天下の政事、聊も邪曲なかるべし。嚮に諸國の侯伯に告げて、大樹の政道違ふ事あらば、各天に承りて、國柄を執るべしといひき。自然、海内の侯伯、我意に誇り逆謀あつて、參勤せざる者あらば、早速、其罪を糺し著して出馬あるべし。又義直、頼宣、頼房、未だ幼弱なり。予に代つて憐憫あれと仰せられ、次に三君を召され、爾が輩大樹へ仕へ、或は賤役にも従ひ、或は左右にも給仕し、只命に従つて、背く事勿れと仰あり。其上に成瀬隼人正安、藤帶刀を召され、汝等、予が歿後に於て、全く忠義を竭し、努々宰相に疎遠あるべからず。若し不順の心あらば、如何にもして諫糺すべし。汝等害心を挾みなば、黄泉の下より勘當すべきぞと、理を盡して上意ありける。

或説に、福島左衛門大夫を召し、御暇を下され、御遺物として、御直に名物の茶入を下され、其許には、先年、將軍へ讒言の者ありて、逆心も有之様に聞え、永々江戸に留めたり。今度、將軍家、仰分けられ、御暇を給ふ間、心安く存せられ、國元に於て、一二年も休息あるべし。又御誕に、斯の如く仰せられ候へども、其許將軍家へ不足あらば、歸國の上、逆意の事は、心任せたるべしと仰ありけるを、正則、怵へ兼ね、聲を揚げて泣きつゝ、退出しければ、本多上野介を召され、左衛門大夫は、何と申せしぞと尋ねさせ給ひければ、太閤以來、少しも御疎略に仕らざる所に、只今の御意、餘り情なき御事に奉存と、申上げける由を言上す。時に大御所、夫にて相濟みたりと仰ありけるとかや。抑も福島左衛門大夫正則は、後年、廣島の城普請に善美を盡し、畫圖を以て願ひし所、將軍秀忠公、直に御覽あつて諸臣を召され、彼城は、毛利元就良將にて、異國本朝の例を考へ、數年心腑を碎き、要害を構ふる故に、十三ヶ年迄掌握し、數萬の士を扶持したり。然るに正則は、僅二箇國の守護なれば、元就、輝元が全盛十分一の身上にて、廣大の願を起す。是れ皆分限を辨へざる

奢侈なり。所詮本丸を破却し、二三の丸に居住せよと、申遣すべき由宣ひけり。各畏りて、上意の趣を申送りたるに、正則上意を背き、普請結構しければ、將軍、愈々御機嫌損じ、元和五年六月十四日辰刻、江戸に於て、牧野駿河守・花房志摩守兩人、正則の宅に赴き、犯禁の罪により、安藝・備後を召放され、信濃國・川中島へ配流仰付けられ、彼地に於て、四萬石與へ給ふべき由、台命を以て申聞かせ、若し違背に於ては討果すべしとて、表の門前には蒲生下野守、裏の門前は鳥居左京亮、芝の下屋鋪へは、最上源五郎を差向けらる。右三家の郎從等、皆甲冑を帶して取圍めり。兩人の上使は、上意を申聞かせ退出の後に、蒲生下野守より、志賀與三右衛門を使者として、急ぎ居宅を出でらるべしとありければ、正則、彼使者に遇ひて、仰せらるる迄もなし、頓て信州へ赴くべしとて、使者を還し、家來熊澤助右衛門・上月新八を呼びて、奥羽の風俗、常にかさつなれば、蒲生・鳥居が郎從等、門内へ込入るに於ては、堪忍なり難し。然る時は、事の破れとなるべし。我等旅行の用意する中は、汝等門内に控へ、其理を盡して申聞かせ、其上に承引せずば馳歸り、其旨を註進せよ。

我等は切腹すべしと申せば、助右衛門承り、心外の仰にて、承知仕り難しといひも果てぬに、正則、例の怒を發し、某、此度、斯る身となりたる故、己等さへ侮ると見えたり。愈々下知に隨はずば、手討にせんと膝を立直されしに、助右衛門、更に驚かず、新八に向つて、只今、仰聞けらるゝ如く、出羽・奥州の風俗、かさつなる事勿論なれば、兩人立向ひ、理を盡して申聞かせたりとも、大方は承引すべからず。其時に御邊と我等、御門より馳せ歸るに於ては、追立てられしも同じ事にて、末代の恥辱なり。然る上は、込入る奴原を腕限り斬伏せ、之を御註進となし、君は兎も角御心に任せらるゝ様にあらまほし。さなくば兩人御手に掛かるが、本意にてなきかといひけるを、上月新八同意して、其方が申す如くなりと答へたれば、正則、忽ち機嫌を直し、兩人が申す所、至極せり。幾重にも無事を繕ひ、其上にも承引せずば、汝等が心に任せよといはれけるとぞ。又廣島へは、城請取として、安藤對馬守重信・永井右近大夫直勝、一本に、本多美濃守一人に作れり、廣島より七里隔てし隠戸の瀬戸にあり。時に、正則の家臣吉村又右衛門・大橋茂右衛門、一本、永井治郎右衛門一人に作るを以て、當城の儀は、左衛門大

夫父子に召預けられ、某等は、彼父子より預かり申す上は、父子の下知なき内に、城を相渡し申さん事、本意なきに似たり。然れば父子自判の書を見申し、其下知に随ひ度候と申せば、上使も尤とありけるが、此趣を江戸迄申遣しては、日數も重なる故、折節、備後守忠勝、將軍の御供にて、京都建仁寺にありければ、急ぎ飛脚を以て、右衛門が家老の願を註進す。其頃、備後守に仕へし家老、蜂屋將監を、宰臣の旅宿に招き、廣島の家中の申す所據なし。さり乍ら時刻移るに於ては、御在京の御妨となり、御機嫌の程も計り難し。然れば備後殿より、廣島へ御下知あるべき事勿論なり。其方は如何心得るやと問はれしに、將監、聞きも敢ず、父左衛門を聞き、備後一人の心得にて、此事の下知仕るべき様更に無し。假令、書狀遣したりとも、家老共、其下知に随はん程も計り難し。若し、家老共、承引せずば、備後が一生の過なるべし。備後は若輩者に候へば、仰に隨はんと申すとも、某、諫争して、差止むべき職分なり。此所を聞召分けらるべしと、いひ切つて退出しける。其後に正則卿より、城を明渡すべき旨書狀到來して、廣島の家中、何れも退散せり。扱左衛門大

福島正則
信濃に移
さる

夫は配所に赴き、剃髮して宜齋と稱せり。寛永元年七月に
卒す。六十四歳。息備後守正勝も、父と同じく移されたり。翌年九月
に卒す。

或記に、白石先生の曰、正則、國を除かれし時の事、中將直孝の語りしを、石谷將監貞清入道の記せしに詳なり。此時將軍は、都に入らせ給ひ、福島は關東に止まる。斯くて藤堂和泉守・本多上野介・同美濃守・酒井雅樂頭・土井大炊頭・安藤對馬守・板倉伊賀守等を召されて、正則は國除かるべき由仰下され、七人の議する所異同ありて、四五日を経たり。伊賀守計りて、井伊掃部年若なれども、召寄せて問はるべしと申す。其翌日、直孝を加へられし所、人々の議に異なるべきにても候はずと申す。されど、先づ存する所を申上ぐべしと、重ねて仰せられしに及びて、某が存するには、正則を都に召され、其罪を數へられて、申開く旨あらんには、聞召さるべし。若し又、本國に罷下つて、申すべき事あらんには、夫又、望に任せらるべき所なりと仰下され候はんか。然らずんば、御使一兩輩を、關東に下され、仰傳へしめられ、異儀に及びなば、御留守に侍らん人々して、誅せられんに過ぐべからずと申

す。和泉守聞きて、掃部頭、若年に候故、古の小路軍といふ事存じ仕らず、大きなる屋鋪に、兵數多引籠り切つて出でんには、仕悪き合戦なるものと申す。直孝、聞きも敢ず、やあ御邊には、夫等の軍、何所にしてやし給ひつる。小路軍といふ事、昔には聞けども、誰が其軍せしといふ者を見ず。昔、駿河の國にして、今川の家人飯尾信濃守といふ者討たれし時、其事ありしとはいふなれど、當時、夫等の軍せしといふ人は、聞えずといふ。先づ、夫等の問答は暫く置きて、明日又議せらるべしと仰あつて、御暇給はりぬ。偕て井上主計頭正就して、密に直孝に仰せらるゝ旨あり。明日疾く參るべし。但し裏御門より來るべしとの御事にて罷出づ。此事決せずして日已に久しく、世に聞ゆる事もこそあれ。直孝、其議に召加へられ、人の疑受けん事然るべがらすと思ひ、其夜一紙の起請文に血を注ぎ、正就して參らす。頓て御前に召されて、昨日申せし所、又別に良き思案もなきやと仰せらる。直孝、昨日申上げしより外、存する旨も候はずと答ふ。其時秀忠公、我れ始より、汝が申す所の如く、各と心同じからねば、事久しく決せざりき。今日は、汝が議せし

所の事に決しつべし。其旨を存すべしと仰出されて罷出づ。頓て又、人々に從うて參れり。扱て關東への御使には、牧野右馬允忠成を下され、花房志摩守を副へらる。此等、正則に親しき輩なり。若し事あらん時の爲に、物に心得し者共下さるべしとて、久世三四郎廣宣・坂部三十郎廣勝・小栗又市・阿部四郎五郎・堀田勘左衛門・山田野十太夫等の御使番も副へらる。又古き人の申せしは、此時、關東には、松平下野守・蒲生・最上等の大名に守らせ、正則が舉動に依つて、彼館を攻めらるべき由を仰下されしとぞ。福島が館の上、愛宕の山の上には、久世・坂部等を始として、御先手の人々、鐵炮を立並べて、彼館を見下し、事起らば、忽ちに打破るべき有様なり。御使の面々、福島が館に向ふ。正則、仰の旨承りて、稍あつて後に、大御所世にまします時ならば、某、申すべき事もありなまし。當代に向ひ參らせ、何事かを申すべき。左にも右にも、仰にこそ隨ふべけれと答へ申しければ、聞く人感涙を催しける。又或人の申せしは、正則が許へ御使に行きしは、鳥居左京亮忠政なり。忠政、此仰を承り、己が家に歸り、供人少々引具し彼館に向ふ。侍共に申せしは、某、

思ふ所あれば、縦ひ命を殞す事ありとも、相構へて、汝等、戦に及ぶ事あるべからずと、堅く誓はせて行き、正則に對面して、仰の旨を傳ふ。左衛門大夫稍ありて、答へ申すべき事あり。暫く待ち給へとて内に入りけり。夫より彼館、殊の外物騒がしくなりしかど、忠政は只常の氣色にて、正則が出で來るを、待つ事二時計りの後に、長袴を着して刀をも帶せず、幼き娘の手を携へて、忠政に向ひ、某、さしも當家に忠ある者に侍れば、七代が内は罪許さるべき身の、正則が一生の程をだに過ぎ得ず。斯る仰を承るこそ恨めしけれ。されば某が妻子等一々に刺殺し、御邊と刺違へて死なんずると思ひ究め、既に刀を抜いて、先づ彼等を殺さんとする事、數度に及べども、いづくに刀を當つべしとも覺えず。此上は力なし。左にも右にも仰にこそ隨ふべけれ。年來の情に、渠等が事、よきに頼み參らするに候と、申せしなりと云々。此事不審なり
同記に見ゆ。

或記に、福島左衛門大夫は、配所にあり乍ら、食祿四萬五千石を給ひし所に、逝去の後、家人四郎兵衛といへる者の計らひにて、火葬にせし故、其過により、米祿悉

く召上げられしが、家綱公の御治世に當りて、正則の忠節、思召出され、正則、京都にある頃出生せし市松或は市之丞といへるを召出され、上總國にて、二千石或は三千石を給はると云々。市松、後に福島兵衛尉と稱し、元祿二巳年十月、御書院番頭
に仰付けられ、同十二月、從五位下伊豆守に敘任すとぞ。

大御所御病床の邊には、秋元但馬守泰朝、板倉内膳正重昌、松平右衛門大夫正綱、榊原内記清久後に照久と諱す、晝夜咫尺も去らずして、功勞を竭せし所、同十七日、御齡七十五歳にして薨去まし、秀忠公を始め奉り、家門・世臣・御旗本の諸士はいふに及ばず、歎かぬ者はなかりけり。

家康逝去

或本に、昨十六日晚方、御差料の三池傳太別記に、筑後國の住人傳太と稱すと云々の御腰物を出され、町司彦坂九兵衛に命せられ、死罪に極りたる科人あらば、試させよと仰ありける故、即ち試して御前へ奉りければ、之を榊原内記に給はり、久能山に納むべき由仰ありける。又内記は、久能の祠官たるべしと命せられたり。此内記は、元和四年四月十二日、從五位下大内記に敘任し、同八戌年六月廿日、從二位に敘し、正保四亥年八月七日、六十二歳にて卒去すと云々。

家康公薨去の事

大内記が嫡子越中守は、御譜代大名に列し、寄合の上に座し、久能山を守護す。次男左馬助御書院番を勤む。三男大膳は、御先手弓頭に至り、四男左京、中奥御番たり。五男七郎左衛門は、御小姓組に入り、長女は、一色右馬助範親が室なりと云々。

或本に、大御所薨せられんとする時、本多上野介へ、大樹を早々召せとありしが、先づ無用にせよと上意ありて、予が歿後、必ず武道の儀を御忘れなきやうに、將軍へ申せと仰せられ、其儘、御息は絶え給へりと云々。

或本に、世に傳ふ、大御所御馬の舍人井出八郎右衛門といふ者、弱年より仕へ奉り、數度の戰場へ、御馬の轡に附従ひ、甚だ御旨に應じ、御褒詞を蒙る事を感激し、黄泉の供奉せん事を欲すと、其長、畔柳助九郎に達し、其詞の未だ畢らざるに、忽ち自殺すと云々。

夫より同國久能山に葬り奉る。榊原内記清久をして、神職を掌らしむ。本多上野介正純・松平右衛門大夫正綱・板倉内膳正重昌・秋元但馬守泰朝の四人、靈柩に供奉す。

家康を久能山に葬る

將軍御名代として、土井大炊頭利勝・尾張宰相義直卿の使者成瀬隼人正正成・駿河宰相頼宣卿の使者安藤帶刀直次・水戸頼房君の使者中山備前守信吉中山勘解由左衛門家口の男なり。寛永十九年に卒す。等供奉たり。是皆豫め御遺言に因つてなり。此外の人、山中に入る事を得ず。安國院殿德蓮社宗譽道和大居士と謚し奉る。同廿五日、秀忠公、久能山に御參詣あつて、榊原内記清久が宅へ入らせられ、御膳を獻す。同廿七日、秀忠公、駿府を御出興あつて、廿九日武城に入らせ給へり。

或本に、徳川家累代浄土宗門たるを以て、武江三縁山増上寺にも、御靈屋を經營せらる。金銀を鑲め、結構崔嵬たり。日本の國數を表して、疊數六十六疊なりと云々。

御軍令并伊東別所、爭論の事

同年六月大七日、本多佐渡守正信、七十九歳にて卒せり。

或記に、正信存世の中に、嫡子上野介へ、某が歿後に、必ず其方へ御加増あるべし。

本多正信死去

御軍令并伊東別所爭論の事

三萬石迄は、被下候御事なれば、御請申すべし。若し其餘仰出さるとも、御請決して無用たるべし。冥加に盡きなんといひける所に、後年十五萬石にて、下野國宇都宮城主に仰付けられ、根來衆百廿人御預あり。此組頭は、大納言・少納言といふ同心なり。此等は度々御陣の供奉して手柄あり。故に一騎をも勤むる程の者なり。抑此根來衆といへるは、紀州根來寺の僧の末なり。秀吉公の時、下知に背く事あつて、天正十三乙酉年三月廿三日、彼寺を攻められしに、惡僧等一味し、近國隣里の盜者共を招き集め、防ぐ事甚だ疾かりけるにより、秀吉公の軍勢は、追立て追立て荒手を入替へ攻めける故、惡僧等は事ともせざれば、此寺輒く破り難しと攻倦みしに、筒井順慶兵士を下知し、頻に火箭を發しける故、城中俄に火起つて、死する者千六百餘人に及べり。之に依つて惡僧等は、防ぐ手段もなく、散々になつて退きしが、武勇を顯す者共なれば、根來寺破却せられ、今更高野山に隨はんも口惜しと思ひ、流浪しけるを、家康公聞召され、其中にて百餘人を抱へられ、御先手に定め給へり。之を根來組といへり。徳川家に其氏族ある事は、大略此時より

始まりしとかや。然るに本多正純は功に誇り、宇都宮の城普請の節、彼御預りの根來組へ、壁拒をかくべしと申付けたりし故に、根來共、是は僻事なりとて、勤めざりしにより、正純怒つて、一人も遁さず、女房子迄首を刎ね、塚に築込めたり。斯る惡事により、元和八年に、羽州由利の地に配流せられたりと云々。

異説に、秀忠公、日光御社參の時、宇都宮の城に御止宿あるべき所、本多上野介逆心により、御湯殿に窶を設け、弑し奉らんと謀りしに、其企露顯せし故、秀忠公は、密に酒井雅樂頭を召連れ、彼表より江城へ還御あり。時に松平下總守は、秀忠公の御輿に移りて社參せり。此事により、本多は配流せられしと云々。正純は、寛永十四年三月十四日卒す。七十三歳なり。

或本に、本多上野介は、宇都宮の普請するに、公聽に達せず。又大御所の御時より、附置かれたる根來衆といふ足輕の兵百人あり。彼城修する時、催促に隨はざりし故に、一日の内に、悉く切つて捨てたり。此二條、既に上を輕しめ參らせて、大法を犯せり。己が城にて、將軍家を失はんと謀りしは無き事なり。夫も人々疑

ひし事ありしに依つてなり。假の御所中の遣戸毎に、又戸一つ宛設けたり。是は若し地震して地傾き、戸の開かざらん時に、遣戸より出でさせ給ふべき爲に、結構せし所なり。此頃斯る事は、世になかりし程に、是は軍兵亂れ入らん爲の料なりとて、人々怪しむ。御湯殿の敷板、踏まば落ちん様に巧み、其外に悉く劔を立並べしなどいふは、跡方もなき事なりと云々。

白石先生曰、某、奥に下りし時、宇都宮の城を出でて、彼方に原あり。其中に大なる塚あり。之を根來塚といふ。所の人に問へば、彼百人の兵を埋めし所といふ。又彼の城に、三日月の堀といふあり。正純、新に鑿りしといふ。是れ世に傳はる九馬出しといふものなり。然れば正純が城築かんといふも一定なり。此二條、正純いかで私に取計ふべき。されども實に公聽に達せざらんには、其罪輕からず。誠に此等の事のみにあらず、罪蒙るべき由ありとなん。此事、誰かは知るべき。宇都宮より忍びて還らせ給ひしは、深き御心ある事なりといふ人あり。其由、二條あり。一條は、さもありなん。一條は、覺束なき事なり。世に傳

へて、益なきに似たりと云々。

或記に、坂崎出羽守が、將軍家を怨み參らせて、己が宿所に籠りし時、執政の人々相議りて、出羽守が老の許に奉書下して、汝が主人、逆亂の罪通るべからず。坂崎の家絶えざらん事を思は、汝が主に勸めて自害させよ。さあらんに於ては、世繼を立て給ふべき旨を下知すべしと議定す。其時、本多上野介、人々に向ひ、誠に彼老が、主人に腹切らせたらんに、彼家は立ち給ふべきやと問ふ。人々、いかで彼謀叛人の家を立て給ふべき。正純聞きて、然らば、其奉書下されん事、然るべからず。彼不臣を罪せんが爲に、彼臣に不臣を勸め給ふ事、天下の下知にあるべき事とも思はれず。速に軍勢を差向けて、誅伐あるべきものなり。何ぞ人臣の教とすべからざる事を述べて、僞を行ひ、天下の風俗を亂り給ふべきやといひしかど、衆議一決せしかば、正純が連署叶ふべからずと申して、書を加へざりきと云々。

白石先生曰、正純が他事は如何にもあれ、此一言は、天下の名言なりといふべしと、柳生但馬守宗矩、常に感せられしなり。誠に此一言を以て見るに、此人の

若き時より、大御所の御覚えのよかりし、諾^{ちか}なるにや。又同職の人と、其間の不
快なりし、押して知られ侍るにや。

或本に、正純が孫を忠左衛門といひしが、家綱公の時に召還され、後に御使番を勤
めしと云々。正純の息出羽守正勝は、
父に先立つて卒す。

軍役を定む

同月、軍役の儀を仰出さる。

一、五百石 鐵炮一挺 鎗三本(但組鎗とも)

一、千石 鐵炮二挺 鎗五本(但組鎗とも)
騎馬一騎

一、二千石 鐵炮三挺 鎗五本(但組鎗とも)
騎馬三騎

一、三千石 鐵炮五挺 鎗十五本(但組鎗とも)
騎馬一騎

一、四千石 鐵炮十挺 鎗廿本(但組鎗とも)
騎馬一騎

一、五千石 鐵炮十挺 鎗廿五本(但組鎗とも)
騎馬七騎 旗二本

一、一萬石 鐵炮廿挺 鎗五十本(但組鎗とも)
騎馬十四騎 旗三本

元和二辰年六月

或本に、

一、千石 人數廿三人 持鎗二色弓一張
鳥銃一挺

一、千石 人數廿五人 持鎗三色弓一張
鳥銃一挺

一、千二百石 人數廿七人 持鎗三色
鳥銃一挺

一、千三百石 人數廿九人 持鎗三色
鳥銃一挺

一、千四百石 人數卅一人 持鎗三色
鳥銃一挺

一、千五百石 人數卅三人 持鎗三色
鳥銃一挺

一、千六百石 人數卅五人 持鎗三色
鳥銃一挺

一、千七百石 人數卅七人 持鎗四色弓一張
鐵炮二挺

一、千八百石 人數卅九人 持鎗四色
鐵炮二挺

一、千九百石 人數四十一人 持鎗四色
鐵炮二挺

一、二千石 馬上一騎 鎗五本弓一張
鐵炮二挺

一、三千石 馬上二騎 鎗五本弓一張
鐵炮二挺

一、四千石 馬上三騎 鎗十本弓二張
鐵炮三挺

一、五千石 馬上五騎 鎗十本旗二本
弓三張 鐵炮五挺

一、六千石 馬上五騎 鎗十本旗二本
弓五張 鐵炮十挺

御軍令并伊東別所爭論の事

- 一、七千石 馬上六騎 鎗十本旗二本
弓五張鐵炮十五挺
- 一、八千石 馬上七騎 鎗廿本旗二本
弓十張鐵炮十五挺
- 一、九千石 馬上八騎 鎗廿本旗二本
弓十張鐵炮十五挺
- 一、一萬石 馬上十騎 鎗卅本(但長柄對鎗共)
旗三本弓十張鐵炮廿挺
- 一、二萬石 馬上廿騎 鎗五十本(但長柄對鎗共)
旗五本弓廿張鐵炮五十挺
- 一、三萬石 馬上卅騎 鎗七十本(同斷)旗五本
弓廿張鐵炮八十挺
- 一、四萬石 馬上四十五騎 鎗七十本(同斷)旗八本
弓廿張鐵炮百廿挺
- 一、五萬石 馬上七十騎 鎗八十本(同斷)旗八本
弓卅張鐵炮百五十挺
- 一、六萬石 馬上九十騎 鎗九十本(同斷)旗十本
弓卅張鐵炮百七十挺
- 一、七萬石 馬上百騎 鎗百本(同斷)旗十本
弓五十張鐵炮三百挺
- 一、八萬石 馬上百卅騎 鎗百十本(同斷)旗十五本
弓五十張鐵炮三百五十挺
- 一、九萬石 馬上百五十騎 鎗百卅本(同斷)旗廿本
弓六十張鐵炮三百五十挺
- 一、十萬石 馬上百七十騎 鎗百五十本(同斷)旗廿本
弓六十張鐵炮三百五十挺

右御軍役之次第なりと云々。是は以前の御定なるや。

七月、武州に於て食邑七千石、酒井備後守忠利に加賜せらる。本多三彌正重、下總國相馬郡に於て、采地加賜せらる。舊領凡て一萬石になる。

或本に、本多三彌左衛門、始め三彌と稱す。然れども世の人呼びよき儘、三彌と計りいひしとなり。何れの頃にや、家康公の御氣色蒙り、山家に引籠り居りしに、御書給はりて召されし時、山谷左衛門と書かせられしにより、自らも山谷左衛門と書きしとなり。本多佐渡守が弟なり。永祿六年、一向宗に組して、徳川家に敵せり。同七年罪免されて、元の如くに召仕はれ、度々高名あり。其後、徳川家を去つて、尾州に至り、織田家に仕ふ。天正十二年九月、前田筑前守利家に従ふ。同十五年、秀吉公、筑紫岩石の城を攻め給ひし時は、蒲生氏郷の軍奉行して先駆す。慶長元年、又家康公に見參し、元の如くに召仕はる。

元和二年七月三日、七十三歳にて卒す。正重遺言して、多くの所領、息等に悉く給はらん事、望む所にあらざる由を申せしにより、所領を減せられ、息豊前守正

貫家を繼ぐ。但し此頃は、上方の大名卒する時、遺言して所領を返し獻る事あつて、世の習はしの様になりし故に、正重、遺言はなけれども、本多上野介が慮らひにて、斯く申せしが、正貫に八千石給はりしとなり。

此人、天性腹悪しき人なれど、又極めて正直の人なり。或寒夜に、大御所、御膳を召上られ、本多佐渡守にも給はる。折節三彌も參り、人々も御旨を傳ふる事あり。事終つて後、鶴の羹を召され、正信に向ひ給ひ、尋常の羹ならんには、今の程も經たらんには、冷かになりなんす。此羹は、斯く温かなること、大鳥の、老人に益ありといふ、さもありなんと仰せらる。佐渡守、箸きり納め、答へ申さんとする間に、正重進み出でて、此三彌等が如き小鳥腹を、羹にして候はんには、今の程に氷るべしといひ捨て、御前を罷出でたり。大御所、大に呆れ給ひ、如何に佐渡守、汝が弟の心、まだ改めざる。あの心にては、いかで大名になるべきと仰せけり。大坂御陣の後に、坂部三十郎・久世三四郎に、賞行はれしと聞きて、その三四三十、いかに某に超えたる武功あつて、賞を行はれけんやとて、刀を提げて城に登る。坂部・久世は、

罷歸るとして大門を出でけり。正重、此方に向ひ、揉みに揉んで來る。怪しからぬ者かなと見る所に、橋の半に至りし時、三彌大なる聲にて、御邊達は、如何なる高名にして、所領を給ひけるぞ、語れ聞かんと喚ばはる。久世三四郎、早く心得、左の手にて、耳の輪取つて見せければ、三彌も致し様なく、さこそあらめ、御邊等は耳の輪大きく生れたり、武功に於ては、何條某に及ぶべきといひ、打連れ立ちて歸りしと云々。

八月大十二日、一本十日、八日江州の内にて二千石、水野備後守分長に加賜せらる。舊領合せて二萬二千石。或記に、同月、上州多胡郡伊勢崎に於て、食邑三萬二千石、酒井雅樂頭忠世に御加増あり。又此秋、石川主殿頭忠總へ、豊後國にて、一萬石加賜せられ、舊領合せて六萬石になると云々。

或本に、大御所へ勤仕の輩、駿府を去つて、武江に下着すべき故、其采地を給はるべしとて、田安御門の下北西より、清水御門の邊へ流る、江戸川を、本郷の臺に掘通し、淺草川へ流すべき旨を議せられけるを、吉祥寺の前を掘通し、柳原筋より淺

草川へ落し、川の土を以て地形を直し、神田大明神を、湯島の邊に遷し、新川より、東南屋舗に割す。則ち駿府より引移る地なれば、駿河臺と稱せらる。

九月小十三日、秀忠公の次君國丸、一本に國松君に作る甲斐國に封せらる。鳥居土佐守成次、元

老として附屬す。加恩ありて都合三萬五千石。朝倉筑後守定政、是亦成次が列となり増封あり。其高三萬五千

石なり。

或本に、國君、後に駿河大納言忠長卿と申す。御行荒々しくて、秀忠公の御心に、叶はせ給はぬ事のみ多かりしかば、土佐守成次、日夜に心を苦しめ、或時は色を柔らげて、教へ導き參らす事もあり。又或時は、顔ばせを犯して、諫め争ひ奉る事もあり。寛永二年正月、青山大藏大輔幸成、秀忠公の御使として、忠長卿の館に行向ひ、駿河・遠江を給ひ、本領甲斐を合せて、三ヶ國を領し給ふべき旨を演べしに、忠長卿、喜ばせ給ふ氣色もなく、又答へさせ給ふ旨もなし。幸成は、事柄惡しと思ひけん、成次が方に向ひ、大國二つ參らせらるゝのみにあらず、甲斐國共、其儘に合せ領し給ふべきとの御事、返すくも目出度候と賀し申しければ、忽ち

に御氣色損じ、やあ大藏大輔、甲斐國、元の儘領する事、忠長が分に過ぎぬと思ふ。たましく天下の主の弟と生れたらん身の、是程の國を領せん事、何程の事あらんと、以の外に怒り給ふを、成次、よきに申直して、青山を還したり。其後、御前に參りて、抑も本朝は小國なれば、五畿七道を合せても、僅に六十餘州に分りたり。君は大相國の御子、將軍の弟にてましますとて、其が二十分の一をば參らせられたれば、勇々しき御果報にてましますや。夫に斯く少しも悦ばせ給はぬ事は、如何なる御心にて、渡らせ給ひ候ぞや。其上、已に人臣に列らせ給ふ上は、相國の御家人、皆御同僚にてこそ候上、殊に大藏大輔は、天下の政務を司つて、時の重臣に侍る人の、君父の御使に參りたらんを、斯く恥がましく仰せ候ひし事、且は不忠不孝、且は無禮不義とも申すべしと、泣々諫め參らせたり。同八年、成次、申斐の國にて病に臥し、朝夕を期し難く聞ゆ。秀忠公より、忠長卿に御暇を給はり、駿河へ御入部あるべしと仰せらる。忠長卿、殊の外に悦ばせ給ひ、成次が存命たらん中に、此事聞かせて喜ばせよとて、近う召仕はるゝ人を御使として、早馬打たせて遣